南相馬市地域防災計画

【資料編】

【資料編】

１　災害対策資料

市町村長による危機管理の要諦　―初動対応を中心として―（消防庁作成抜粋）…… 427
１－１　避難指示等の発令基準（目安）…… 429
１－２　気象警報・注意報発表基準…… 432
１－３　指定避難所・指定緊急避難場所…… 433
１－４　福祉避難所 …… 435
１－５　備蓄倉庫・備蓄品 …… 436
１－６　土砂災害警戒区域・浸水想定区域内の要配慮者利用施設…… 438
１－７　消防団 …… 440
１－８　自主防災組織 …… 443
１－９　原子力災害時一時集合場所・避難先・避難経路…… 445
１－１０　安定ヨウ素剤備蓄場所 …… 453
１－１１　防災行政無線子局の配置（１１５局）…… 454
１－１２　ヘリコプター臨時離着陸場…… 456
１－１３　緊急通行車両の標章 …… 457
１－１４　災害救助法による救助の程度、方法及び期間…… 458
１－１５　被害の認定基準 …… 462

２　災害危険箇所

２－１　河川及び重要水防区域 …… 465
２－２　水防通報及び避難場所 …… 467
２－３　海岸保全区域 …… 469
２－４　砂防指定地 …… 470
２－５　地すべり危険区域 …… 471
２－６　土砂災害警戒区域 …… 472
２－７　防災重点農業用ため池 …… 478
２－８　その他、がけ崩れ対策事業箇所…… 482
２－９　山腹崩壊危険地区 …… 482
２－１０　地すべり危険地区 …… 484
２－１１　崩壊土砂流出危険地区 …… 484

３　水防関係資料

３－１　用語の定義 …… 487
３－２　水防の責任等 …… 490
３－３　重要水防区域評定基準（福島県水防計画）…… 493
３－４　水位観測所（福島県水防計画抜粋）…… 495
３－５　波高及び潮位観測所（福島県水防計画抜粋）…… 496
３－６　雨量観測所（福島県水防計画抜粋）…… 497
３－７　気象予報等の情報収集 …… 498
３－８　通信連絡系統 …… 499

３－９　水防倉庫及び備蓄資機材 ····· 500
３－１０　管理団体水防倉庫備蓄資器材（福島県水防計画抜粋） ····· 501
３－１１　調達可能水防資材調書（福島県水防計画抜粋） ····· 501
３－１２　水防工法 ····· 502
３－１３　水防信号、水防標識等 ····· 505
３－１４　水防活動報告書 ····· 507
３－１５　要配慮者利用施設伝達系統 ····· 509
４　条例、協定等
４－１　南相馬市防災会議条例 ····· 510
４－２　防災会議組織表 ····· 512
４－３　南相馬市災害対策本部条例 ····· 513
４－４　南相馬市災害対策本部組織 ····· 514
４－５　南相馬市災害時における相互支援に関する条例 ····· 515
４－６　災害協定（自治体） ····· 517
４－７　災害協定（民間等） ····· 560

1　災害対策資料

市町村長による危機管理の要諦　―初動対応を中心として―（消防庁作成抜粋）

自然災害、国民保護事案等の危機事態における初動対応に関し、市町村長自身が頭に刻み込んでおくべき重要事項は次のとおりである。

1　市町村長の責任・心構え

（1）危機管理においては、トップである市町村長が全責任を負う覚悟をもって陣頭指揮を執る。

（2）最も重要なことは、①駆けつける、②体制をつくる、③状況を把握する、④目標・対策について判断（意思決定）する、⑤住民に呼び掛ける、の５点である。

（3）市町村長が最初に自ら判断すべき事項は、避難指示等の発令と緊急消防援助隊や自衛隊の応援に係る都道府県への要求である。

（4）災害状況が正確に把握できない場合でも、最悪の事態を想定して判断し、行動する。

（5）緊急時に市町村長を補佐する危機管理担当幹部を確保・育成する。

（6）訓練でできないことは本番ではできない。訓練を侮らず、市町村長自ら訓練に参加し、危機管理能力を身に付ける。

2　市町村長の緊急参集

（1）危機事態が発生した場合（または発生が予想される場合）は、最悪の事態を想定し、一刻も早く本庁舎（災害対策本部設置予定場所）に駆けつける。

（2）市町村長は、災害等が予想される場合には即座に本庁舎に駆けつけることができるよう待機する。

（3）市町村長が即座に参集できない場合に備え、あらかじめ特別職の権限代行者（副市町村長等）を定め、周知しておく。

　災害等が特に予想されない平常時において、市町村長が市町村外へ離れる場合は権限代行者を市町村内に所在させておくことが必要である。

（4）緊急時には、第一報を覚知した宿直等から、直接かつ迅速に、市町村長に情報が入る体制をあらかじめ確立しておくとともに、市町村長は、常に連絡を取れる体制をとっておく必要がある。

（5）市町村長が有効にリーダーシップを発揮できるよう、職員の初動体制（宿日直体制・緊急参集体制）をあらかじめ構築しておく。

3　災害時の応急体制の早期確立

（1）準備、体制構築が早すぎて非難されることはないので、躊躇せずに災害対策本部等を立ち上げる。

（2）声の出せない地域ほど最悪の事態が起きている可能性が高い。被害情報の取れない地域こそあらゆる手段を用いて情報を取りにいく。

（3）最悪の事態を想定して、災害時の応急対応に従事する職員の安全管理に配慮する。

4　避難指示等の的確な発令

（1）災害が発生する危険性が高い状況を地域の住民に直接伝達する最も有効な手段が避難指示等を発令すること。

　避難指示等の発令は、住民の生命を守るための災害時における市町村長の最大の使命。

（2）特別警報などの生命に関わる気象情報の伝達や避難指示等の発令は、「見逃し」より「空振り」の方が良く、昼夜を問わず、あらゆる手段を用いて住民へ伝達するとともに、要配慮者については昼間から早目の避難準備行動を促す。

（3）平常時から、気象情報等に対応した避難指示等の発令基準を設定しておくことは、避難指示等のスムーズな発令をする上で欠かせない。

（4）避難指示等を発令した結果、被害が発生しなかったとしても、「空振りで良かった」と捉える住民意識の醸成を促進すること。

5　都道府県、消防機関、自衛隊等に対する応援要請

（1）まず、都道府県、消防機関、自衛隊等へ一報する。

（2）都道府県、消防機関、自衛隊等のカウンターパートの連絡先を把握・登録する。

（3）平素から、関係機関のトップとの良好な関係を構築する。

6　マスコミ等を活用した住民への呼び掛け

（1）市町村長が自ら全面に出て会見を行い、住民へのメッセージ等を伝える。

（2）情報を包み隠さず、正確に公表する。

（3）時機を失せず、定期的に発表する。

１－１　避難指示等の発令基準（目安）

避難の種類	発令基準（目安）
高齢者等避難	【新田川】 ○指定河川洪水予報により、原町水位観測所の水位が避難判断水位（レベル３水位）である 3.50mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ○原町水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）である 4.00mに到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 【小高川】 ○小高水位観測所の水位が避難判断水位（レベル３水位）である 2.80mに到達した場合 ○小高水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル２水位）である 2.50mを越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位が急激に上昇している場合 ②小高川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 【真野川】 ○小田島堰水位観測所の水位が避難判断水位（レベル３水位）である 3.60mに到達した場合 ○小島田堰水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル２水位）である 3.20mを越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位が急激に上昇している場合 ②真野川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 【太田川】 ○太田水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル２水位）である 2.20mを越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位が急激に上昇している場合 ②太田川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 【河川共通】 ○堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ○横川ダム又は、高の倉ダムの放流量が洪水流量を越える見込みのある場合(横川ダム 30m/s、高の倉ダム 7m/s) (堤内地) ○１時間降雨量 30 ㎜を超え、かつ２時間降雨予測が 100 ㎜を超えるおそれのある場合。 【土砂災害】 ○大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）となった場合 ○数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ○警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表さ

	れ、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） ○本市の年間降水量(1,289 ㎜)の 10 分の１に相当する降雨量(128.9 ㎜)に達するおそれのある場合
避難指示	【新田川】 ○指定河川洪水予報により、原町水位観測所の水位が、氾濫危険水位（レベル４水位）である 4.00ｍに到達したあるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 ○原町水位観測所の水位が、堤防天端高に到達することが予想される場合 【小高川】 ○小高水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）である 3.00ｍに到達した場合 ○小高水位観測所の水位が氾濫注意水位を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 【真野川】 ○小島田堰水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）である 4.30ｍに到達した場合 ○小島田水位観測所の水位が氾濫注意水位を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の一の堰水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 【太田川】 ○太田川の太田水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 【河川共通】 ○堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ○警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） (堤内地) ○１時間降雨量 50 ㎜を超え、かつ２時間降雨予測が 150 ㎜を超えるおそれがある場合。 【土砂災害】 ○土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ○土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）となった場合

	○警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ○警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ○土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合
緊急安全確保	【新田川】 ○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ○樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）決壊や越水・溢水が発生した場合 ○堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合） 【小高川・真野川・太田川】 ○小高水位観測所、小島田堰水位観測所、太田水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合 ○洪水警報の危険度分布で「災害発生又は切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） 【一般】 ○異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ○樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） ○堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ○大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 【土砂災害】 ○大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ○土砂災害の危険度分布で「災害発生又は切迫（黒）」（警戒レベル５相当情報[土砂災害]）となった場合 ○土砂災害の発生が確認された場合

１－２　気象警報・注意報発表基準

府県予報区：福島県　　一次細分区域：浜通り　　市町村等をまとめた地域：浜通り北部			
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	14
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	115
	洪水	流域雨量指数基準	真野川流域=32.2、笹部川流域=8.2、小高川流域=18.1、前川流域=6.6
		複合基準※	小高川流域=（7、16.2）
		指定河川洪水予報による基準	福島県新田川［原町］
	暴風	平均風速	陸上　18m/s　　海上　20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上　18m/s 雪を伴う 海上　20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地　12 時間降雪の深さ 25cm 山沿い　12 時間降雪の深さ 30cm
	波浪	有義波高	6.0m
	高潮	潮位	1.4m
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9
		土壌雨量指数基準	73
	洪水	流域雨量指数基準	真野川流域=25.7、笹部川流域=6.5、小高川流域=14.4、前川流域=5.2
		複合基準※	真野川流域=（5、15.1）、笹部川流域=（7、5.2）、小高川流域=（5、10.4）
		指定河川洪水予報による基準	福島県新田川［原町］
	強風	平均風速	陸上　12m/s　　海上　15m/s
	風雪	平均風速	陸上　12m/s 雪を伴う 海上　15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地　12 時間降雪の深さ 10cm 山沿い　12 時間降雪の深さ 20cm
	波浪	有義波高	3.0m
	高潮	潮位	0.9m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により被害が予想されるとき	
	濃霧	視程	陸上　100m　　海上　500m
	乾燥	①最小湿度 40%、実効湿度 60%で風速 8m/s 以上 ②最小湿度 30%、実効湿度 60%	
	なだれ	①24 時間降雪の深さが 40cm 以上 ②積雪 50cm 以上で日平均気温 3℃以上の日が継続	
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：浜通り、中通り中部、中通り北部の平地：最低気温が-8℃以下、又は-5℃以下の日が数日続く	
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃以下 （早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）	
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合	
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	100mm

※（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値

１－３　指定避難所・指定緊急避難場所

（１）指定避難所

◎先行して開設する避難所（先行開設避難所）　　令和６年２月末現在

○災害の状況により追加開設する避難所　　※内水氾濫を除く。

地区名等	No.	名称（施設名）	住所	想定収容人数	洪水	津波	地震・その他の災害等※
小高区	1	**◎小高中学校**	小高区吉名字中坪 1	160	○	○	○
	2	小高区役所	小高区本町 2-78	858	×	×	○
	3	小高就業改善センター	小高区飯崎字北原 125	179	○	○	○
鹿島区	4	**◎鹿島生涯学習センター**	鹿島区寺内字迎田 22-1	2,519	○	○	○
	5	**◎農村環境改善センター**	鹿島区寺内字迎田 22	284	○	○	○
	6	**○上真野小学校**	鹿島区浮田字一丁田 81	112	×	○	○
	7	相馬支援学校	鹿島区寺内字鷺内 79	110	○	○	○
	8	角川原総合研修センター	鹿島区角川原字前川原 69-1	82	×	○	○
	9	前川原体育館	鹿島区角川原字前川原 69-1	360	×	○	○
	10	かしま交流センター	鹿島区横手字川原 186-1	30	×	○	○
	11	鹿島体育館	鹿島区横手字川原 186-1	192	×	○	○
	12	かみまの保育園	鹿島区浮田字一丁田 67	155	×	○	○
	13	上真野幼稚園	鹿島区山下字中ノ内 273-1	55	×	○	○
原町区	14	**◎原町第二中学校**	原町区桜井町 1-152	144	○	○	○
	15	**◎大甕小学校**	原町区大甕字鶴蒔 8	98	○	○	○
	16	**○原町第一小学校**	原町区東町 2-66	140	○	○	○
	17	**○原町第二小学校**	原町区橋本町 1-101	144	○	○	○
	18	**○原町第三小学校**	原町区上町 1-13	126	○	○	○
	19	**○高平小学校**	原町区下北高平字古舘 22	118	×	○	○
	20	**○石神第二小学校**	原町区大木戸字西原 1	126	○	○	○
	21	**○石神第一小学校**	原町区北長野字北原田 288	140	○	○	○
	22	しらゆりコミュニティーホール	原町区大町 1-133	57	○	○	○
	23	大町地域交流センター	原町区大町 2-110	51	○	○	○
	24	東町児童センター	原町区東町 2-82	53	○	○	○
	25	原町あずま保育園	原町区東町 3-7-4	60	○	○	○
	26	栄町柔剣道場	原町区栄町 2-42	198	○	○	○
	27	市民情報交流センター	原町区旭町 2-7-1	86	○	○	○
	28	橋本町児童センター	原町区橋本町 1-83-4	54	○	○	○
	29	東ヶ丘公園	原町区橋本町外	3,423	○	○	○
	30	原町第一中学校	原町区南町 3-23	4,684	○	○	○
	31	南相馬市文化会館ゆめはっと	原町区本町 2-28-1	1,303	○	○	○
	32	上町児童センター	原町区上町 2-33	54	○	○	○
	33	クリーン原町センターリサイクルプラザ	原町区上北高平字東高松 37-1	64	○	○	○
	34	原町さくらい保育園	原町区桜井町 1-153	84	○	○	○
	35	ひがし生涯学習センター	原町区高見町 2-30-1	99	○	○	○
	36	道の駅南相馬	原町区高見町 2-30-1	326	○	○	○
	37	北原集落センター	原町区北原字前谷地 260	86	○	○	○
	38	大甕生涯学習センター	原町区大甕字十日迫 26	116	○	○	○

	39	大甕幼稚園	原町区大甕字十日迫 26	54	○	○	○
	40	雲雀ヶ原陸上競技場管理棟	原町区中太田字天狗田 96-1	284	○	○	○
	41	高構造改善センター	原町区高字板ノ上 114	101	○	○	○
	42	馬事公苑	原町区片倉字畦原 4-1	299	○	○	○
	43	石神第二幼稚園	原町区大木戸字西原 1	90	○	○	○
	44	ひばり生涯学習センター	原町区本陣前 3-60-2	205	○	○	○
	45	石神第一幼稚園	原町区北長野字北原田 288	66	○	○	○

（２）指定緊急避難場所（津波一時避難場所）

地区名等	No.	名称（施設名）	住所
小高区（中部）	1	大井会場	小高区大井字東平 5-1
	2	塚原共同墓地	小高区塚原字諏訪原地内
小高区（東部）	3	貴布根神社	小高区村上字舘内地内
	4	水谷建設小高研修センター駐車場	小高区角部内字雁北 30
	5	浦尻公会堂駐車場	小高区浦尻字北原 72-1
鹿島区（真野）	6	宮田公園	鹿島区烏崎字宮田地内
	7	鹿島カントリー倶楽部駐車場	鹿島区塩崎字蛇沼 31
鹿島区（八沢）	8	南柚木公会堂駐車場	鹿島区南柚木字水神下 42
	9	クラップかしま駐車場	鹿島区南柚木字八久々沢 42
	10	宝蔵寺駐車場	鹿島区北海老字北畑 20
原町区（高平）	11	北泉海浜総合公園わんぱく広場	原町区北泉字地蔵堂外
	12	JA ふくしま未来やすらぎ会館駐車場	原町区下北高平字北山 186-5 外

（３）地域避難所

地区名等	No.	名称（施設名）	住所	協定締結日
小高区	1	福岡公会堂	小高区福岡字白山 82	R4.5.31
	2	羽倉公会堂	小高区羽倉字南沢 139-33	R4.7.6
原町区	3	仲町児童センター	原町区仲町 2-165	R3.8.26
	4	中太田公会堂	原町区中太田字舘腰 89	R4.2.21
	5	相馬太田神社	原町区中太田字舘腰 143	R4.2.21
	6	雲雀ヶ原公会堂	原町区大木戸字南東方 40-６	R4.7.1

１－４　福祉避難所

令和６年２月１日現在

No.	施設名	所在地	管理担当連絡先	想定収容人数（人）
1	指定介護老人福祉施設　梅の香	小高区小高字金谷前 81	0244-44-1660	20
2	あすなろデイサービスセンター	小高区小高字金谷前 84	0244-44-1330	6
3	いやしの家５	鹿島区寺内字権現沢 117－1	0244-46-1842	2
4	いやしの家１	鹿島区西町 2－2	0244-26-8034	2
5	ひまわりデイサービスセンター	鹿島区西町 2－116	0244-46-1770	10
6	すみれデイサービスセンター	鹿島区西町 2－165	0244-46-1277	10
7	介護老人福祉施設　万葉園	鹿島区西町 3－3	0244-67-1551	2
8	いやしの家３	鹿島区西町 3－23－2	0244-46-3412	3
9	多機能事業所「ともに」	鹿島区西町 3-62	0244-46-5505	5
10	介護老人保健施設　厚寿苑	鹿島区横手字八郎内 3	0244-46-1113	20
11	いやしの家２	鹿島区横手字八郎内 16－5	0244-46-5090	3
12	グループホーム田園	鹿島区山下字北山 21	0244-47-2101	8
13	きっずサポートかのん	原町区栄町 1－66	0244-23-3131	10
14	デイサービスセンターしゃりん梅	原町区橋本町 4－15－3	0244-25-7123	20
15	介護老人保健施設　長生院	原町区本町 1－141	0244-22-6000	5
16	介護老人福祉施設　長寿荘	原町区小川町 409	0244-24-1677	3
17	けやきデイサービスセンター	原町区小川町 425	0244-23-0818	3
18	じゅにあサポートかのん	原町区三島町 2－230－1	0244-26-6977	10
19	原町共生授産園	原町区金沢字割田 228	0244-24-1233	52
20	高松ホーム	原町区上北高平字高松 387	0244-22-2937	8
21	ツクイ南相馬デイサービス	原町区高見町 1－144－6	0244-25-2205	10
22	介護老人福祉施設　福寿園	原町区高見町 2－70	0244-25-2811	10
23	福寿園デイサービスセンター	原町区高見町 2－70	0244-25-2811	6～8
24	デイさぽーと　ぴーなっつ	原町区上渋佐字原田 94－4	0244-24-0216	6
25	相馬の里デイサービスセンター サテライト原町東	原町区日の出町 300	0244-26-8886	5
26	相馬の里デイサービスセンター	原町区雫字上江 252-5	0244-32-0883	5
27	石神デイサービスセンター	原町区大木戸字西原 71－1	0244-26-5812	4
28	らいぶりーデイサービスセンター	原町区大木戸字松島 326－3	0244-26-3507	10
29	デイサービスステーションスマイル	原町区陣ヶ崎 201	0244-26-3275	6
30	小規模多機能ホームさくら	原町区陣ヶ崎 201	0244-26-8472	8
31	デイサービス　白い風船	原町区陣ヶ崎 281－1	0244-26-7828	6
32	デイサービス　赤い風船	原町区深野字台畑 21－1	0244-24-5037	6
33	介護老人福祉施設　竹水園	原町区長野字南原 41	0244-24-0228	10

１－５　備蓄倉庫・備蓄品

備蓄倉庫備品一覧　（令和６年２月末現在）

種類	品　名	備　考	数　量
水・食料品	飲料水ペットボトル（500mL）		98,616 本
	アルファ米（五目ごはん、白米）		26,400 個
	白がゆ	食物アレルギー対応	11,790 個
	クラッカー		22,608 個
	ライスクッキー	食物アレルギー対応	1,152 個
	即席めん（ラーメン、フォー）		16,200 個
	おかず（ハンバーグ）		27,550 個
	カレー（ポーク、野菜）		23,030 個
	粉ミルク		2,640 個
	粉ミルク	食物アレルギー対応	16 缶
応急資機材	エンジンカッター		3 個
	油圧切断機・油圧スプレッダー・手動式油圧コンビツール		3 個
	発電機		13 個
	投光器セット		17 個
	レスキューキット BOX 型（スコップ、ツルハシ、掛矢）		43 個
	水防シート		70 枚
	土のう袋		14,800 枚
	ロープ		178 巻
	一輪車		20 台
	バール		22 本
	スコップ		63 本
生活物資	毛布		7,460 枚
	下着等一式	男性用、女性用	8,880 着
	紙おむつ	子ども用、介護用	13,596 枚
	生理用ナプキン		50,400 枚
	簡易トイレ	洋式	450 個
	簡易トイレ袋		117,000 個
	トイレットペーパー		912 個
	卓上コンロ	カセットボンベ付	207 個
	食器セット（紙製）	ボウル、プレート、スプーン、割箸、コップ	8,900 セット
	哺乳瓶	使い捨て	1,200 個
	石油ストーブ		67 台
	給水タンク		189 個
	給水袋		16,550 個
	ポリ袋		2,900 枚
	エアーマット		1,070 枚
	マスク		71,740 枚
その他資機材	フォークリフト		1 台
	テーブル		47 台
	折りたたみ椅子		94 個
	椅子用収納台車		3 台
	会議室用テーブル		27 台
	会議室用折りたたみ椅子		54 個

避難所用防災倉庫の資機材一覧

（令和６年２月末現在）

品　　名	数　　量（総量記載）
発電機	53 台
投光器	51 個
LED ランタン	980 個
簡易トイレ（洋式）	380 個
簡易トイレ袋	38,300 個
トイレ用パーソナルテント	304 個
パーテーション（間仕切り）	302 個
プライベートルーム（テント）	134 個
コードリール	74 個
毛布	3,940 枚
飲料水ペットボトル(500mL)	2,568 本
エアーマット	584 枚
電話機	39 個
常備薬	17 か所
防災ラジオ	49 個
避難所用運営 BOX	46 か所
（携帯電話・スマートフォン）充電用コードリール	107 個
LED ライト（懐中電灯）	46 個
６口電源タップ	45 個
簡易カイロ	45 か所
ポリ袋	46 か所
布テープ	75 個
コップ	46 か所
拡声器（ハンドメガホン）	45 個
ガソリン缶	60 本
エンジンオイル	32 本
ポリバケツ	45 個
トラロープ	46 巻
ブルーシート	111 枚
筆記用具	45 個
LED ヘッドライト	44 個
立入禁止テープ	45 個
カッター/はさみ	43 個
避難所開設看板	45 個

※指定避難所（資料１－３参照）に配備

上記のほか、鹿島小学校、鹿島中学校、鹿島保健センター、太田小学校、石神中学校、原町第三中学校にも配備

先行開設避難所配備資機材

（令和６年２月末現在）

品　　名		
段ボールパーテーション	段ボールベッド	簡易ベッド

※先行開設避難所（資料１－３参照）

１－６　土砂災害警戒区域・浸水想定区域内の要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内の要配慮者利用施設

施設名	住所	連絡先
ほほえみおだかデイサービスセンター	小高区耳谷字小泉 23	0244-26-6814
八沢小学校　※令和６年４月１日廃校	鹿島区南屋形字北原 32	0244-46-2535
原町第三中学校	原町区下太田字川内前 12-2	0244-22-3802

浸水想定区域内の要配慮者利用施設

施設名	住所	連絡先
特別養護老人ホーム梅の香	小高区小高字金谷前 81	0244-44-1600
あすなろデイサービスセンター	小高区小高字金谷前 84	0244-44-1330
就労支援センターほっと悠あゆみ	小高区関場一丁目 52-2	0244-44-6771
小高小学校	小高区関場一丁目 77-1	0244-44-2022
小高児童クラブ	小高区関場一丁目 77-1	0244-44-4118
おだか認定こども園	小高区関場二丁目 21	0244-26-6043
自立研修所ビーンズ	鹿島区江垂字堂前 43-1	0244-46-5834
いやしの家１	鹿島区西町二丁目 2	0244-26-8034
ひまわりデイサービスセンター	鹿島区西町二丁目 116	0244-46-1770
鹿島区福祉サービスセンター	鹿島区西町二丁目 117	0244-46-5354
すみれデイサービスセンター	鹿島区西町二丁目 165	0244-46-1277
南相馬市鹿島保健センター	鹿島区西町三丁目 2	0244-46-1451
特別養護老人ホーム万葉園	鹿島区西町三丁目 3	0244-67-1551
グループホームたんぽぽ	鹿島区西町三丁目 3	0244-67-1554
いやしの家３	鹿島区西町三丁目 23-2	0244-46-3412
多機能事業所ともに	鹿島区西町三丁目 62	0244-46-5505
はぐくみあさがお	鹿島区西町三丁目 62	0244-46-5505
かしま保育園	鹿島区西町三丁目 90	0244-46-1717
きぼうのあさがお	鹿島区鹿島字上沼田 120-1	0244-46-2527
鹿島幼稚園	鹿島区鹿島字北千倉 24-2	0244-46-4655
まごころデイサービス	鹿島区鹿島字北畑 57	0244-46-1311
鹿島小学校	鹿島区鹿島字広町 13	0244-46-2240
鹿島児童クラブ１・２	鹿島区鹿島字広町 13	0244-46-4477
けやき児童クラブ	鹿島区鹿島字町 80	0244-32-1345
鹿島厚生病院	鹿島区横手字川原 2	0244-46-5125
介護老人保健施設厚寿苑	鹿島区横手字八郎内 3	0244-46-1113
いやしの家２	鹿島区横手字八郎内 16-5	0244-46-5090
かみまの保育園	鹿島区浮田字一丁田 67	0244-47-2307
上真野小学校	鹿島区浮田字一丁田 81	0244-47-2226
上真野児童クラブ	鹿島区浮田字一丁田 81	0244-26-4567
グループホーム田園	鹿島区山下字北山下 21	0244-47-2101

かしま子育て支援センター	鹿島区山下字中ノ内 273	0244-47-2147
特別養護老人ホーム長寿荘	原町区小川町 409	0244-24-1677
けやきデイサービスセンター	原町区小川町 425	0244-23-0818
ぼーんずB	原町区小川町 688	0244-26-4617
高平小学校	原町区下北高平字古舘 22	0244-22-3420
高平児童クラブ	原町区下北高平字古舘 36-5	0244-24-3557
高平幼稚園	原町区下北高平字古舘 278	0244-24-0687
自立研修所えんどう豆	原町区上高平字中里 430-2	0244-23-4177
太田小学校	原町区益田字塩釜 236	0244-22-3822
太田児童クラブ	原町区益田字塩釜 236	0244-23-4114
特別養護老人ホーム竹水園	原町区長野字南原 41	0244-24-0228

１－７　消防団

（令和６年４月１日現在）

名称				管轄区域（行政区名）
南相馬市消防団	本団	－	－	全域
	小高区団	本団	－	小高区団全域
		第一分団	第一部	一区、二区、三区、四区、五区
			第二部	R5.4.1　四部に統合（川原田）
		（中部）	第三部	R5.4.1　四部に統合（岡田）
			第四部	川原田、岡田、吉名
			第五部	片草、小高
			第六部	R5.4.1　五部に統合（小高）
			第七部	大井、塚原
			第八部	R5.4.1　七部に統合（塚原）
		第二分団	第一部	飯崎、角間沢
			第二部	小谷、摩辰
		（西部）	第三部	R5.4.1　五部に統合（南鳩原）
			第四部	R5.4.1　五部に統合（北鳩原）
			第五部	羽倉、南鳩原、北鳩原、大富
			第六部	R5.4.1　五部に統合（大富）
			第七部	金谷、川房、大田和、小屋木
			第八部	R5.4.1　七部に統合（川房）
			第九部	R5.4.1　七部に統合（大田和）
			第十部	R5.4.1　七部に統合（小屋木）
		第三分団	第一部	R5.4.1　三部に統合（女場、福岡）
			第二部	R5.4.1　五部に統合（村上）
		（東部）	第三部	泉沢、女場、福岡、上耳谷、下耳谷、神山
			第四部	R5.4.1　五部に統合（角部内）
			第五部	上蛯沢、下蛯沢、村上、角部内
			第六部	R5.4.1　七部に統合（井田川）
			第七部	浦尻、井田川、下浦、行津、上浦
			第八部	R5.4.1　七部に統合（下浦）
			第九部	R5.4.1　七部に統合（下浦）
			第十部	R5.4.1　三部に統合（上耳谷、下耳谷）
			第十一部	R5.4.1　三部に統合（神山）
	鹿島区団	本団	－	鹿島区団全域
		第一分団	機動部	第一分団の区域全域
			第一部	新町、西町、一区、二区、三区、四区
		（鹿島）	第二部	台田中、北右田
			第三部	H30.4.1　二部に統合（北右田）
			第四部	H29.4.1　行政区閉区（南右田）
		第二分団	第一部	寺内、三里、西川原団地、大谷地
			第二部	江垂
		（真野）	第三部	塩崎
			第四部	川子
			第五部	R3.4.1　七部に統合（大内）
			第六部	R3.4.1　七部に統合（烏崎）
			第七部	小島田、大内、烏崎
			第八部	上寺内
		第三分団	第一部	南屋形、永田
			第二部	北海老、南海老
		（八沢）	第三部	R5.4.1　二部に統合（南海老）
			第四部	北屋形
			第五部	南柚木、永渡
			第六部	H28.4.1　行政区閉区（港）

		第四分団 （上真野）	機動部	第四分団の区域全域
			第一部	上栃窪
			第二部	栃窪
			第三部	御山、白坂
			第四部	角川原
			第五部	横手
			第六部	山下
			第七部	H13.4.1　機動部に統合（浮田、車川）
			第八部	岡和田、牛河内
			第九部	小山田
			第十部	小池、橲原
			第十一部	R4.4.1　十部に統合（橲原）
	原町区団	本団	ー	原町区団全域
		第一分団 （原町）	機動部	国見町一、国見町二、国見町三、国見町団地一、 国見町団地二、上町、西町、三島町一、三島町二、仲町一、 仲町二、仲町三、北町一、北町二、小川町一、小川町二、 本町一、本町二、本町三、南町一、南町二、南町三、 南町四、本陣前一、本陣前二、本陣前三、橋本町一、 橋本町二、橋本町三、橋本町四、栄町一、栄町二、栄町三、 大町一、大町二、大町三、東町一、東町二、旭町一、 旭町二、二見町一、二見町二、青葉町
			第一部	H29.4.1　機動部に統合（橋本町、南町、上町、西町、 本陣町、二見町、国見町、三島町）
			第二部	H29.4.1　機動部に統合（本町、北町、小川町、東町、 仲町）
			第三部	H29.4.1　機動部に統合（栄町、大町、旭町、青葉町）
			第四部	錦町一、錦町二、桜井町一、桜井町二、高見町、日の出町
			第五部	上渋佐
			第六部	陣ケ崎一、陣ケ崎二 H29.8.1　行政区閉区（下渋佐）
		第二分団 （太田）	機動部	上太田、片倉、矢川原、及び太田地区全域
			第一部	R6.4.1　機動部に統合（上太田、片倉、矢川原）
			第二部	中太田、下太田、牛来
			第三部	鶴谷、小木迫
			第四部	高一、高二、益田
			第五部	H30.4.1　第一分団第六部へ編成替え（陣ケ崎一、 陣ケ崎二）
		第三分団 （大甕）	第一部	北原
			第二部	萱浜
			第三部	北萱浜
			第四部	雫
			第五部	大甕上、大甕下
			第六部	小浜
			第七部	江井、下江井
			第八部	堤谷
			第九部	小沢
		第四分団 （高平）	第一部	北泉
			第二部	泉
			第三部	下北高平、下高平
			第四部	上高平一、上高平二
			第五部	上北高平二
			第六部	金沢
			第七部	上北高平一、上北高平三
		第五分団 （石神）	第一部	大原、大谷
			第二部	深野
			第三部	信田沢

			第四部	石神
			第五部	押釜、高倉
			第六部	馬場
			第七部	大木戸一、大木戸二、牛越
			第八部	長野、北長野、北新田
			第九部	雲雀ケ原一、雲雀ケ原二東、雲雀ケ原二西、雲雀ケ原三

※本団にはラッパ部、広報部等を含む。

１－８　自主防災組織

（令和５年１０月６日現在）

【原町区】

No.	組織名	No.	組織名	No.	組織名
1	国見町一自主防災会	33	東町二自主防災会	65	上太田自主防災会
2	国見町二自主防災会	34	旭町一自主防災会	66	矢川原自主防災会
3	国見町三自主防災会	35	旭町二自主防災会	67	片倉自主防災会
4	国見町団地一自主防災会	36	二見町一自主防災会	68	馬場自主防災会
5	上町自主防災会	37	二見町二自主防災会	69	雲雀ケ原一自主防災会
6	西町自主防災会	38	青葉町自主防災会	70	雲雀ケ原二東自主防災会
7	三島町一自主防災会	39	錦町一自主防災会	71	雲雀ケ原二西自主防災会
8	三島町二自主防災会	40	錦町二自主防災会	72	雲雀ケ原三自主防災会
9	仲町一自主防災会	41	桜井町一自主防災会	73	大木戸一自主防災会
10	仲町二自主防災会	42	桜井町二自主防災会	74	大木戸二自主防災会
11	仲町三自主防災会	43	高見町自主防災会	75	牛越自主防災会
12	北町一自主防災会	44	日の出町自主防災会	76	石神自主防災会
13	北町二自主防災会	45	上渋佐自主防災会	77	押釜自主防災会
14	小川町自主防災会	46	北萱浜自主防災会	78	高倉自主防災会
15	本町一自主防災会	47	萱浜自主防災会	79	大谷自主防災会
16	本町二自主防災会	48	北原自主防災会	80	大原自主防災会
17	本町三自主防災会	49	大甕上自主防災会	81	信田沢自主防災会
18	南町一自主防災会	50	大甕下自主防災会	82	深野自主防災会
19	南町二自主防災会	51	雫自主防災会	83	長野自主防災会
20	南町三自主防災会	52	小浜自主防災会	84	北長野自主防災会
21	南町四自主防災会	53	江井自主防災会	85	北新田自主防災会
22	本陣前一自主防災会	54	下江井自主防災会	86	上北高平一自主防災会
23	本陣前二防災会	55	小沢自主防災会	87	上北高平二自主防災会
24	本陣前三自主防災会	56	堤谷自主防災会	88	上北高平三自主防災会
25	陣ケ崎一自主防災会	57	小木廼自主防災会	89	上高平一自主防災会
26	陣ケ崎二自主防災会	58	鶴谷自主防災会	90	上高平二自主防災会
27	橋本町一自主防災会	59	高一自主防災会	91	下高平自主防災会
28	橋本町二自主防災会	60	高二自主防災会	92	下北高平自主防災会
29	橋本町三自主防災会	61	益田自主防災会	93	泉自主防災会
30	橋本町四自主防災会	62	下太田自主防災会	94	北泉自主防災会
31	栄町一自主防災会	63	牛来行政区防災会	95	金沢自主防災会
32	東町一自主防災会	64	中太田防災会		

【小高区】

No.	組織名	No.	組織名	No.	組織名
1	一区自主防災会	14	角間沢自主防災会	27	上蛯沢自主防災会
2	二区自主防災会	15	小谷自主防災会	28	下蛯沢自主防災会
3	三区自主防災会	16	摩辰自主防災会	29	浦尻自主防災会
4	四区自主防災会	17	南鳩原自主防災会	30	下浦自主防災会
5	五区自主防災会	18	北鳩原自主防災会	31	行津自主防災会
6	小高自主防災会	19	羽倉自主防災会	32	上浦自主防災会
7	片草自主防災会	20	大富自主防災会	33	神山自主防災会
8	吉名自主防災会	21	金谷自主防災会	34	上耳谷自主防災会
9	岡田自主防災会	22	川房自主防災会	35	下耳谷自主防災会
10	川原田自主防災会	23	大田和自主防災会	36	泉沢自主防災会
11	大井自主防災会	24	小屋木自主防災会	37	福岡自主防災会
12	塚原自主防災会	25	女場自主防災会	38	村上自主防災会
13	飯崎自主防災会	26	角部内自主防災会	39	井田川自主防災会

【鹿島区】

No.	組織名	No.	組織名	No.	組織名
1	新町自主防災会	15	大内自主防災会	29	角川原自主防災会
2	西町自主防災会	16	烏崎自主防災会	30	横手自主防災会
3	一区自主防災会	17	小島田自主防災会	31	山下自主防災会
4	二区自主防災会	18	南屋形自主防災会	32	車川自主防災会
5	三区自主防災会	19	北海老自主防災会	33	浮田自主防災会
6	四区自主防災会	20	南海老自主防災会	34	岡和田自主防災会
7	台田中自主防災会	21	北屋形自主防災会	35	牛河内自主防災会
8	北右田自主防災会	22	南柚木自主防災会	36	小山田防災会
9	上寺内自主防災会	23	永田自主防災会	37	小池自主防災会
10	寺内自主防災会	24	永渡自主防災会	38	橲原自主防災会
11	大谷地自主防災会	25	上栃窪自主防災会	39	三里自主防災会
12	江垂自主防災会	26	栃窪自主防災会	40	西川原団地自主防災会
13	塩崎自主防災会	27	御山自主防災会		
14	川子自主防災会	28	白坂自主防災会		

１－９　原子力災害時一時集合場所・避難先・避難経路

（１）一時集合場所・避難先

【原町地区】

行　政　区	一時集合場所	県内避難先
国見町一、国見町二、国見町三、国見町団地一、国見町団地二、南町一、南町二、南町三、南町四	原町第一中学校	福島市
橋本町一、橋本町二、橋本町三、橋本町四、二見町一、二見町二	原町第二小学校	
西町、上町	原町第三小学校	
三島町一、三島町二、北町一、北町二、小川町一、小川町二、本町一、本町二、本町三	原町生涯学習センター	
本陣前一、本陣前二、本陣前三、陣ヶ崎一、陣ヶ崎二	ひばり生涯学習センター	
栄町一、栄町二、栄町三、旭町一、旭町二	原町第一小学校 原町第二小学校	
大町一、大町二、大町三、東町一、東町二、錦町一、錦町二	原町第一小学校	
青葉町、桜井町一、桜井町二、高見町、日の出町、上渋佐	原町第二中学校	
仲町一、仲町二、仲町三	石神第二小学校	

【大甕地区】

行　政　区	一時集合場所	県内避難先
北萱浜、萱浜、北原	北原集落センター、原町第二中学校	福島市
大甕上、大甕下、雫、小浜	大甕小学校	
江井	江井集落センター	
下江井、小沢	下江井集落センター	
堤谷	堤谷公会堂	

【太田地区】

行　政　区	一時集合場所	県内避難先
高一、高二、下太田	原町第三中学校、高構造改善センター	二本松市
益田	太田生涯学習センター	
牛来、牛来団地	牛来公会堂	
中太田、上太田	中太田公会堂、上太田公会堂	
矢川原、片倉	矢川原公会堂、片倉公会堂	
小木迫、鶴谷	小木迫生活改善センター、鶴谷改善センター	

【石神地区】

行　政　区	一時集合場所	県内避難先
大木戸一、大木戸二、雲雀ヶ原一、雲雀ヶ原二、雲雀ヶ原三、押釜	石神第二小学校	郡山市 大玉村
馬場	馬場公会堂	
牛越、石神	石神中学校	
高倉	高倉公会堂	
大谷	大谷生活改善センター	
大原	大原公会堂	
深野	深野公会堂	
長野、北長野、信田沢	石神第一小学校	
北新田	北新田集落センター	

【高平地区】

行　政　区	一時集合場所	県内避難先
上北高平一、上北高平二、上北高平三	上北高平一集落センター 上北高平第二集落センター 上北高平三区集会所	本宮市
上高平一、上高平二	上高平一集落センター 上高平二公会堂	
下高平、下北高平、泉、北泉	高平小学校	
金沢	金沢公会堂	

【鹿島地区】

行　政　区	一時集合場所	県内避難先
新町、西町、一区、二区、三区、四区、台田中、北右田	鹿島保健センター	相馬市

【真野地区】

行　政　区	一時集合場所	県内避難先
上寺内、大谷地	鹿島中学校	相馬市
寺内、三里、西河原団地	寺内公会堂	
塩崎	塩崎公会堂	
川子	川子公会堂	
大内、烏崎、小島田	鹿島生涯学習センター	
江垂	江垂公会堂	

【八沢地区】

行　政　区	一時集合場所	県内避難先
北海老、南海老	北海老公会堂	新地町
北屋形	北屋形公会堂	
南屋形	南屋形公会堂	
南柚木	南柚木公会堂	
永田	永田公会堂	
永渡	永渡公民館	

【上真野地区】

行　政　区	一時集合場所	県内避難先
上栃窪	上栃窪公会堂	伊達市
栃窪	栃窪公会堂	
御山	御山公会堂	
白坂	前川原体育館	
横手	横手公会堂	
角川原	前川原体育館	
山下、車川、浮田	上真野小学校	
岡和田	岡和田公会堂	
牛河内	牛河内公会堂	
小山田	小山田公会堂	
小池	西部コミュニティセンター	
橲原	橲原公会堂	

【小高区中部地区】

行　政　区	一時集合場所	県内避難先
一区、二区、三区、小高、片草	小高小学校	須賀川市
吉名、岡田	小高中学校	
四区、五区、川原田、大井、塚原	浮舟文化会館 小高交流センター	

【小高区西部地区】

行　政　区	一時集合場所	県内避難先
飯崎、角間沢、小谷、摩辰、金谷、川房、大田和、小屋木	小高就業改善センター	須賀川市
南鳩原、北鳩原、羽倉、大富	旧鳩原小学校	

【小高区東部地区】

行　政　区	一時集合場所	県内避難先
女場、角部内、上蛯沢、下蛯沢、行津、上浦、神山、上耳谷、下耳谷、福岡、村上	旧福浦小学校	須賀川市
浦尻、下浦、井田川	浦尻公会堂	
泉沢	小高中学校	

（2）参考資料　避難先（平成 22 年国政調査結果に基づいたもの）

【鹿島区】

避難元地区名	避難先市町村	
	市町村名	施設名
上寺内、寺内	相馬市	県立相馬高等学校、労働福祉会館
大内、烏崎	相馬市	磯部小学校、磯部コミュニティセンター、 スポーツアリーナそうま
塩崎	相馬市	磯部中学校
小島田	相馬市	日立木小学校
川子	相馬市	日立木公民館、道の駅そうま体験実習館
江垂、大谷地	相馬市	向陽中学校
台田中	相馬市	相馬市総合福祉センター
一区	相馬市	川沼コミュニティセンター、細田集会所
一区	相馬市	東部公民館、上山小学校、中村第二小学校
二区	相馬市	八幡小学校、八幡公民館、教育実践センター、 そうま土地改良区事務所、小野多目的集会所
三区	相馬市	中野清水転作推進技術研修施設、飯豊小学校
四区	相馬市	小泉集会所、坪ヶ迫団地集会所、刈敷田集会所、玉野小学校、 椎木多目的集会所、大野小学校、相馬地方広域水道企業団
北右田	相馬市	桜丘小学校
南右田	相馬市	中村第一中学校
西町	相馬市	中村第二中学校
新町	相馬市	県立相馬東高等学校
御山、白坂	伊達市	大田小学校体育館
小山田	伊達市	掛田小学校体育館、山野川ふれあいセンター
岡和田	伊達市	石戸地区交流館、山戸田中央集会所、御代田地区交流館
牛河内	伊達市	霊山総合福祉センター、霊山中央交流館、霊山中学校体育館
山下、車川、浮田、 上栃窪、栃窪、槽 原、小池	伊達市	松陽中学校体育館、富成小学校体育館、富成公民館、 霊山地区交流館、大石小学校体育館、中川集落センター、 泉原勤労者交流センター、柱沢公民館、小国地区交流館、 石田小学校体育館、下小国中央集会所、小国小学校体育館、 月舘中学校体育館、月舘小学校体育館、月舘中央交流館、 月舘老人福祉センター、布川地区交流館、 御代田コミュニティセンター、ふるさとふれあいホール、 月舘保健福祉センター、下手地区交流館、小手小学校体育館
横手	伊達市	柱沢小学校体育館、保原駅コミュニティセンター、大田公民館、 保原保健センター
角川原	伊達市	霊山体育館
北海老、南海老、港	新地町	総合体育館
北屋形	新地町	新地小学校体育館
南屋形、南柚木	新地町	尚英中学校体育館、農村環境改善センター
永田、永渡	新地町	駒ヶ嶺小学校体育館、駒ヶ嶺公民館
橋本町 1～4、 二見町 1、2	福島市	南向台小学校、杉妻小学校、杉妻幼稚園、 杉妻学習センター、福島県青少年会館、清明小学校、 福島第一中学校、渡利学習センター、渡利地区体育館、 渡利小学校、渡利幼稚園、渡利中学校、 福島南高等学校、平田小学校、平田幼稚園

【原町区】

避難元地区名	避難先市町村	
	市町村名	施設名
国見町 1～3、 国見町団地 1・2、 南町 1～4	福島市	福島第一小学校、ふくしま南幼稚園、福島テルサ、こむこむ、 福島第二小学校、福島東高等学校、福大付属幼稚園、 福大付属中学校、福島成蹊高等学校、福島第二中学校、 中央学習センター、市民会館
本陣前 1～3	福島市	岡山小学校、岡山幼稚園、もちずり学習センター、東部体育館、 ヘルシーランド福島、福島第三中学校、福島養護学校、 福島第三小学校、ふくしま東幼稚園、福島東稜高等学校、 福島市音楽堂
西町、上町、 仲町 1～3	福島市	福大付属小学校、桜の聖母短期大学、福島第四小学校、 ふくしま西幼稚園、福島第四中学校、橘高等学校、福島高等学校、 (学法)福島高等学校
三島町 1・2、 北町 1・2、小川町、 本町 1～3	福島市	森合小学校、森合幼稚園、三河台小学校、三河台学習センター
三島町 1・2、 北町 1・2、小川町、 本町 1～3	福島市	桜の聖母学院高等学校、岳陽中学校、吉井田小学校、福島西高等学校、国体記念体育館、吉井田学習センター、 福大付属特別支援学校
大町 1～3、 東町 1・2、 錦町 1・2	福島市	福島工業高等学校、清水学習センター、北沢又小学校、清水小学校、清水幼稚園、清水中学校、御山小学校、 清水学習センター分館
青葉町、 桜井町 1・2、 高見町、日の出町、 上渋佐、下渋佐	福島市	佐倉小学校、佐倉幼稚園、西信中学校、西学習センター、 荒井小学校、西部勤労者研修センター、鳥川小学校、笹谷小学校、 笹谷幼稚園、信稜中学校、信稜学習センター、大笹生小学校、 大笹生幼稚園、十六沼公園体育館、飯坂小学校、おおとり幼稚園、 大鳥中学校、パルセいいざか、飯坂学習センター、 福島北高等学校、平野小学校、ひらの幼稚園、平野中学校、 中野小学校、佐原小学校
栄町 1～3、 旭町 1～2	福島市	大森小学校、信夫中学校、福島明成高等学校、信夫学習センター
大甕下	福島市	野田小学校
大甕上	福島市	野田中学校
江井	福島市	吾妻学習センター
下江井、小沢、堤谷	福島市	西部体育館
北萱浜、萱浜、 北原、雫、小浜	福島市	あづま総合運動公園
馬場	郡山市	橘小学校、郡山地方広域消防本部、郡山市市民文化センター、 赤木地域公民館、橘地域公民館、富久山公民館富久山分室
雲雀ケ原 1	郡山市	小原田小学校、小原田地域公民館
雲雀ケ原 2	郡山市	郡山第三中学校、県立郡山東高等学校
雲雀ケ原 3	郡山市	安積総合学習センター(安積公民館)
押釜	郡山市	安積総合学習センター（安積公民館）
大木戸 1・2	郡山市	安積消防センター、安積第二小学校、カルチャーパーク、 安積第三小学校、安積第二中学校、安積南地域公民館、 御代田小学校、安積第一小学校

避難元地区名	避難先市町村	
	市町村名	施設名
牛越、石神	郡山市	柴宮小学校、柴宮地域公民館、穂積小学校、三和小学校、 三穂田中学校、三穂田公民館、三穂田地域交流センター、 三穂田ふれあいセンター（三穂田公民館鹿ノ崎分室）
大谷	郡山市	田村公民館
高倉	郡山市	守山中学校
深野	郡山市	小原田中学校、東部体育館
大原	郡山市	東部勤労者研修センター、市民プラザ（ビッグアイ 6・7F）
高 1	二本松市	東和小学校体育館
高 2	二本松市	東和文化センター
下太田	二本松市	東和第一体育館
中太田	二本松市	東和中学校体育館、戸沢住民センター
牛来	二本松市	渋川小学校体育館、川崎小学校体育館、上川崎住民センター
陣ケ崎 1・2、片倉	二本松市	安達中学校体育館、安達公民館、安達体育館
小木迫	二本松市	下川崎住民センター
益田	二本松市	旭小学校体育館
上太田、矢川原、鶴谷	二本松市	木幡住民センター、太田住民センター、ウッディハウスとうわ
上北高平 2	本宮市	総合体育館、白沢公民糠沢分館
下北高平、北泉	本宮市	和田小学校体育館、白沢公民館和田分館、白沢老人福祉センター
金沢	本宮市	白岩小学校体育館
上高平 1・2、泉	本宮市	白沢中学校体育館、白沢公民館、白沢体育館
上北高平 3	本宮市	白沢公民館長屋分館、長屋体育館
上北高平 1	本宮市	白沢公民館稲沢分館、稲沢体育館、白沢公民館白岩分館
下高平	本宮市	岳山ふれあい実習館、白沢公民館松沢分館
長野、北長野、 北新田、信田沢	大玉村	大玉村民体育館、農村環境改善センター、大玉中学校、 玉井小学校、アットホームおおたま（本館）、 アットホームおおたま（コテージ）、地域包括支援センター、 大山小学校、大玉村商工会、北部ふれあいセンター、 西部ふれあいセンター、東部ふれあいセンター

【小高区】

避難元地区名	避難先市町村	
	市町村名	施設名
一区～五区、小高	須賀川市	須賀川アリーナ
片草、吉名、岡田、 川原田、泉沢	須賀川市	老人福祉センター市民温泉、西袋公民館、西川区民会館、 西袋第一小学校体育館、西袋地域体育館、須賀川桐陽高校体育館、 保土原集会所
大井、塚原	須賀川市	稲田小学校体育館、稲田中学校体育館、稲田公民館、 稲田地域体育館、稲公民館、岩渕公民館、泉田区民会館
飯崎、角間沢、 金谷、川房	須賀川市	市立第三小学校体育館、市立第三中学校体育館、中央公民館、 上町集会所、四丁目集会所、八幡山集会所、産業会館、 古戸区集会所
小谷、摩辰、 南鳩原、北鳩原、 羽倉、大富	須賀川市	白方小学校体育館、岩瀬中学校体育館、白山荘、妙見荘
大田和、小屋木	須賀川市	仁井田公民館、仁井田中学校体育館
女場	須賀川市	西袋第二小学校体育館

角部内	須賀川市	西袋中学校体育館
村上	須賀川市	西袋中学校体育館
上蛯沢、下蛯沢、浦尻	須賀川市	梅田プレスセンター、むそう庵、白江小学校体育館、大和荘
上浦、下浦、行津、福岡、井田川	須賀川市	仁井田小学校体育館、舘ヶ岡公民館、いわせ老人福祉センター、みどり荘、石の花コミュニティセンター
神山、上耳谷、下耳谷	須賀川市	いわせ地域トレーニングセンター

※避難先市町村の受入バランス及び平成 22 年度の国勢調査と現況との人口差の関係から、避難元市町村の地区によっては、表内の避難先施設が「避難先の割り振り一覧（現況）」の避難先施設と異なっている場合があります。

※福島県原子力災害広域避難計画（平成２８年１２月１５日改訂）による。

（３）避難経路

①小高・原町　→　須賀川市、福島市、郡山市、二本松市、本宮市、大玉村

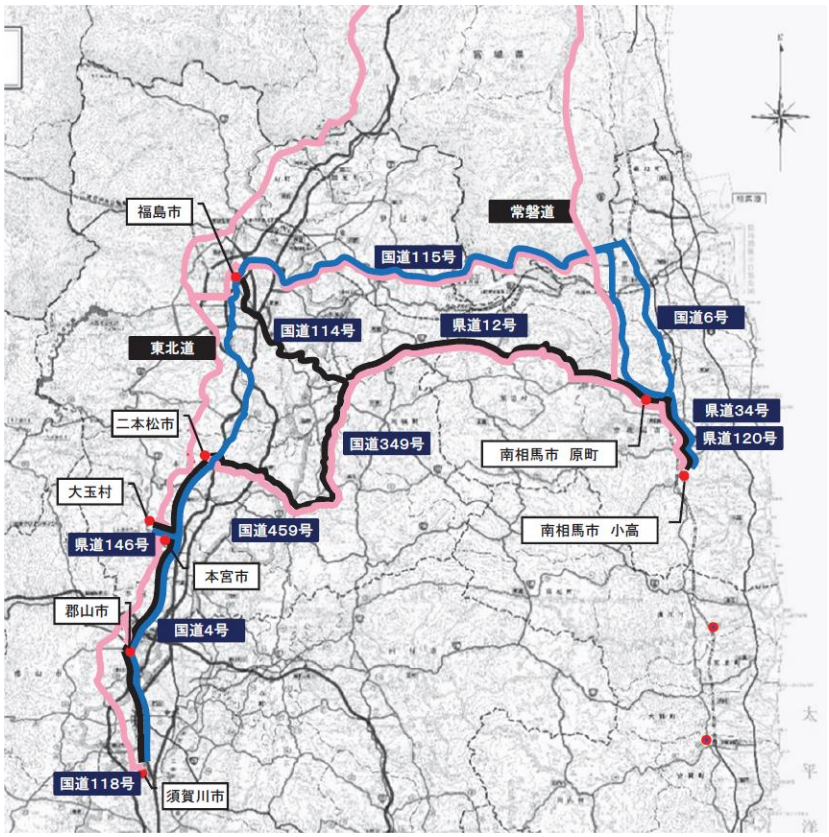

②　鹿島　→　相馬市、新地町、伊達市

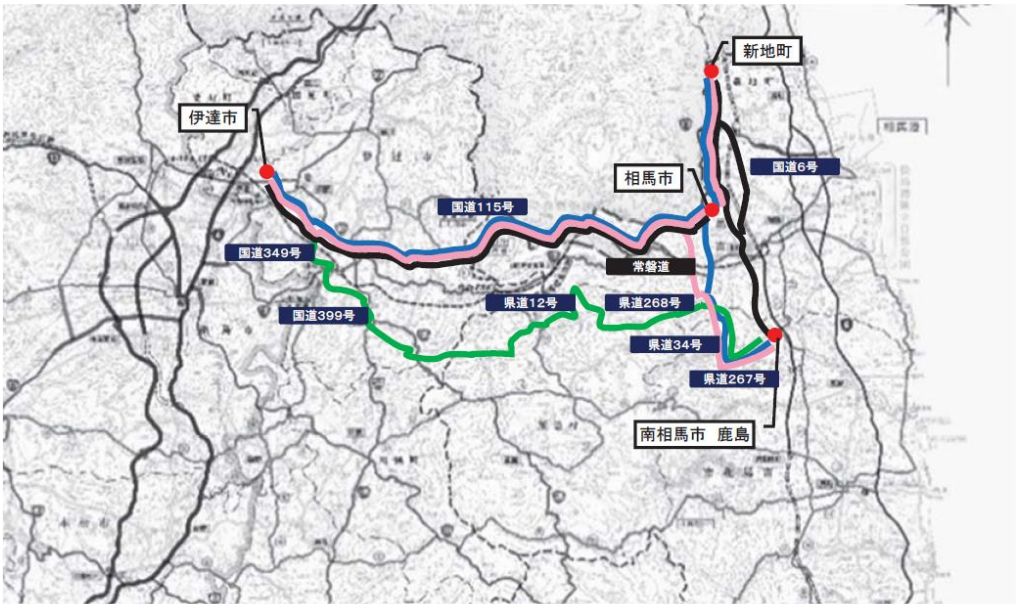

１－１０　安定ヨウ素剤備蓄場所

令和６年２月末現在

備蓄場所		種別		数量
小高区	小高生涯学習センター（浮舟文化会館）	丸剤	50mg	5,000　錠
	おだか認定こども園			500　錠
	小高小学校			500　錠
	小高中学校			500　錠
	小高産業技術高等学校			1,500　錠
鹿島区	鹿島保健センター	丸剤	50mg	20,000　錠
	鹿島生涯学習センター（さくらホール）			20,000　錠
	西部コミュニティセンター			10,000　錠
	かしま保育園			500　錠
	かみまの保育園			500　錠
	鹿島幼稚園			500　錠
	上真野幼稚園【休園中】			0　錠
	八沢幼稚園【休園中】			0　錠
	鹿島小学校			500　錠
	八沢小学校【令和６年４月１日廃校】			500　錠
	上真野小学校			500　錠
	鹿島中学校			1,000　錠
原町区	原町生涯学習センター（サンライフ南相馬）	丸剤	50mg	20,000　錠
	総合病院			15,000　錠
	大甕生涯学習センター			5,000　錠
	馬事公苑			5,000　錠
	石神生涯学習センター			6,000　錠
	クリーン原町センター			10,000　錠
	原町聖愛保育園			500　錠
	あずま保育園			500　錠
	さくらい保育園【休園中】			0　錠
	北町保育所			500　錠
	よつば保育園			500　錠
	大甕幼稚園			500　錠
	高平幼稚園			500　錠
	青葉幼稚園			500　錠
	原町みなみ幼稚園			500　錠
	さゆり幼稚園			500　錠
	原町第一小学校			1,000　錠
	原町第二小学校			500　錠
	原町第三小学校			500　錠
	高平小学校			500　錠
	大甕小学校			500　錠
	太田小学校			500　錠
	石神第一小学校			500　錠
	石神第二小学校			500　錠
	原町第一中学校			1,000　錠
	原町第二中学校			1,000　錠
	原町第三中学校			500　錠
	石神中学校			1,000　錠
	原町高等学校			1,500　錠
	相馬農業高等学校			1,000　錠
その他	危機管理課	丸剤	50mg	276,000　錠
		粉剤	25g	18　瓶
		ゼリー状	16.3mg	1,311　包
		ゼリー状	32.5mg	3,933　包
合　　計		丸剤	50mg	414,000　錠
		粉剤	25g	18　瓶
		ゼリー状	16.3mg	1,311　包
		ゼリー状	32.5mg	3,933　包

１－１１　防災行政無線子局の配置（１１５局）

（令和６年２月末現在）

区	管理番号	屋外子局名	区	管理番号	屋外子局名	区	管理番号	屋外子局名
鹿島	01	鹿島区役所	小高	01	小高区役所	原町	01	谷地中
鹿島	02	小島田	小高	02	小高コミュニティセンター	原町	02	町池
鹿島	03	永田	小高	03	小高小学校	原町	03	町下
鹿島	04	浮田上	小高	04	小高中学校	原町	04	前向
鹿島	05	上栃窪	小高	05	第一浄水場上	原町	05	原畑
鹿島	06	橲原	小高	06	桃内駅東	原町	06	福田
鹿島	07	小池下	小高	07	西部グラウンド	原町	07	野馬道１
鹿島	08	北海老下	小高	08	小屋木集落センター	原町	08	野馬道２
鹿島	09	南柚木	小高	09	金谷公会堂	原町	09	権現下
鹿島	10	川子	小高	10	川房公会堂	原町	10	駅前
鹿島	11	塩崎	小高	11	小谷集落センター	原町	11	上高平
鹿島	12	北屋形上	小高	12	鳩原小学校	原町	12	国見団地
鹿島	13	大内下	小高	13	大富集落センター	原町	13	中太田
鹿島	14	西町	小高	14	羽倉集落センター	原町	14	陣ヶ崎
鹿島	15	江垂	小高	15	塚原公会堂	原町	15	大原
鹿島	16	大内上	小高	16	村上海岸	原町	16	仲町
鹿島	17	千倉	小高	17	村上集落センター	原町	17	萱浜
鹿島	18	北右田	小高	18	角部内	原町	18	高松
鹿島	19	北海老上	小高	19	井田川	原町	19	青葉町
鹿島	20	北屋形下	小高	20	浦尻	原町	20	上渋佐
鹿島	21	南屋形	小高	21	下蛯沢	原町	21	高倉
鹿島	22	横手				原町	22	原町一小
鹿島	23	角川原				原町	23	原町二小
鹿島	24	山下				原町	24	原町三小
鹿島	25	栃窪下				原町	25	太田小
鹿島	26	栃窪上				原町	26	大甕小
鹿島	27	浮田下				原町	27	石神一小
鹿島	28	岡和田				原町	28	石神二小
鹿島	29	小山田				原町	29	高平小
鹿島	30	小池上				原町	30	原町二中
鹿島	31	北畑				原町	31	原町三中
鹿島	32	寺内塚合				原町	32	石神中
鹿島	33	寺内第一				原町	33	小川町体育館
鹿島	34	寺内権現沢				原町	34	ひばり生涯学習センター
鹿島	35	宮田広場				原町	35	馬場公会堂
鹿島	36	南海老上				原町	36	田堤
鹿島	37	南右田上				原町	37	大迫
鹿島	38	烏崎				原町	38	谷
鹿島	39	南右田下				原町	39	根田
鹿島	40	南海老下				原町	40	南相馬市役所
鹿島	41	港				原町	41	水神崎
鹿島	42	台田中				原町	42	浦
						原町	43	北泉
						原町	44	地蔵堂２
						原町	45	仲西
						原町	46	大橋
						原町	47	江井
						原町	48	南見谷地
						原町	49	巣掛場
						原町	50	神田
						原町	51	丸山
						原町	52	小沢

屋外拡声子局配置図

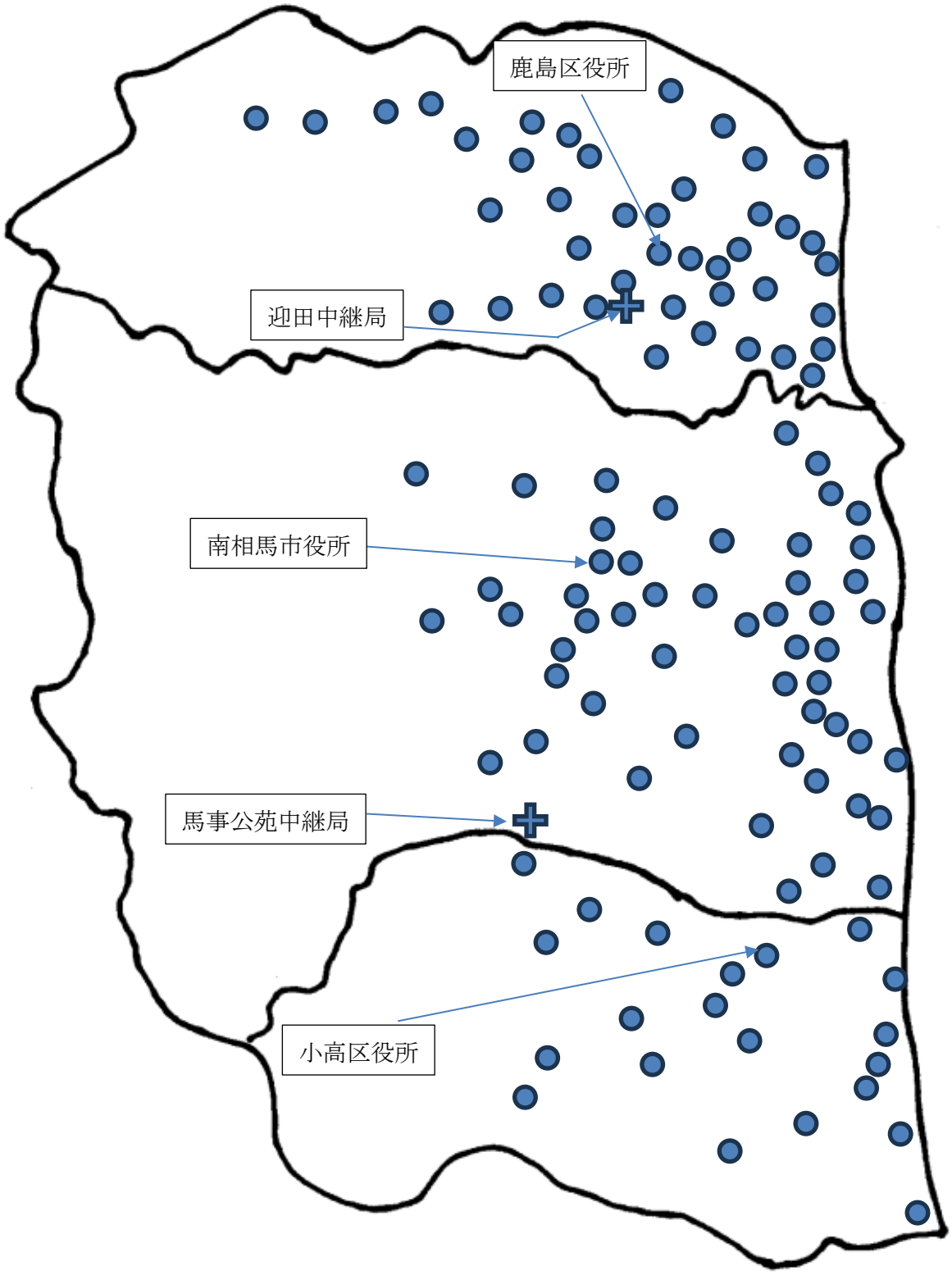

１－１２　ヘリコプター臨時離着陸場

名称	所在地	管理者
鹿島生涯学習センター	鹿島区寺内字迎畑 22-1	市長
鹿島中学校	鹿島区寺内字落合 28	市長
小高片草運動場	小高区片草字南原 46-1	市長
萱浜ニュースポーツ広場	原町区萱浜字掛巣場 45-134	市長
南相馬市サッカー場	原町区高見町一丁目５	市長
雲雀ケ原祭場地	原町区中太田地内	市長

１－１３　緊急通行車両の標章

標章

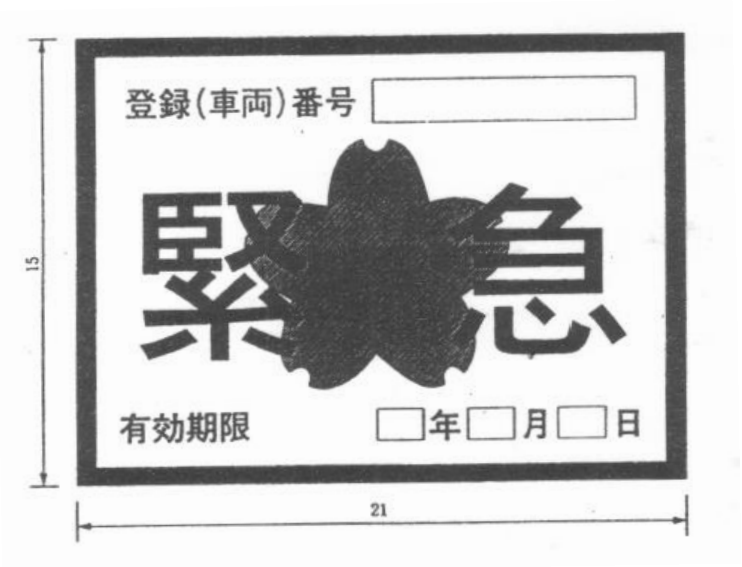

備考

１．色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２．記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３．図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両以外の車両通行止標示

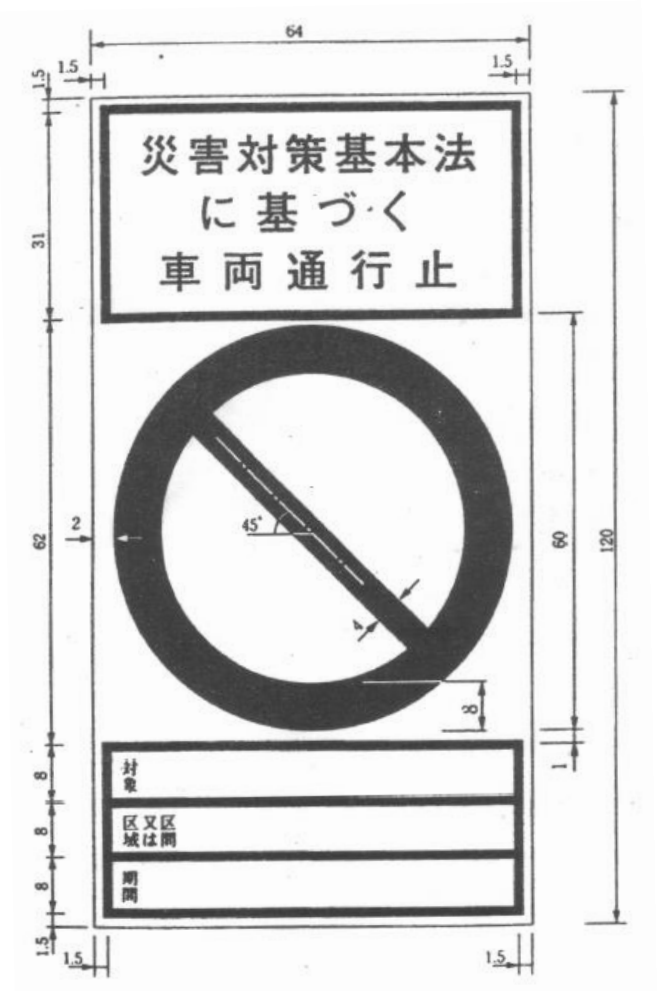

備考

1.　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

2.　縁線及び区分線の太さは、１センチメートルとする。

3.　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

4.　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

１－１４　災害救助法による救助の程度、方法及び期間

福島県災害救助法施行細則（令和５年６月２日）による

救助の種類	対象	費用の限度額	適用	期間
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費 １日１人当たり 340 円 （加算額） 高齢者、障害者等で、避難所の生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合においては、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算する。	１　学校、公民館等の既存の建物を充てることを原則とするが、これら適当な建物が得難い場合には、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 ２　避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	災害発生の日から７日以内
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	１　建設型応急住宅の費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、１戸当たり 6,775,000 円以内 ２　賃貸型応急住宅は、世帯の人数に応じて、１に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。	１　建設型応急住宅 (1)　建設型応急住宅の設置は、原則として、公有地を利用する。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。 (2)　建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 (3)　福祉仮設住宅を建設型応急住宅として設置することができる。 (4)　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 ２　賃貸型応急住宅 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、これを提供しなければならない。	１建設型応急住宅設置は災害発生の日から20日以内着工 ２　供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第３項又は第４項の規定による期間内とする。
炊き出しその他による食品の給与	１　避難所に避難している者 ２　災害により現に炊事のできない者	費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、一１人１日当たり 1,230 円以内	１　食品の給与は、被災者が直ちに食べることができる現物によるものとする。	災害発生の日から７日以内
飲料水の供給	災害により現に飲料水を得ることができない者	水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費		災害発生の日から７日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全壊（焼）半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活	１　夏期（４月～９月）、冬期（10月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 ２　下記金額の範囲内	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。 (1) 被服、寝具及び身の回り品 (2) 日用品 (3) 炊事用具及び食器 (4) 光熱材料	災害発生の日から10日以内

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対象</th><th colspan="3">費用の限度額</th><th colspan="2">適用</th><th>期間</th></tr>
<tr><td rowspan="6"></td><td rowspan="6">を営むことが困難な者</td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">区分
単位円</td><td>１人
世帯</td><td>２人
世帯</td><td>３人
世帯</td><td>４人
世帯</td><td>５人
世帯</td><td>６人以上
１人増すごとに加算</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊・全焼・流失</td><td>夏</td><td>19,200</td><td>24,600</td><td>36,500</td><td>43,600</td><td>55,200</td><td>8,000</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>31,800</td><td>41,100</td><td>57,200</td><td>66,900</td><td>84,300</td><td>11,600</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊・半焼・床上浸水</td><td>夏</td><td>6,300</td><td>8,400</td><td>12,600</td><td>15,400</td><td>19,400</td><td>2,700</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>11,100</td><td>13,200</td><td>18,800</td><td>22,300</td><td>28,100</td><td>3,700</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>医療の途を失った者（応急的に処置）</td><td colspan="3">1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損修繕等の実費
2　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内
3　施術者…協定料金の額以内</td><td colspan="2">1　医療は、救護班によつて行うる。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩、マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法を含む。）において、医療を行うことがある。
2　医療の範囲
(1) 診療
(2) 薬剤又は治療材料の支給
(3) 処置、手術その他の治療及び施術
(4) 病院又は診療所への収容
(5) 看護</td><td>災害発生の日から14日以内</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者</td><td colspan="3">1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
2　助産師による場合は、慣行料金の２割以内の額</td><td colspan="2">1　助産の範囲
(1) 分べんの介助
(2) 分べん前及び分べん後の処置
(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</td><td>分べんした日から７日以内</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>1　現に生命、身体が危険な状態にある者
2　生死不明な状態にある者</td><td colspan="3">救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、費用額は当該地域における通常の実費</td><td colspan="2"></td><td>災害発生の日から３日以内</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>1　住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者
2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</td><td colspan="3">1居室、炊事場及び便所等日常生活の必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。
１世帯当たり 706,000 円以内（２以外）
2　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯
１世帯当たり 343,000 円以内</td><td colspan="2"></td><td>災害発生の日から１ヵ月以内</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理（住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理）</td><td>1　住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</td><td colspan="3">住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。
１世帯当たり 50,000 円以内</td><td colspan="2"></td><td>災害発生の日から10日以内</td></tr>
</table>

1　災害対策資料

救助の種類	対象	費用の限度額	適用	期間
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童１人当たり 4,800 円 中学校生徒１人当たり 5,100 円 高等学校等生徒１人当たり 5,600 円	被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 (1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品	災害発生の日から （教科書） １ヵ月以内 （その他学用品） 15 日以内
埋葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処置程度のものを行う。	埋葬費 １体当たり 大人（12 歳以上）219,100 円以内 小人（12 才未満）175,200 円以内	埋葬は、棺又は棺材をもつて、次の範囲内において行うものとする。 (1) 棺（付属品含む） (2) 埋葬及び火葬（賃金職員等雇上費含む） (3) 骨つぼ及び骨箱	災害発生の日から 10 日以内
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、費用額は当該地域における通常の実費		災害発生の日から 10 日以内
死体の処理	災害の際死亡した者についての死体に関する処理（埋葬を除く。）	(洗浄・縫合、消毒等) １体当たり 3,500 円以内 (一時保存) 既存建物借上費　通常の実績 既存建物以外 １体当たり 5,500 円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金額以内	1　死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案 2　検案は原則として救護班が行う。 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実績を加算できる。	災害発生の日から 10 日以内
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力では除去することができない者	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費及び輸送費並びに賃金職員等雇用費等 １世帯当たり　138,700 円以内		災害発生の日から 10 日以内
応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費		当該地域における通常の実績	支出する範囲は、次に掲げる措置に要する費用 (1) 被災者の避難 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の捜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内

1　災害対策資料

救助の種類	範囲	費用の限度額等	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	１人１日当たり 医師、歯科医師　24,100 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士　16,200 円以内 保健師、助産師、看護師　15,800 円以内 救急救命士　14,200 円以内 土木技術・建築技術者　15,600 円以内 大工　　30,700 円以内 左官　　28,400 円以内 とび職　29,400 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費並びに宿泊費は、常勤職員の均衡を考慮して算定した額
	同第４条第５号から第10号までに規定する者	地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその 100 分の３の額を加算した額以内		

１－１５　被害の認定基準

被害区分		認定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は、死体は確認できないが、死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者 （重傷）１か月以上の治療を要する見込みの者 （軽傷）１か月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然２世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を１世帯として取り扱う。）
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損害が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

被害区分			認定基準
非住家の被害	非住家		住宅以外の建物で、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公共建物		役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供せる建物とする。
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没		田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水		稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没・畑の冠水		田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路		道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
		損壊	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処理が必要なものとする。
		冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		通行不能	道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河川		河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
		破堤	堤防等破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
		越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
		その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港湾		港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第２条第５項及び漁港法（昭和 25 年法律第 137 号）第３条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設とする。
	砂防		砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第１条に規定する砂防設備、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	崖くずれ		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第２条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。
	地すべり		地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第２条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土石流		土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ、航行できない程度の被害を受けたものとする。
	通信被害	災害により通話不能となった電話の回線数とする。

被害区分		認定基準
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者		り災世帯の構成員とする。
公立文教施設		公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

・人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
・避難の状況
・主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
・主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
・学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
・電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
・農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
・応援要請又は職員派遣の状況

2　災害危険箇所

2－1　河川及び重要水防区域

小高区

水系名	河川海岸名	水防（消防）分団名	重要水防区域						予想される危険概要	対策水防工法	氾濫面積（ha）	概　要 人家（戸） 田畑（ha）
			右岸左岸の別	位　置		評定基準		延長（m）				
				大字	字	種別	基準区分					
小高川	前川	小高区団第2分団	左岸	南鳩原	北岩下	堤防高	B	350	溢　水	土のう積	6	人家 2 田畑 3
小高川	前川	小高区団第2分団	両岸	大　富	牛谷地 北谷地	堤防高	B	1,700	溢　水	土のう積	25	人家 25 田畑 8

鹿島区

水系名	河川海岸名	水防（消防）分団名	重要水防区域						予想される危険概要	対策水防工法	氾濫面積（ha）	概　要 人家（戸） 田畑（ha）
			左岸右岸の別	位　置		評定基準		延長（m）				
				大字	字	種別	基準区分					
真野川	真野川	鹿島区団第2分団 鹿島区団第1分団	両岸	大　内 鹿　島	杉　内 瀬戸畑	堤防高 堤防断面	B	4,800	溢　水	土のう積	140	人家　300 田畑　140
真野川	真野川	鹿島区団第4分団	左岸	栃　窪	窪　内	堤防高	A	500	溢　水	土のう積	2	人家　1 田畑　2
真野川	潤谷川	鹿島区団第2分団	両岸	大　内 川　子	広　瀬 尻　浸	堤防高	B	1,500	溢　水	土のう積	25	人家　30 田畑　22
真野川	上真野川	鹿島区団第2分団 鹿島区団第4分団	両岸	寺　内 小　池	落　合 小　車	堤防高 堤防断面	B	2,700	溢　水	土のう積	80	人家　300 田畑　68
鹿島海岸	南海老地区海岸	鹿島区団第3分団	－	南海老	蛭　沼	堤防高 堤防断面	A	1,700	越　波	土のう積	30	人家　－ 田畑　30

原町区

水系名	河川海岸名	水防（消防）分団名	重要水防区域						予想される危険概要	対策水防工法	氾濫面積（ha）	概　要 人家（戸） 田畑（ha）
			左岸右岸の別	位置		評定基準		延長（m）				
				大字	字	種別	基準区分					
新田川	新田川	原町区団第1分団 原町区団第4分団	両岸	下渋佐 下高平	仲　西 川　原	堤防高 堤防断面	A	2,500	溢　水	土のう積	70	人家　100 田畑　70
新田川	新田川	原町区団第1分団	両岸	小川町	－	堤防高	A	200	溢　水	土のう積	19	人家　46 田畑　19
新田川	新田川	原町区団第5分団	両岸	深　野	関　場	堤防高	A	200	溢　水	土のう積	45	人家　28 田畑　42
新田川	新田川	原町区団第5分団	両岸	深　野	風　越	堤防高	B	100	溢　水	土のう積	45	人家　46 田畑　35
新田川	北川	原町区団第5分団	右岸	大　原	杉　内	堤防高	A	400	溢　水	土のう積	29	人家　22 田畑　20
新田川	北川	原町区団第5分団	左岸	大　原	川子迫	堤防高	A	170	溢　水	土のう積	1	人家　1 田畑　－
新田川	境堀川	原町区団第5分団	両岸	長　野 北新田	中　沖 本　町	堤防高	B	250	溢　水	土のう積	8	人家　6 田畑　7
新田川	笹部川	原町区団第1分団	両岸	馬　場 西　町	地　切 西　町	堤防高	A	4,500	溢　水	土のう積	60	人家　100 田畑　30
原町海岸	北泉大磯地区海岸	原町区団第4分団	－	金　沢 北　泉	浦 地蔵堂	堤防高 堤防断面	A	750	越　波	土のう積	30	人家　16 田畑　28
原町海岸	渋佐萱浜地区海岸	原町区団第3分団	－	下渋佐 雫	大　身 北　畑	堤防高 堤防断面	A	2,700	越　波	土のう積	30	人家　50 田畑　28
原町海岸	雫地区海岸	原町区団第3分団	－	雫	台　畑 権現下	堤防高 堤防断面	A	200	越　波	土のう積	5	人家　31 田畑　4

２－２　水防通報及び避難場所

河川名	決壊予想位置			戸数	人員	避難位置			氾濫面積(ha)	決壊通報及び連絡者氏名	避難命令責任者	巡視者及び連絡者
	区	大字	字	(戸)	(人)	大字	字	名称				
真野川	鹿島区	大内 鹿島	杉内 瀬戸畑	300	－	鹿島区寺内	迎田 22	農村環境改善センター 鹿島区生涯学習センター	140	鹿島区団第２分団長 鹿島区団第１分団長	市長	鹿島区団第２分団長 鹿島区団第１分団長
真野川	鹿島区	栃窪	窪内	1	5	鹿島区寺内	迎田 22	農村環境改善センター 鹿島区生涯学習センター	2	鹿島区団第４分団長	市長	鹿島区団第４分団長
潤谷川	鹿島区	大内 川子	広瀬 尻浸	30	－	鹿島区寺内	迎田 22	農村環境改善センター 鹿島区生涯学習センター	25	鹿島区団第２分団長	市長	鹿島区団第２分団長
上真野川	鹿島区	寺内 小池	落合 小草	300	－	鹿島区寺内	迎田 22	農村環境改善センター 鹿島区生涯学習センター	80	鹿島区団第２分団長 鹿島区団第４分団長	市長	鹿島区団第２分団長 鹿島区団第４分団長
新田川	原町区	下渋佐 下高平	仲西 川原	100	－	原町区上北高平	東高松 37-1	リサイクルプラザ	70	原町区団第１分団長 原町区団第４分団長	市長	原町区団第１分団長 原町区団第４分団長
新田川	原町区	小川町	三丁目	46	115	原町区東町	二丁目 66 二丁目 82	原町第１小学校 東町児童クラブ	19	原町区団第１分団長	市長	原町区団第１分団長
新田川	原町区	深野	関場	28	70	原町区北長野	北原田 288	石神第１小学校 石神第１幼稚園	45	原町区団第５分団長	市長	原町区団第５分団長
新田川	原町区	深野	風越	46	228	原町区北長野	北原田 288	石神第１小学校 石神第１幼稚園	45	原町区団第５分団長	市長	原町区団第５分団 第２部長
北川	原町区	大原	杉内	22	94	原町区北長野	北原田 288	石神第１小学校 石神第１幼稚園	29	原町区団第５分団長	市長	原町区団第５分団 第１部長
北川	原町区	大原	川子迫	1	4	原町区北長野	北原田 288	石神第１小学校 石神第１幼稚園	1	原町区団第５分団長	市長	原町区団第５分団 第１部長
境堀川	原町区	長野 北新田	中沖 本町	6	23	原町区北長野	北原田 288	石神第１小学校 石神第１幼稚園	8	原町区団第５分団長	市長	原町区団第５分団 第８部長

2　災害危険箇所

河川名	決壊予想位置			戸数	人員	避難位置			氾濫面積(ha)	決壊通報及び連絡者氏名	避難命令責任者	巡視者及び連絡者
	区	大字	字	(戸)	(人)	大字	字	名称				
笹部川	原町区	馬場西町三丁目	地切	100	441	原町区馬場三丁目 原町区上町一丁目	62-2 13	ひばり生涯学習センター 原町第3小学校	60	原町区団第1分団長	市長	原町区団第1分団第1部長
前川	小高区	南鳩原	北岩下	2	6	小高区飯崎	北原125	小高就業改善センター	6	小高区団第2分団長	市長	小高区団第2分団第3部長
前川	小高区	大富	牛谷地 北谷地	25	75	小高区飯崎	北原125	小高就業改善センター	25	小高区団第2分団長	市長	小高区団第2分団第6部長
南海老海岸	鹿島区	南海老	蛭沼	－	－	鹿島区寺内	迎田22	農村環境改善センター 鹿島区生涯学習センター	30	鹿島区団第3分団長	市長	鹿島区団第3分団長
北泉大磯地区海岸	原町区	金沢 北泉	浦 地蔵堂	16	－	原町区上北高平 原町区桜井町一丁目	東高松37-1 153	リサイクルプラザ 原町さくらい保育園	30	原町区団第4分団長	市長	原町区団第4分団第1,6部長
渋佐萱浜地区海岸	原町区	下渋佐雫	大身 北畑	50	－	原町区桜井町 原町区高見町	－	原町第2中学校 道の駅南相馬 ひがし生涯学習センター	30	原町区団第3分団長	市長	原町区団第3分団第4部長
雫地区海岸	原町区	雫	台畑 権現下	31	－	原町区大甕	鶴蒔 十日迫	大甕小学校 大甕幼稚園 大甕生涯学習センター	5	原町区団第3分団長	市長	原町区団第3分団第4部長

２－３　海岸保全区域

	所　管	海　岸　名	地区海岸名	海岸保全区域の延長(m)
小　高　区	国土交通省	小高海岸	塚　原	489
		小高海岸	村　上	621
		小高海岸	角部内	1,866
		小高海岸	浦　尻	921
	農林水産省 農村振興局	小高海岸	村　上	1,050
		小高海岸	角部内	200
		小高海岸	蛯　沢	240
		小高海岸	井田川	1,045
鹿　島　区	国土交通省	鹿島海岸	南海老	1,726
	農林水産省 水産庁	真野川漁港海岸	南右田	1,447
		真野川漁港海岸	烏　崎	1,336
	農林水産省 農村振興局	鹿島海岸	北海老	849
原　町　区	国土交通省	原　町	北泉大磯	2,768
		原　町	渋佐萱浜	2,722
		原　町	雫	200
		原　町	小　浜	145
		原　町	小　沢	1,596
	農林水産省 農村振興局	原　町	萱　浜	225
		原　町	小浜雫	2,166
		原　町	小　沢	60

２－４　砂防指定地

	指定地 番　号	水系名	河川名 渓流名	告示年月日 及び番号	延長(m) 面積(ha)	種　別
小高区	３０５１	小高川	小高川	昭和 39.8.31 建告第 2492 号	3,600 15.84	要設備地
	３０５１	小高川	小高川	昭和 46.5.13 建告第 850 号	978 4.89	－
	３０５１	小高川	小高川	平成 5.3.2 建告第 497 号	610 1.15	－
	３０５２	小高川 左小支	大穴川	昭和 40.9.27 建告第 2857 号	2,900 11.50	要設備地
	３０５３	小高川 右支	川房川	昭和 31.9.29 建告第 1538 号	3,000 6.85	要設備地
	３０５４	小高川	前川	昭和 52.4.22 建告第 743 号	1,600 5.25	－
	３０５５	小高川	牛石川	昭和 52.4.22 建告第 743 号	400 1.00	－
	３０５６	小高川	北鳩原川	昭和 59.3.9 建告第 527 号	217 0.62	－
	３０５６	小高川	北鳩原川	平成元.1.21 建告第 76 号	268 1.26	－
	３０５６	小高川	北鳩原川	平成 5.3.2 建告第 497 号	132.6 0.40	－
鹿島区	３１５１	真野川	真野川	昭和 27.8.6 建告第 1100 号	— 2.8	要設備地
	３１５２	真野川 右支	上真野川	昭和 16.5.31 内告第 360 号	— 27.12	要設備地
	３１５２	真野川 右支	上真野川	昭和 34.2.4 建告第 118 号	2,050 1.12	要設備地
	３１５２	真野川	上真野川	平成元.1.21 建告第 76 号	697 3.47	－
	３１５３	真野川 右小支	大日川	昭和 36.11.18 建告第 2670 号	3,010 12.04	要設備地
	３１５３	真野川 右小支	大日川	昭和 41.8.27 建告第 2988 号	470 2.35	要設備地
	３１５５	真野川 右小支	竹の花沢	昭和 45.12.13 国告第 1091 号	600 11.94	－
	３１５６	真野川	浜井場 沢川	昭和 45.9.4 建告第 1355 号	1,600 4.00	－
	３１５８	真野川	西沢川	昭和 54.4.12 建告第 840 号	180 1.39	－
	３１６１	真野川	山崎川	昭和 60.12.17 建告第 1818 号	275 0.42	－
原町区	３１０１	新田川	新田川	昭和 34.10.29 建告第 2157 号	— 0.62	要設備地
	３１０３	新田川	北　川	平成 5.3.2 建告第 497 号	604.9 4.07	－
	３１０２	新田川 右支	水無川	昭和 23.11.16 建告第 173 号	— 14.00	要設備地
	３１０２	新田川 右支	水無川	昭和 34.9.5 建告第 1651 号	1,600 4.80	要設備地
	３１０２	新田川 右支	水無川	昭和 38.10.2 建告第 2550 号	2,700 10.53	要設備地
	３１６０	真野川 右支	蛇石沢川	昭和 60.12.17 建告第 1818 号	176 0.35	－

２－５　地すべり危険区域

地域名		水系名	渓流名	所在地	区域面積	避難場所
鹿島区	上　野	真野川	真野川	橲原上野	36.5ha	橲原公会堂 （国交省）
原町区	片　倉	太田川	太田川	片倉字片倉	32.0ha	片倉公会堂 （国交省）

２－６　土砂災害警戒区域

所在地	区域名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
小高区泉沢字前田	前田	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 290 号	令和 1 年 9 月 27 日
小高区泉沢字沢目木	沢目木	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 290 号	令和 1 年 9 月 27 日
小高区浦尻長神前	長神前-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
小高区浦尻長神前	長神前-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
小高区浦尻長神前	長神前-3	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
小高区蛯沢字平五郎	西畑Ｂ	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 290 号	令和 1 年 9 月 27 日
小高区蛯沢字平五郎	平五郎	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 290 号	令和 1 年 9 月 27 日
小高区蛯沢藤谷	藤谷-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
小高区蛯沢藤谷	藤谷-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
小高区大井久能平	久能平-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 194 号	令和 1 年 8 月 2 日
小高区大井久能平	久能平-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 194 号	令和 1 年 8 月 2 日
小高区大井久能平	久能平-3	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 194 号	令和 1 年 8 月 2 日
小高区大富字大穴	大富川	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 732 号	令和 3 年 11 月 2 日
小高区岡田字天神前	天神前Ａ	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 290 号	令和 1 年 9 月 27 日
小高区岡田字天神前	天神前Ｂ	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 290 号	令和 1 年 9 月 27 日
小高区岡田字万ヶ迫	万ヶ迫	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 290 号	令和 1 年 9 月 27 日
小高区小高城下	城下	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
小高区女場字山田	山田	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 290 号	令和 1 年 9 月 27 日
小高区女場堤田	堤田	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
小高区女場柳田	柳田-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 326 号	平成 23 年 6 月 28 日
小高区女場柳田	柳田-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 326 号	平成 23 年 6 月 28 日
小高区片草秩父山	秩父山-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 111 号	平成 23 年 3 月 4 日
小高区片草秩父山	秩父山-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域	福島県告示第 111 号	平成 23 年 3 月 4 日
小高区金谷字北釘野	北釘野	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 677 号	令和 3 年 10 月 5 日
小高区神山字堂平	堂平Ｂ	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 600 号	令和 3 年 8 月 27 日
小高区川房字川原田	川原田Ａ	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 290 号	令和 1 年 9 月 27 日
小高区川房字川原田	川原田Ｂ	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 290 号	令和 1 年 9 月 27 日
小高区川房字北ノ内	北ノ内	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 290 号	令和 1 年 9 月 27 日

2　災害危険箇所

所在地	区域名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
小高区川房字北ノ内	北ノ内	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 732 号	令和 3 年 11 月 2 日
小高区川房字北ノ内	北ノ内沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 677 号	令和 3 年 10 月 5 日
小高区下浦館ノ下	館ノ下	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
小高区下浦字薬師前	薬師前Ａ	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 290 号	令和 1 年 9 月 27 日
小高区下浦字薬師前	薬師前Ｂ	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 290 号	令和 1 年 9 月 27 日
小高区羽倉字タラ谷地	太良谷地	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 732 号	令和 3 年 11 月 2 日
小高区羽倉字小荷駄	北鳩原川-1	土石流	警戒区域	福島県告示第 732 号	令和 3 年 11 月 2 日
小高区羽倉字小荷駄	北鳩原川-2	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 732 号	令和 3 年 11 月 2 日
小高区飯崎勧請内	勧請内	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
小高区南鳩原西畑	西畑	急傾斜地の崩壊	警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
小高区耳谷字根本	根本	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 290 号	令和 1 年 9 月 27 日
小高区耳谷表	表-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
小高区耳谷表	表-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
小高区耳谷表	表-3	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
小高区吉名字岩谷堂	岩谷堂	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 64 号	令和 4 年 1 月 28 日
鹿島区浮田字鶴位	浮田１	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 677 号	令和 3 年 10 月 5 日
鹿島区御山御山下	御山下-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
鹿島区御山御山下	御山下-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
鹿島区御山御山下	御山下-3	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
鹿島区上栃窪字原田	上栃窪	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 677 号	令和 3 年 10 月 5 日
鹿島区上栃窪字山崎	山崎川	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 677 号	令和 3 年 10 月 5 日
鹿島区上栃窪字瀬ノ沢	瀬ノ沢	地すべり	警戒区域	福島県告示第 64 号	令和 4 年 1 月 28 日
鹿島区上栃窪字石渕	西沢川２	土石流	警戒区域	福島県告示第 677 号	令和 3 年 10 月 5 日
鹿島区上栃窪字大柿	浜井場沢	土石流	警戒区域	福島県告示第 47 号	令和 4 年 1 月 21 日
鹿島区上栃窪字木渕	木渕	地すべり	警戒区域	福島県告示第 64 号	令和 4 年 1 月 28 日
鹿島区川子滝沢	滝沢-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
鹿島区川子滝沢	滝沢-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
鹿島区北海老松坂	松坂-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
鹿島区北海老松坂	松坂-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
鹿島区北海老松坂	松坂-3	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
鹿島区北海老松坂	松坂-4	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
鹿島区北屋形字田野入	田野入	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 290 号	令和 1 年 9 月 27 日

2　災害危険箇所

所在地	区域名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
鹿島区北屋形西浦向	西浦向-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
鹿島区北屋形西浦向	西浦向-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
鹿島区北屋形西浦向	西浦向-3	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
鹿島区北屋形西浦向	西浦向-4	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
鹿島区北屋形西浦向	西浦向-5	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
鹿島区北屋形西浦向	西浦向-6	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
鹿島区北屋形西浦向	西浦向-7	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
鹿島区小池宮前	風穴	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 111 号	平成 23 年 3 月 4 日
鹿島区小池字ミタラセ	ミタラセ	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 290 号	令和 1 年 9 月 27 日
鹿島区小池字宮前	宮前沢１	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 47 号	令和 4 年 1 月 21 日
鹿島区小池字宮前	小池	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 677 号	令和 3 年 10 月 5 日
鹿島区小池字新山	新山	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 290 号	令和 1 年 9 月 27 日
鹿島区小池字新山	新山１号	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 290 号	令和 1 年 9 月 27 日
鹿島区小池字新山	新山２号	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 290 号	令和 1 年 9 月 27 日
鹿島区小池字善徳	善徳	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 290 号	令和 1 年 9 月 27 日
鹿島区橲原字スズ	東鈴川	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 677 号	令和 3 年 10 月 5 日
鹿島区橲原字山岸	猪穴川	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 677 号	令和 3 年 10 月 5 日
鹿島区橲原字台	台	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 600 号	令和 3 年 8 月 27 日
鹿島区橲原字地蔵前	橲原１	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 677 号	令和 3 年 10 月 5 日
鹿島区橲原字地蔵木	上野	地すべり	警戒区域	福島県告示第 624 号	令和 3 年 9 月 7 日
鹿島区橲原字地蔵木	橲原２	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 47 号	令和 4 年 1 月 21 日
鹿島区橲原地蔵前	地蔵前沢-1	土石流	警戒区域	福島県告示第 111 号	平成 23 年 3 月 4 日
鹿島区橲原地蔵前	地蔵前沢-2	土石流	警戒区域	福島県告示第 111 号	平成 23 年 3 月 4 日
鹿島区橲原竹花	竹の花川１	土石流	警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
鹿島区橲原竹花	竹の花川２	土石流	警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
鹿島区栃窪字瀬ノ沢	古川	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 677 号	令和 3 年 10 月 5 日
鹿島区栃窪字瀬ノ沢	瀬ノ沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 290 号	令和 1 年 9 月 27 日
鹿島区栃窪字東畑	東畑	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 290 号	令和 1 年 9 月 27 日
鹿島区栃窪字北ノ入	栃窪１	土石流	警戒区域	福島県告示第 677 号	令和 3 年 10 月 5 日
鹿島区栃窪字北ノ入	栃窪２	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 677 号	令和 3 年 10 月 5 日
鹿島区栃窪字北ノ入	北の入川－１	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 677 号	令和 3 年 10 月 5 日
鹿島区栃窪字北ノ入	北の入川－２	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 677 号	令和 3 年 10 月 5 日

2　災害危険箇所

所在地	区域名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
鹿島区栃窪西畑	西畑-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
鹿島区栃窪西畑	西畑-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
鹿島区永田永田	永田-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
鹿島区永田永田	永田-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
鹿島区永田永田	永田-3	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
鹿島区南屋形北原	北原	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
鹿島区南柚木宮前	宮前-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
鹿島区南柚木宮前	宮前-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
鹿島区南柚木宮前	宮前-3	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
鹿島区南柚木宮前	宮前-4	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
鹿島区南柚木宮前	宮前-5	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
鹿島区南柚木字堤田	堤田	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 290 号	令和 1 年 9 月 27 日
鹿島区南柚木浅田	浅田-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
鹿島区南柚木浅田	浅田-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
鹿島区南柚木浅田	浅田-3	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
鹿島区南柚木浅田	浅田-4	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
鹿島区南柚木浅田	浅田-5	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 553 号	平成 23 年 11 月 18 日
鹿島区南柚木平後	平後-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
鹿島区南柚木平後	平後-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
鹿島区南柚木平後	平後-3	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
鹿島区南柚木平後	平後-4	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 45 号	平成 22 年 1 月 26 日
鹿島区山下字稲田	滝迫川	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 47 号	令和 4 年 1 月 21 日
鹿島区山下字根小屋	浮田 2	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 732 号	令和 3 年 11 月 2 日
鹿島区山下字堂前	堂前	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 290 号	令和 1 年 9 月 27 日
原町区青葉町二丁目	青葉町二丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
原町区石神字坂下	坂下 A	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 600 号	令和 3 年 8 月 27 日
原町区石神字坂下	坂下 B	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 600 号	令和 3 年 8 月 27 日
原町区石神字赤坂	赤坂 A	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 600 号	令和 3 年 8 月 27 日
原町区大谷字山田	山田	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 696 号	令和 3 年 10 月 19 日

2　災害危険箇所

所在地	区域名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
原町区大谷字松落合	松落合沢	土石流	警戒区域	福島県告示第 624 号	令和 3 年 9 月 7 日
原町区大谷字西山	砂利-1	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 47 号	令和 4 年 1 月 21 日
原町区大谷字西山	砂利-2	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 47 号	令和 4 年 1 月 21 日
原町区大谷字西山	西山	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 64 号	令和 4 年 1 月 28 日
原町区大谷字大畑	大畑	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 696 号	令和 3 年 10 月 19 日
原町区大谷字大畑	目貫沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 696 号	令和 3 年 10 月 19 日
原町区大谷字北向	東畑	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 47 号	令和 4 年 1 月 21 日
原町区大原字遠田	遠田 A	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 600 号	令和 3 年 8 月 27 日
原町区大原字遠田	遠田 B	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 600 号	令和 3 年 8 月 27 日
原町区大原字葛久保	社地神 2	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 624 号	令和 3 年 9 月 7 日
原町区大原字岩地	岩地	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 600 号	令和 3 年 8 月 27 日
原町区大原字字舘沼	舘沼	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 600 号	令和 3 年 8 月 27 日
原町区大原字社地神	社地神	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 600 号	令和 3 年 8 月 27 日
原町区大原字社地神	社地神 1	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 624 号	令和 3 年 9 月 7 日
原町区大原字松木内	杉内	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 624 号	令和 3 年 9 月 7 日
原町区大原字中沢	中沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 600 号	令和 3 年 8 月 27 日
原町区大原字奴石	蛇石沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 732 号	令和 3 年 11 月 2 日
原町区大原字明星入	明星入	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 600 号	令和 3 年 8 月 27 日
原町区大原明星入	明星入の沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
原町区大甕字森合東	森合東	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 600 号	令和 3 年 8 月 27 日
原町区片倉字行津	横川 1	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 732 号	令和 3 年 11 月 2 日
原町区片倉字片倉	片倉	地すべり	警戒区域	福島県告示第 64 号	令和 4 年 1 月 28 日
原町区金沢字追合	追合	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 600 号	令和 3 年 8 月 27 日
原町区金沢字物見山	物見山	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 600 号	令和 3 年 8 月 27 日
原町区上北高平字髙松	高松	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 600 号	令和 3 年 8 月 27 日
原町区北泉字南走	南走	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 600 号	令和 3 年 8 月 27 日
原町区北新田字広田	広田	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 600 号	令和 3 年 8 月 27 日
原町区小沢小沢	小沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
原町区小浜西内	西内	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
原町区小浜大迫	大迫-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日

2　災害危険箇所

所在地	区域名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
原町区小浜大迫	大迫-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
原町区小浜大迫	大迫-3	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
原町区小浜大迫	大迫-4	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
原町区牛来字西谷地	西谷地 A	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 600 号	令和 3 年 8 月 27 日
原町区信田沢字道ノ上	道ノ上沢一号	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 732 号	令和 3 年 11 月 2 日
原町区信田沢字道ノ上	道ノ上沢二号	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 732 号	令和 3 年 11 月 2 日
原町区下太田字道内迫	道内迫	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 600 号	令和 3 年 8 月 27 日
原町区下太田川内前	川内前-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
原町区下太田川内前	川内前-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
原町区高倉字山上前	山上前	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 600 号	令和 3 年 8 月 27 日
原町区高倉字滝原	孫四郎-1	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 732 号	令和 3 年 11 月 2 日
原町区高倉字滝原	孫四郎-2	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 732 号	令和 3 年 11 月 2 日
原町区高倉字東国見	東国見の沢-1	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 732 号	令和 3 年 11 月 2 日
原町区高倉字東国見	東国見の沢-2	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 732 号	令和 3 年 11 月 2 日
原町区高倉字東畑	東畑	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 600 号	令和 3 年 8 月 27 日
原町区高倉字北屋敷	北屋敷	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 624 号	令和 3 年 9 月 7 日
原町区高倉東畑	川原田	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
原町区鶴谷字割羽迫	割羽迫	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 600 号	令和 3 年 8 月 27 日
原町区橋本町三丁目	橋本町-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
原町区橋本町三丁目	橋本町-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
原町区橋本町三丁目	橋本町-3	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
原町区橋本町三丁目	橋本町-4	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
原町区橋本町三丁目	橋本町-5	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
原町区馬場字ヤボケ	アドリ沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 732 号	令和 3 年 11 月 2 日
原町区馬場字深沢	サカイノ沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 732 号	令和 3 年 11 月 2 日
原町区馬場字大谷地	大谷地	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 600 号	令和 3 年 8 月 27 日
原町区深野字小池田	小池田	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 600 号	令和 3 年 8 月 27 日
原町区深野字菖蒲沢	菖蒲沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 47 号	令和 4 年 1 月 21 日
原町区深野字仲山	後沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第 47 号	令和 4 年 1 月 21 日

２－７　防災重点農業用ため池

（令和４年４月１日現在）

ため池 DB コード番号	名称	所在地	備考
072120003	吉田	原町区大原字吉田 36	R3.2.26 指定
072120007	小池田	原町区深野字小池田 53-1	R3.2.26 指定
072120010	北屋敷	原町区高倉字北屋敷 137	R3.2.26 指定
072120012	内城	原町区信田沢字内城 300-1	R3.2.26 指定
072120013	赤坂(石神)	原町区石神字赤坂 171	R3.2.26 指定
072120014	中山	原町区石神字中山 207-1	R3.2.26 指定
072120015	大谷地	原町区押釜字大谷地 110	R3.2.26 指定
072120016	前田(押釜)	原町区押釜字前田 339	R3.2.26 指定
072120017	越田	原町区押釜字越田 156	R3.2.26 指定
072120018	地切	原町区馬場字地切 120	R3.2.26 指定
072120019	南迫第一	原町区馬場字南迫 50	R3.2.26 指定
072120020	南迫第二	原町区馬場字南迫 51	R3.2.26 指定
072120021	ヤボケ	原町区馬場字ヤボケ 31	R3.2.26 指定
072120024	大迫(矢川原)	原町区矢川原字堂前 242	R3.2.26 指定
072120025	前迫(矢川原)	原町区矢川原字前迫 108	R3.2.26 指定
072120026	猪尾迫	原町区矢川原字川原内 354	R3.2.26 指定
072120031	割羽迫	原町区鶴谷字池袋 276	R3.2.26 指定
072120033	長峰	原町区鶴谷字長峰 254	R3.2.26 指定
072120034	牛踏	原町区鶴谷字牛踏 291	R3.2.26 指定
072120037	武志谷地	原町区小木迫字薄畑 162	R3.2.26 指定
072120038	新堤(小木迫)	原町区小木迫字向畑 207	R3.2.26 指定
072120041	与ソ兵衛	原町区江井字妙見迫 225	R3.2.26 指定
072120043	明知（下）	原町区江井字明知 41	R3.2.26 指定
072120048	折ヶ沢（西）	原町区二見町四丁目 41	R3.2.26 指定
072120049	折ヶ沢（東）	原町区二見町四丁目 87	R3.2.26 指定
072120050	牛仏	原町区青葉町三丁目 93	R3.2.26 指定
072120052	穴田（上）	原町区牛来字穴田 61	R3.2.26 指定
072120053	穴田（下）	原町区牛来字穴田 62	R3.2.26 指定
072120054	大沢(牛来)	原町区牛来字大沢 16	R3.2.26 指定
072120055	藤沼(下太田)	原町区下太田字藤沼 400	R3.2.26 指定
072120057	与太郎	原町区太田字川内迫 660-2	R3.2.26 指定
072120058	前山(北原)	原町区北原字前山 173	R3.2.26 指定
072120059	赤坂(下太田)	原町区下太田字川内迫 560	R3.2.26 指定
072120060	日立	原町区下太田字川内迫 258	R3.2.26 指定
072120061	金子塚	原町区雫字上江 248	R3.2.26 指定
072120062	蛭沢（上）	原町区雫字蛭沢 333	R3.2.26 指定
072120063	蛭沢（下）	原町区雫字蛭沢 389	R3.2.26 指定
072120064	皿田	原町区雫字蛭沢 350	R3.2.26 指定
072120065	西迫（西）	原町区大甕字西迫 201	R3.2.26 指定
072120066	葛西	原町区大甕字鶴蒔 275	R3.2.26 指定
072120067	田堤	原町区大甕字田堤 9	R3.2.26 指定
072120069	袖原	原町区雫字袖原 373	R3.2.26 指定

ため池 DB コード番号	名称	所在地	備考
072120071	狐沢(小浜)	原町区小浜字狐沢 316	R3.2.26 指定
072120072	沼沢	原町区小浜字滝下 275	R3.2.26 指定
072120073	古堤(上北高平)	原町区上北高平字入道迫 147	R3.2.26 指定
072120074	新堤(上北高平)	原町区上北高平字入道迫 41	R3.2.26 指定
072120075	山田迫(上北高平)	原町区上北高平平字東高松 14	R3.2.26 指定
072120076	植松	原町区上北高平字植松 420	R3.2.26 指定
072120077	作左衛門	原町区上北高平字比丘尼沢 214	R3.2.26 指定
072120080	大堤(金沢)	原町区金沢字堤上 202	R3.2.26 指定
072120081	長兵衛	原町区金沢字六郎久保 55	R3.2.26 指定
072120082	鳥井沢	原町区金沢字鳥井沢 94	R3.2.26 指定
072120085	西道迫	原町区矢川原字西道迫 199	R3.2.26 指定
072120086	池袋	原町区押釜字前田 340	R3.2.26 指定
072120087	比丘尼沢	原町区上北高平字比丘尼沢 180	R3.2.26 指定
072120089	細虫	鹿島区御山字一本松 53	R3.2.26 指定
072120090	御山（願阿弥田）	鹿島区御山字願阿弥田 70	R3.2.26 指定
072120091	唐神	鹿島区横手字唐神 336	R3.2.26 指定
072120093	安倉	鹿島区山下字安倉 285	R3.2.26 指定
072120094	ヤンガン第２	鹿島区山下字滝迫 92	R3.2.26 指定
072120096	椴木沢	鹿島区浮田字椴木沢 239	R3.2.26 指定
072120098	三光坂第１	鹿島区浮田字太田切 56	R3.2.26 指定
072120099	太田切	鹿島区浮田字太田切 15	R3.2.26 指定
072120100	昭和	鹿島区寺内字横峰 367	R3.2.26 指定
072120101	横峯	鹿島区寺内字横峯 587	R3.2.26 指定
072120102	新横峯	鹿島区寺内字横峯 588-1	R3.2.26 指定
072120104	権現沢(鹿島)	鹿島区寺内字権現沢 83	R3.2.26 指定
072120105	天神沢第１	鹿島区江垂字天神沢 206	R3.2.26 指定
072120106	天神沢第２	鹿島区江垂字天神沢 205	R3.2.26 指定
072120107	天神沢第３	鹿島区江垂字天神沢 123	R3.2.26 指定
072120108	大光	鹿島区大内字松迫	R3.2.26 指定
072120109	大光　上	鹿島区大内字松迫	R3.2.26 指定
072120110	大迫（鳥崎）	鹿島区大内字松迫 99	R3.2.26 指定
072120111	後作(鹿島)	鹿島区南屋形字西原 166	R3.2.26 指定
072120112	石の宮	鹿島区南屋形字石の宮 167	R3.2.26 指定
072120113	藤金沢（上）	鹿島区北海老字藤金沢	R3.2.26 指定
072120114	藤金沢（下）	鹿島区北海老字藤金沢	R3.2.26 指定
072120116	西永渡	鹿島区永渡字西永渡 336	R3.2.26 指定
072120117	永渡	鹿島区永渡字東永渡 207	R3.2.26 指定
072120118	相馬清水	鹿島区南柚木字相馬清水 315	R3.2.26 指定
072120119	大沢(鹿島)	鹿島区南柚木字相馬清水 312	R3.2.26 指定
072120120	前浅田　2	鹿島区南柚木字前浅田 100	R3.2.26 指定
072120121	前浅田　1	鹿島区南柚木字前浅田 101	R3.2.26 指定
072120123	平後	鹿島区南柚木字上平後 198	R3.2.26 指定
072120125	勘判	鹿島区北屋形字勘判 302	R3.2.26 指定
072120131	湯温釜	鹿島区北屋形字石ワテ 160	R3.2.26 指定
072120132	石ワテ	鹿島区北屋形字石ワテ 159-1	R3.2.26 指定
072120134	鳥バミ	鹿島区北海老字鳥バミ	R3.2.26 指定

ため池 DB コード番号	名称	所在地	備考
072120140	ブナ坂	鹿島区小山田字ブナ坂 321-1	R3.2.26 指定
072120141	隠町	鹿島区小山田字隠町	R3.2.26 指定
072120142	滝沢　第２	鹿島区小山田字大日沢 70	R3.2.26 指定
072120143	滝沢　下	鹿島区小山田字大日沢 80	R3.2.26 指定
072120144	大日沢	鹿島区小山田字大日沢 86	R3.2.26 指定
072120145	中丸第１	鹿島区小池字中丸 14	R3.2.26 指定
072120147	北沢(鹿島)	鹿島区小池字ミタラセ 68-1	R3.2.26 指定
072120148	前沢	鹿島区小池字ミタラセ 40-1	R3.2.26 指定
072120149	醴迫	鹿島区塩崎字醴迫 93	R3.2.26 指定
072120157	大月平	鹿島区塩崎字大月平 183	R3.2.26 指定
072120158	萩迫(鹿島)	鹿島区塩崎字萩迫 69	R3.2.26 指定
072120160	新堤(川子)	鹿島区川子字堤上 39-1	R3.2.26 指定
072120161	滝沢(川子)	鹿島区川子字滝沢 197	R3.2.26 指定
072120162	大四郎	鹿島区川子字滝沢 196	R3.2.26 指定
072120166	滝沢(大内)	鹿島区大内字滝沢	R3.2.26 指定
072120168	入ウ田	鹿島区北海老字入ウ田	R3.2.26 指定
072120170	釜前	鹿島区北屋形字東釜前 36	R3.2.26 指定
072120175	浜井場	鹿島区上栃窪字浜井場 93	R3.2.26 指定
072120177	三居沢	小高区小高字三居沢 89	R3.2.26 指定
072120178	行徳	小高区片草字行徳 102	R3.2.26 指定
072120179	空堤	小高区片草字権現段 161	R3.2.26 指定
072120180	大堤(小高)	小高区片草字堤下 271	R3.2.26 指定
072120183	太良谷地	小高区羽倉字太良谷地 141	R3.2.26 指定
072120184	ビルモ谷地	小高区羽倉字太良谷地 139	R3.2.26 指定
072120185	谷地	小高区大富字北谷地 351	R3.2.26 指定
072120186	北谷地(小高)	小高区大富字北谷地 350	R3.2.26 指定
072120188	烏内	小高区飯崎字大畑 265	R3.2.26 指定
072120189	竜ヶ迫	小高区小谷字竜ヶ迫 53	R3.2.26 指定
072120190	犬塚	小高区大富字犬塚 132-1	R3.2.26 指定
072120193	作迫	小高区金谷字作迫 120	R3.2.26 指定
072120195	柳迫	小高区金谷字柳迫 428	R3.2.26 指定
072120196	山居沢	小高区川房字山居沢 110	R3.2.26 指定
072120197	猿田	小高区川房字猿田 138	R3.2.26 指定
072120198	大谷	小高区川房字猿田 137	R3.2.26 指定
072120203	明地(小高)	小高区女場字明地 368	R3.2.26 指定
072120204	鯨	小高区女場字山田 196	R3.2.26 指定
072120205	安太郎	小高区女場字山田 195	R3.2.26 指定
072120208	鳶沢	小高区上根沢字鳶沢 48	R3.2.26 指定
072120209	市ノ沢	小高区上根沢字四栗 107	R3.2.26 指定
072120210	栗成沢	小高区上根沢字栗成沢 44	R3.2.26 指定
072120211	薬師前(小高)	小高区泉沢字薬師前 77	R3.2.26 指定
072120212	宮迫１号	小高区耳谷字宮迫 84	R3.2.26 指定
072120215	芦ヶ迫	小高区上浦字芦ヶ迫 476	R3.2.26 指定
072120216	善明迫	小高区行津字善明迫 277	R3.2.26 指定
072120217	三輪	小高区下浦字三輪 169	R3.2.26 指定
072120218	火打迫	小高区耳谷字火打迫 61	R3.2.26 指定

ため池 DB コード番号	名称	所在地	備考
072120220	堂平四号	小高区水谷字堂平 113	R3.2.26 指定
072120221	露ノ内	小高区耳谷字露ノ内 150	R3.2.26 指定
072120222	蒲迫	小高区耳谷字蒲迫 112	R3.2.26 指定
072120226	無入	小高区蛯沢字無入 116	R3.2.26 指定
072120227	藤沼(小高)	小高区蛯沢字藤沼 170	R3.2.26 指定
072120228	大又	小高区蛯沢字大又 95	R3.2.26 指定
072120229	後迫(小高)	小高区蛯沢字後迫 70	R3.2.26 指定
072120230	大和田一号	小高区蛯沢字大和田 83	R3.2.26 指定
072120234	長神前	小高区浦尻字大塚 128-1	R3.2.26 指定
072120235	竜ノ迫	小高区浦尻字中林崎 212	R3.2.26 指定
072120238	姥ヶ迫１号	小高区下浦字姥ヶ迫 23	R3.2.26 指定
072120240	戸田迫	小高区下浦字戸田迫 27	R3.2.26 指定
072120241	柿木平	小高区大井字柿木平 154	R3.2.26 指定
072120243	沼袋	小高区川房字西畑 134	R4.3.31 付け追加指定
072120244	山田迫(小高)	小高区岡田字山田 505	R3.2.26 指定
072120245	山田(小高)	小高区福岡字山田 282-1	R3.2.26 指定
072120246	猿田一号	小高区女場字猿田 31	R3.2.26 指定
072120247	猿田二号	小高区女場字猿田 31	R3.2.26 指定
072120248	小谷津	小高区泉沢字小谷津 254	R3.2.26 指定
072120249	八重迫	小高区泉沢字八重迫 72	R3.2.26 指定
072120250	明婦迫一号	小高区水谷字明婦迫 155	R3.2.26 指定
072120251	明婦迫二号	小高区水谷字明婦迫 154	R3.2.26 指定
072120252	白坂(小高)	小高区北鳩原字白坂 210	R3.2.26 指定
072120253	金谷迫	小高区泉沢字金谷迫 45	R3.2.26 指定
072120255	竹ノ内迫	小高区南鳩原字竹ノ内迫 67-1	R3.2.26 指定
072120256	西田	原町区石神字西田 118	R3.2.26 指定
072120258	西迫(益田)	原町区益田字西迫 199	R3.2.26 指定
072120259	京塚	原町区上北高平字新山前 430	R3.2.26 指定
072120264	宮前	鹿島区小池字作田 34	R3.2.26 指定
072120269	山田(鹿島)	鹿島区南屋形字山畑 111	R3.2.26 指定
072120271	山崎	鹿島区上栃窪字山崎 90	R3.2.26 指定
072120273	百目木(小高)	小高区上根沢字百目木 46	R3.2.26 指定
072120274	柳田	小高区女場字柳田 55	R3.2.26 指定
072120275	反高田一号	小高区蛯沢字反高田 46	R3.2.26 指定
072120276	反高田二号	小高区蛯沢字反高田 45	R3.2.26 指定
072120277	反高田三号	小高区蛯沢字反高田 44	R3.2.26 指定
072120278	姥ヶ迫２号	小高区下浦字姥ヶ迫 24	R3.2.26 指定
072120279	畑ヶ迫	小高区下浦字畑ヶ迫 21	R3.2.26 指定
072120280	腰細	小高区下浦字腰細 61	R3.2.26 指定
072120281	住吉	小高区大井字住吉 71	R3.2.26 指定
072120282	上山畑	小高区大井字上山畑 215	R3.2.26 指定
072120294	西迫(小高)	小高区大井字十王平 183	R3.2.26 指定

２－８　その他、がけ崩れ対策事業箇所

地区名	採択月日	契機災害事業・発生日
小高区吉名字漆原	平成 26.2.6	東日本大震災

２－９　山腹崩壊危険地区

農林水産省所管・森林

【民有林に係る災害危険箇所】　令和５年３月末現在

危険地区番号	位置	対象施設			区域面積(ha)
		人家	公共施設	道路	
212-1	南相馬市原町区北新田字広田	6戸		市道	10.00
212-2	南相馬市原町区深野字舘	3戸		市道	3.00
212-3	南相馬市原町区深野字宮平	9戸		市道	4.00
212-4	南相馬市原町区大原字舘沼	7戸		市道	10.00
212-5	南相馬市原町区信田沢字尼ケ折	2戸		市道	1.00
212-6	南相馬市原町区牛越字舘下	3戸		市道	1.00
212-7	南相馬市原町区牛越字鎌田	6戸		市道	4.00
212-8	南相馬市原町区橋本町四丁目	50戸		市道	7.00
212-9	南相馬市原町区桜井町二丁目	10戸			7.00
212-10	南相馬市原町区片倉字隠段	6戸		市道	8.00
212-11	南相馬市原町区鶴谷字輪ノ内	5戸		市道	5.00
212-12	南相馬市原町区小浜字大迫	14戸		市道	14.00
212-14	南相馬市原町区上太田字陣ケ崎	6戸		県道	4.00
212-15	南相馬市原町区大原字柳平			林道	1.00
212-16	南相馬市原町区堤谷字下戸矢迫	5戸		市道	1.00
212-17	南相馬市原町区上太田字堰場	12戸		県道	4.00
212-18	南相馬市原町区石神字北明内	27戸		県道	5.00
212-19	南相馬市原町区信田沢字嶺崎	9戸		市道	2.00
212-20	南相馬市原町区深野字北沢	7戸		市道	1.00
212-21	南相馬市原町区大甕字十日迫	5戸	1	県道	3.00
212-22	南相馬市原町区大原字宮下	1戸		林道	3.00
212-23	南相馬市原町区青葉町３丁目		1		3.00
212-24	南相馬市原町区大谷字松落合	1戸		市道	1.00
212-25	南相馬市鹿島区北屋形字勘判	3戸		市道	2.00
212-26	南相馬市鹿島区北屋形字行沼	9戸		市道	4.00
212-27	南相馬市鹿島区北屋形字東釜前	3戸		市道	1.00
212-28	南相馬市鹿島区北海老字姥懐	4戸		市道	1.00
212-29	南相馬市鹿島区北海老字西庭	4戸		市道	1.00
212-30	南相馬市鹿島区南屋形字若宮	10戸		市道	2.00
212-31	南相馬市鹿島区永田字永田	6戸		市道	2.00
212-32	南相馬市鹿島区栃窪字原田	5戸		市道	6.00
212-33	南相馬市鹿島区上栃窪字宮後	1戸		市道	2.00
212-34	南相馬市鹿島区山下字滝迫	3戸		市道	2.00
212-35	南相馬市鹿島区橲原字地蔵前	6戸		市道	2.00
212-36	南相馬市鹿島区江垂字中舘	4戸		市道	1.00
212-37	南相馬市鹿島区川子字滝沢	8戸		市道	1.00
212-38	南相馬市鹿島区大内字大久保	1戸		市道	1.00
212-39	南相馬市鹿島区大内字松迫	2戸		市道	1.00
212-40	南相馬市鹿島区烏崎字宮田	2戸		市道	1.00
212-41	南相馬市鹿島区小山田字戸ノ内	4戸		市道	1.00
212-42	南相馬市鹿島区南屋形字西原	5戸		市道	1.00
212-43	南相馬市鹿島区大内字長岡	4戸		市道	1.00

危険地区番号	位置	対象施設			区域面積(ha)
		人家	公共施設	道路	
212-44	南相馬市鹿島区北海老字反畑	3戸		県道	1.00
212-45	南相馬市鹿島区横手字唐神	2戸		市道	1.00
212-46	南相馬市鹿島区川子字内田	12戸		市道	1.00
212-47	南相馬市鹿島区江垂字桜平	10戸		市道	1.00
212-48	南相馬市鹿島区北海老字反畑	11戸		市道	1.00
212-49	南相馬市鹿島区北海老字玉貫	2戸		市道	2.00
212-50	南相馬市鹿島区小池字ミタラセ	2戸		市道	1.00
212-51	南相馬市鹿島区小池字新山	2戸		市道	2.00
212-52	南相馬市鹿島区南柚木字宮前	5戸		市道	1.00
212-53	南相馬市鹿島区上栃窪字石淵			市道	1.00
212-54	南相馬市小高区大井字金谷前	4戸		市道	1.00
212-55	南相馬市小高区北鳩原字仲ノ内	14戸		市道	5.00
212-56	南相馬市小高区小屋木字市ノ沢			市道	2.00
212-57	南相馬市小高区吉名字玉の木平		1		1.00
212-58	南相馬市小高区福岡字上岩崎	5戸		市道	1.00
212-59	南相馬市小高区女場字中里	7戸		市道	1.00
212-61	南相馬市小高区角部内字南台	12戸		市道	2.00
212-62	南相馬市小高区蛯沢字広畑	7戸		市道	5.00
212-63	南相馬市小高区蛯沢字下蛯沢	5戸		市道	2.00
212-64	南相馬市小高区蛯沢字源蔵迫	2戸		市道	1.00
212-65	南相馬市小高区耳谷字山沢	10戸		県道	3.00
212-66	南相馬市小高区下浦字寺前	7戸		市道	2.00
212-67	南相馬市小高区下浦字薬師前	5戸		市道	1.00
212-69	南相馬市小高区蛯沢字藤沼	2戸		市道	1.00
212-70	南相馬市小高区女場字明地	3戸		市道	1.00
212-71	南相馬市小高区浦尻字林崎	2戸		市道	1.00
212-72	南相馬市小高区小谷字山大道	2戸		市道	1.00
212-73	南相馬市小高区大井字岩迫	2戸		市道	1.00
212-74	南相馬市小高区上浦字延命迫	2戸		市道	1.00
212-75	南相馬市小高区行津字鳥木迫	4戸		市道	1.00
212-76	南相馬市小高区上浦字中村迫	29戸		市道	1.00
212-77	南相馬市小高区上浦字薮内	8戸		市道	1.00
212-78	南相馬市小高区女場字八木平	12戸		市道	1.00
212-79	南相馬市小高区蛯沢字広畑	6戸		市道	1.00
212-80	南相馬市小高区水谷字武州	11戸		市道	1.00
212-81	南相馬市小高区川房字迎畑	2戸		市道	1.00
212-82	南相馬市小高区飯崎字杉平	19戸		市道	1.00
212-83	南相馬市小高区飯崎字十日林	16戸		市道	1.00
212-84	南相馬市小高区大富字西畑	13戸		市道	2.00
212-85	南相馬市小高区片草字片草迫	11戸		市道	1.00
212-86	南相馬市小高区小高字水谷迫	8戸		市道	1.00
212-87	南相馬市小高区金谷字北釘野	1戸	1	農道	3.00
212-88	南相馬市小高区耳谷字桃内	2戸	1		2.00
212-89	南相馬市小高区大井字原	1戸		市道	1.00
212-90	南相馬市小高区角部内字北台	10戸		市道	1.00
212-91	南相馬市小高区大富字大穴	6戸		県道	1.00
212-92	南相馬市小高区片草字片草迫	1戸			1.00
212-93	南相馬市小高区大田和字南川原			国道	1.00

【国有林に係る災害危険箇所】

令和５年３月末現在

危険地区番号	位置	対象施設			区域面積(ha)
		人家	公共施設	道路	
212-1	南相馬市鹿島区橲原字大源地国有林			県道	1.00

２－１０　地すべり危険地区

農林水産省所管・森林

【民有林に係る災害危険箇所】　令和５年３月末現在

危険地区番号	位置	対象施設			区域面積(ha)
		人家	公共施設	道路	
212-1	南相馬市鹿島区上栃窪字今宮	13戸		県道	12.63
212-2	南相馬市鹿島区上栃窪字瀬ノ沢			林道	15.08
212-3	南相馬市鹿島区上栃窪字植ノ畑	22戸		市道	45.80

２－１１　崩壊土砂流出危険地区

農林水産省所管・森林

【民有林に係る災害危険箇所】　令和５年３月末現在

危険地区番号	位置	対象施設			区域面積(ha)
		人家	公共施設	道路	
212-1	南相馬市原町区深野字仲山	8戸		市道	2.60
212-2	南相馬市原町区深野字荒戸沢	3戸		市道	2.52
212-3	南相馬市原町区大原字明星入	5戸		市道	1.17
212-4	南相馬市原町区大原字明星入	5戸		市道	0.32
212-5	南相馬市原町区大原字川子迫	7戸		国道	1.17
212-6	南相馬市原町区大原字米糟沢	3戸		国道	0.66
212-7	南相馬市原町区大原字葛久保	5戸		国道	0.72
212-8	南相馬市原町区大原字熊沢			国道	0.61
212-9	南相馬市原町区大原字熊沢	3戸		国道	1.20
212-10	南相馬市原町区大原字横山	9戸		国道	0.60
212-11	南相馬市原町区大原字横山	3戸		市道	0.28
212-12	南相馬市原町区大原字横山		1	市道	0.34
212-13	南相馬市原町区高倉字細倉	8戸	1	市道	0.10
212-14	南相馬市原町区高倉字細倉	8戸	1	国道	0.18
212-15	南相馬市原町区高倉字山田	8戸		市道	1.40
212-16	南相馬市原町区大谷字長柴沢	9戸		国道	0.70
212-17	南相馬市原町区大原字風越	9戸		国道	0.18
212-18	南相馬市原町区信田沢字信田沢	5戸		市道	0.23
212-19	南相馬市原町区信田沢字熊前	10戸		市道	0.51
212-20	南相馬市原町区信田沢字内城	15戸		市道	1.38
212-21	南相馬市原町区信田沢字仲山	8戸		県道	1.26
212-22	南相馬市原町区高倉字山田	8戸		市道	1.22
212-23	南相馬市原町区高倉字細倉	5戸		県道	1.26
212-24	南相馬市原町区高倉字細倉	5戸		県道	1.35
212-25	南相馬市原町区高倉字細倉		1	市道	1.35
212-26	南相馬市原町区高倉字東国見	5戸		市道	1.40
212-27	南相馬市原町区馬場字深沢	3戸		林道	0.63
212-28	南相馬市原町区馬場字ヤボケ	5戸		市道	2.40
212-29	南相馬市原町区片倉字八重米坂	6戸		市道	1.35
212-30	南相馬市原町区大谷字東山	16戸		県道	1.71
212-31	南相馬市原町区深野字北沢	14戸		県道	2.52
212-32	南相馬市原町区大原字細畑	5戸		市道	0.45
212-33	南相馬市原町区大原字広畑		1	県道	0.54
212-34	南相馬市原町区高倉字細倉			林道	3.00
212-35	南相馬市原町区高倉字細倉			林道	1.26
212-36	南相馬市原町区大原字家老谷			林道	2.70
212-37	南相馬市原町区深野字仲山	3戸		市道	3.00

危険地区番号	位置	対象施設			区域面積(ha)
		人家	公共施設	道路	
212-38	南相馬市原町区高倉字東畑	8戸		県道	0.24
212-39	南相馬市鹿島区御山字御山	5戸		県道	1.50
212-40	南相馬市鹿島区栃窪字北ノ入	13戸		県道	3.75
212-41	南相馬市鹿島区栃窪字松森	11戸		県道	0.84
212-42	南相馬市鹿島区栃窪字原田	3戸		県道	0.30
212-43	南相馬市鹿島区上栃窪字宮後	3戸		県道	1.80
212-44	南相馬市鹿島区上栃窪字大柿	8戸		県道	1.14
212-45	南相馬市鹿島区上栃窪字西沢	7戸		県道	1.94
212-46	南相馬市鹿島区上栃窪字西沢	7戸		県道	1.50
212-47	南相馬市鹿島区上栃窪字上野			県道	0.72
212-48	南相馬市鹿島区上栃窪字石渕			県道	3.89
212-49	南相馬市鹿島区上栃窪字石渕	2戸		林道	1.40
212-50	南相馬市鹿島区上栃窪字萩平	7戸		市道	8.40
212-51	南相馬市鹿島区上栃窪字原東	3戸		林道	3.15
212-52	南相馬市鹿島区上栃窪字瀬ノ沢	2戸		市道	0.42
212-53	南相馬市鹿島区栃窪字皆原	5戸		市道	0.27
212-54	南相馬市鹿島区山下字山下	8戸		県道	0.61
212-55	南相馬市鹿島区小山田字ブナ板	13戸		市道	3.96
212-56	南相馬市鹿島区小山田字落葉松	9戸	2	市道	1.08
212-57	南相馬市鹿島区小池字立ノ沢	8戸		県道	1.94
212-58	南相馬市鹿島区橲原字離森	4戸		県道	1.13
212-59	南相馬市鹿島区橲原字上萱	4戸		県道	1.26
212-60	南相馬市鹿島区小山田字柿ノ内	25戸		市道	1.68
212-61	南相馬市鹿島区栃窪字松森	8戸		県道	0.90
212-62	南相馬市鹿島区橲原字離森	6戸		県道	0.30
212-63	南相馬市鹿島区上栃窪字石渕			県道	0.90
212-64	南相馬市鹿島区上栃窪字石渕			県道	0.54
212-65	南相馬市鹿島区上栃窪字石渕			県道	0.72
212-66	南相馬市鹿島区上栃窪字石渕	7戸		県道	0.90
212-67	南相馬市鹿島区上栃窪字宮後	4戸		県道	0.24
212-68	南相馬市鹿島区栃窪字松森	12戸		県道	0.90
212-69	南相馬市鹿島区栃窪字北畑	3戸		林道	0.72
212-70	南相馬市鹿島区上栃窪字巳ノ和			県道	0.54
212-71	南相馬市鹿島区上栃窪字瀬ノ沢	3戸		林道	0.36
212-72	南相馬市鹿島区橲原字地蔵前	6戸		県道	0.63
212-73	南相馬市鹿島区橲原字天沼	4戸		県道	1.05
212-74	南相馬市鹿島区山下字滝迫	4戸		県道	0.36
212-75	南相馬市鹿島区小山田字柿ノ内	50戸		県道	0.15
212-76	南相馬市鹿島区橲原字山岸	20戸		市道	0.63
212-77	南相馬市鹿島区橲原字釜灰	21戸		県道	0.86
212-78	南相馬市鹿島区橲原字天沼	10戸		林道	0.45
212-79	南相馬市小高区大井字岩迫	4戸	1	市道	0.12
212-80	南相馬市小高区小高字下入迫	9戸		市道	0.16
212-81	南相馬市小高区北鳩原字柿ノ木下	7戸		市道	0.26
212-82	南相馬市小高区北鳩原字不動前	12戸		市道	0.18
212-83	南相馬市小高区羽倉字篠原	3戸		市道	0.16
212-84	南相馬市小高区羽倉字篠原			市道	0.21
212-85	南相馬市小高区羽倉字飯森南沢	6戸		市道	2.70
212-86	南相馬市小高区羽倉字牛来田	3戸		県道	0.15
212-87	南相馬市小高区羽倉字君ヶ浜	7戸		県道	0.23
212-88	南相馬市小高区大冨字大穴	2戸		市道	0.20
212-89	南相馬市小高区大冨字境沢			林道	0.14
212-90	南相馬市小高区大冨字北沢			市道	0.33

危険地区番号	位置	対象施設			区域面積(ha)
		人家	公共施設	道路	
212-91	南相馬市小高区金谷字蛇バミ	2戸		市道	0.28
212-92	南相馬市小高区大冨字天梅	2戸		市道	1.28
212-93	南相馬市小高区飯崎字中平	3戸		市道	0.48
212-94	南相馬市小高区金谷字北釘野	2戸		林道	0.21
212-95	南相馬市小高区大冨字蛇バミ			林道	0.38
212-96	南相馬市小高区金谷字神田	3戸		林道	0.27
212-97	南相馬市小高区川房字北ノ内	17戸		市道	0.75
212-98	南相馬市小高区川房字迎畑			林道	0.29
212-99	南相馬市小高区上根沢字百目木	5戸		市道	0.42
212-100	南相馬市小高区泉沢字弥想迫	3戸		県道	0.09
212-101	南相馬市小高区上蛯沢字源蔵迫	1戸		国道	0.15
212-102	南相馬市小高区女場字八木平	5戸		市道	0.59
212-103	南相馬市小高区女場字明地	5戸		市道	0.78
212-104	南相馬市小高区耳谷字畑中	2戸	1	国道	0.68
212-105	南相馬市小高区神山字薮倉	5戸		市道	0.84
212-106	南相馬市小高区神山字土橋	7戸		市道	0.63
212-107	南相馬市小高区神山字鯖沢			市道	0.27
212-108	南相馬市小高区神山字鯖沢			市道	0.32
212-109	南相馬市小高区神山字蛇クキ	2戸		市道	0.50
212-110	南相馬市小高区神山字池の沢	2戸		市道	0.45
212-111	南相馬市小高区神山字竹町	2戸		市道	0.50
212-112	南相馬市小高区上浦字木曽迫	6戸		市道	0.23
212-113	南相馬市小高区上浦字中村迫	5戸		市道	0.41
212-114	南相馬市小高区羽倉字菖蒲沢	15戸		市道	1.32
212-115	南相馬市小高区川房字仲入			林道	5.40
212-116	南相馬市小高区金谷字迎畑			林道	1.26
212-117	南相馬市小高区大冨字西畑	2戸		農道	0.90
212-118	南相馬市小高区大冨字大穴			林道	3.96
212-119	南相馬市小高区大冨字大穴			林道	0.90
212-120	南相馬市小高区羽倉字菖蒲沢	5戸		林道	1.26
212-121	南相馬市小高区大富字大穴	6戸		県道	0.60
212-122	南相馬市鹿島区栃窪字皆原	5戸		市道	0.05
212-123	南相馬市原町区高倉字東畑	1戸		市道	0.06

【国有林に係る災害危険箇所】　　令和５年３月末現在

危険地区番号	位置	対象施設			区域面積(ha)
		人家	公共施設	道路	
212-1	南相馬市鹿島区橲原字大源地国有林	2戸		林道	0.48
212-2	南相馬市原町区高倉字国見国有林	2戸	1	県道	0.54
212-3	南相馬市原町区大原字和田城国有林	3戸		県道	1.44
212-4	南相馬市原町区高倉字国見国有林		1	県道	1.35
212-5	南相馬市原町区馬場字五台山国有林			県道	0.96
212-6	南相馬市原町区片倉字行津国有林		1	県道	1.44
212-7	南相馬市小高区川房字出水国有林	8戸		市道	0.96
212-8	南相馬市小高区川房字出水国有林			国道	0.72

3　水防関係資料

3－1　用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

（1）水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（水防法（以下「法」という。）第２条第２項）。

（2）指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第４条）。

（3）水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第２条第３項）。

（4）消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第９条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第２条第４項）。

（5）消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第２条第５項）。

（6）水防団

法第６条に規定する水防団をいう。

（7）量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第２条第７項、法第 10　条第３項）。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第 12 条）。

（8）水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条第１項）。

（9）洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第２項、法第 11 条第１項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の２第２項及び第３項）。

（10）水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）につい

て、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第２条第８項、法第 16 条）。

（11）水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

（12）水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第 13 条の２）。

（13）水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第 13 条の３）。

（14）水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

（15）水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第１項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

（16）氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第２項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

（17）避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

（18）氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

（19）内水氾濫危険水位

法第 13 条の２第１項及び第２項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(20) 洪水特別警戒水位

法第 13 条第１項及び第２項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(21) 雨水出水特別警戒水位

法第 13 条の２第１項及び第２項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(22) 高潮特別警戒水位

法第 13 条の３に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(23) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(24) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

(25) 内水浸水想定区域

内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第 14 条の２に規定される雨水出水浸水想定区域）。

(26) 高潮浸水想定区域

高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条の３）。

(27) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第 15 条の６）。

３－２　水防の責任等

水防に関係する各主体について､水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

（１）都道府県の責任

都道府県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第３条の６）。具体的には、主に次のような事務を行う。

①指定水防管理団体の指定（法第４条）
②水防計画の策定及び要旨の公表（法第７条第１項及び第７項）
③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の２、下水道法第 23 条の２）
④都道府県水防協議会の設置（法第８条第１項）
⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第３項）
⑥洪水予報の発表及び通知（法第 11 条第１項、気象業務法第 14 条の２第３項）
⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
⑧水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第２項及び第３項、第 13 条の２第１項並びに第 13 条の３）
⑨洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の２）
⑩洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条、第 14 条の２及び第 14 条の３）
⑪都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10）
⑫水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第 16　条第１項、第３項及び第４項）
⑬水防信号の指定（法第 20 条）
⑭避難のための立退きの指示（法第 29 条）
⑮緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
⑯水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
⑰水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
⑱水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第 48 条）

（２）水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第３条)。具体的には、主に次のような事務を行う。

①水防団の設置（法第５条）
②水防団員等の公務災害補償（法第６条の２）
③平常時における河川等の巡視（法第９条）
④水位の通報（法第 12 条第１項）
⑤水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第 13 条の２第２項）
⑥内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第 14 条の２）
⑦浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第 15 条)
⑧避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の２）

⑨避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第 15 条の３）
⑩浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の６、法第 15 条の７、法第 15 条の８）
⑪予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
⑫水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
⑬緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第２項）
⑭警戒区域の設定（法第 21 条）
⑮警察官の援助の要求（法第 22 条）
⑯他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
⑰堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
⑱公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条第３項）
⑲避難のための立退きの指示（法第 29 条）
⑳水防訓練の実施（法第 32 条の２）
㉑（指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第 33 条第１項及び第３項）
㉒（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第 34 条）
㉓水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
㉔水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）
㉕水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
㉖水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
㉗消防事務との調整（法第 50 条）

（３）国土交通省の責任
①洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第２項、気象業務法第 14 条の２第２項）
②量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
③水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第１項）
④洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の４）
⑤洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
⑥大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の９）
⑦水防警報の発表及び通知（法第 16 条第１項及び第２項）
⑧重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
⑨特定緊急水防活動（法第 32 条）
⑩水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
⑪都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

（４）河川管理者の責任
①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の２）
②水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）

（５）気象庁の責任

①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第１項、気象業務法第 14 条の２第１項）

②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第２項、法第 11 条第１項並びに気象業務法第 14 条の２第２項及び第３項）

（６）居住者等の義務

①水防への従事（法第 24 条）

②水防通信への協力（法第 27 条）

（７）水防協力団体の義務

①決壊の通報（法第 25 条）

②決壊後の処置（法第 26 条）

③水防訓練の実施（法第 32 条の２）

④津波避難訓練への参加（法第 32 条の３）

⑤業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条）

３－３　重要水防区域評定基準（福島県水防計画）

（河川）

種別	重　要　度		要注意区間
	A　水防上最も重要な区間	B　水防上重要な区間	
堤防高（流下能力）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高以上の箇所	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の２分の１未満の箇所	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ２分の１以上確保されている箇所	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置を必要とする堰、橋梁、樋管その他の工作物が設置されている箇所。橋梁その他	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっ	

	の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所	ては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締め切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。堤防の決壊跡又は旧川跡の箇所
陸閘			陸閘が設置されている箇所

（海岸）

種別	重　要　度	
	A　水防上最も重要な区間	B　水防上重要な区間
堤防高	既設堤防高が計画堤防高以下で背後地に公共施設及び人家が密集し、かつ近接している箇所	既設堤防高が計画堤防高であるが、背後地に公共施設及び人家が特に多く特に注意を要する箇所
洗堀	侵食などにより堤脚または、護岸の根固めが洗掘している箇所。又は消波工など沈下散乱し、効果が減少して危険が予想される箇所	侵食などにより、堤脚前面が洗掘の恐れがある箇所
総合的	侵食の著しい箇所、または波浪等により堤防、護岸を越波する恐れのある箇所で、背後地に重大な被害を与えると予想される危険な箇所。 又は、根固め消波工などが沈下散乱し最も危険な箇所。（人命の被害が主体）	侵食の堤防・消波工等の保全施設の効果が減少し、背後施設に波浪等による被害が予想される危険な箇所。（財産被害が主体）

３－４　水位観測所（福島県水防計画抜粋）

（１）水防活動に必要とする量水標

番号	河川名	量水標の名称	量水標の位置	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	通報先	管理者名	自記普通の別	観測員又は会社名	ホームページ情報提供
1	真野川	水防小島田堰	南相馬市鹿島区鹿島字西町	2.50	3.20	3.60	4.30	相双建設事務所	真野ダム管理事務所	テレメーター	真野ダム管理事務所	県の HP
2	新田川	原町水位	南相馬市原町区北新田字本町２４３－１	1.30	2.10	3.50	4.00	相双建設事務所	相双建設事務所	テレメーター	相双建設事務所	県の HP
3	太田川	太田川量水標	南相馬市原町区上太田字礼堂内１７６	1.50	2.20	－	－	相双建設事務所	南相馬市役所	テレメーター	横川ダム管理事務所	県の HP
4	小高川	小高水位	南相馬市小高区大字小高字八景前	1.80	2.50	2.80	3.00	相双建設事務所	相双建設事務所	テレメーター	相双建設事務所	県の HP
5	大木戸川	大木戸水位	南相馬市原町区三島町三丁目６１－４	1.50	2.30	－	－	相双建設事務所	相双建設事務所	テレメーター	相双建設事務所	県の HP

（２）その他の量水標

番号	河川名	量水標の名称	量水標の位置	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	通報先	管理者名	自記普通の別	観測員又は会社名	ホームページ情報提供
1	真野川	一の堰水位	南相馬市鹿島区上栃窪字石渕	1.70	2.50	－	－	相双建設事務所	相双建設事務所	テレメーター	真野ダム管理事務所	県の HP
2	水無川	国見水位	南相馬市原町区高倉字東国見	－	－	－	－	相双建設事務所	南相馬市役所	テレメーター	高の倉ダム管理事務所	
3	水無川	細倉水位	南相馬市原町区高倉字孫四郎	－	－	－	－	相双建設事務所	南相馬市役所	テレメーター	高の倉ダム管理事務所	
4	水無川	北町水位	南相馬市原町区小川町６６１－４	－	－	－	－	相双建設事務所	南相馬市役所	テレメーター	高の倉ダム管理事務所	県の HP
5	太田川	行津水位	南相馬市原町区馬場字五台山	－	－	－	－	相双建設事務所	南相馬市役所	テレメーター	横川ダム管理事務所	
6	太田川	米々沢水位	南相馬市原町区高字山梨	－	－	－	－	相双建設事務所	南相馬市役所	テレメーター	横川ダム管理事務所	

３－５　波高及び潮位観測所（福島県水防計画抜粋）

番号	管理機関	海岸名	種別	所在地	自記の定時の別	観測員名	備考
1	福島県	四倉漁港	波高	いわき市四倉町字６丁目	自記	小名浜港湾建設事務所	超音波式
2	福島県	小名浜港３号埠頭	潮位	いわき市小名浜字高山	自記	小名浜港湾建設事務所	超音波式
3	気象庁	小名浜港４号埠頭	潮位	いわき市小名浜字高山３２７	テレメーター	福島地方気象台	電波式
4	国土地理院	相馬港	潮位	相馬市原釜字大津	自記	国土地理院	ＧＩＳ型フロート式
5	国土交通省 東北地方整備局 小名浜港湾事務所	小名浜港	波高	いわき市小名浜字栄町６５	定時	小名浜港湾事務所	超音波式
6	国土交通省 東北地方整備局 小名浜港湾事務所 相馬港事務所	相馬港	波高	相馬市原釜大津２１８	定時	小名浜港湾事務所	超音波式

３－６　雨量観測所（福島県水防計画抜粋）

（１）水防活動に必要とする観測所

番号	観測所名	所在地	雨量計の別	管理機関	観測員名	関係する代表的河川名
1	相双建設事務所（水防原町）	南相馬市原町区錦町一丁目３０	テレメーター	福島県	相双建設事務所	新田川・笹部川
2	水防小島田堰	南相馬市鹿島区鹿島字西町	テレメーター	福島県	真野ダム管理事務所	真野川
3	高の倉ダム管理事務所	南相馬市原町区高の倉４９－３	テレメーター	南相馬市	高の倉ダム管理事務所	水無川・大木戸川
4	横川ダム管理事務所	南相馬市原町区馬場字滝７６－１	テレメーター	南相馬市	横川ダム管理事務所	太田川・小高川

（２）その他の観測所

番号	観測所名	所在地	雨量計の別	管理機関	観測員名	関係する代表的河川名
1	鹿島区役所	南相馬市鹿島区西町一丁目１	自記	南相馬市	鹿島区役所	真野川
2	原町地域雨量観測所	南相馬市原町区高見町一丁目２７６－１	テレメーター	気象庁	福島地方気象台	新田川
3	小高区役所	南相馬市小高区本町二丁目７８	自記	南相馬市	小高区役所	小高川
4	高の倉ダム助常観測所	南相馬市原町区高倉字吹屋峠１２	テレメーター	南相馬市	高の倉ダム管理事務所	比曽川・水無川
5	横川雨量観測所	南相馬市原町区馬場字五台山（国有林６９一は小班地内）	テレメーター	南相馬市	横川ダム管理事務所	太田川

３－７　気象予報等の情報収集

情報種別	提供	サイト名	QR コード	URL
気象情報	気象庁	あなたの町の防災情報		https://www.jma.go.jp/bosai/
		気象警報・注意報		https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning
		アメダス		https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas
		雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）		https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/
		洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）		https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood
		浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）		https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund
	福島県	福島県防災ポータル		https://www.bousai.pref.fukushima.lg.jp/sp.html?ll=37.448696585910376%2C140.00015258789062&z=9&l=&municipalityCd=072125
雨量・河川水位	国土交通省	川の防災情報		http://www.river.go.jp/
	福島県	福島県河川流域総合情報システム		【PC 版】https://kaseninf.pref.fukushima.jp/ 【スマートフォン・携帯版】　※QR コード対象 https://kaseninf.pref.fukushima.jp/sp/
潮位・波高	国土交通省	海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）		【PC 版】http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/ 【スマートフォン・携帯版】　※QR コード対象 http://nowphas.mlit.go.jp
	気象庁	潮位観測情報		https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel
		海洋の健康診断表		https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index.html
		波浪に関するデータ		https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.html

３－８　通信連絡系統

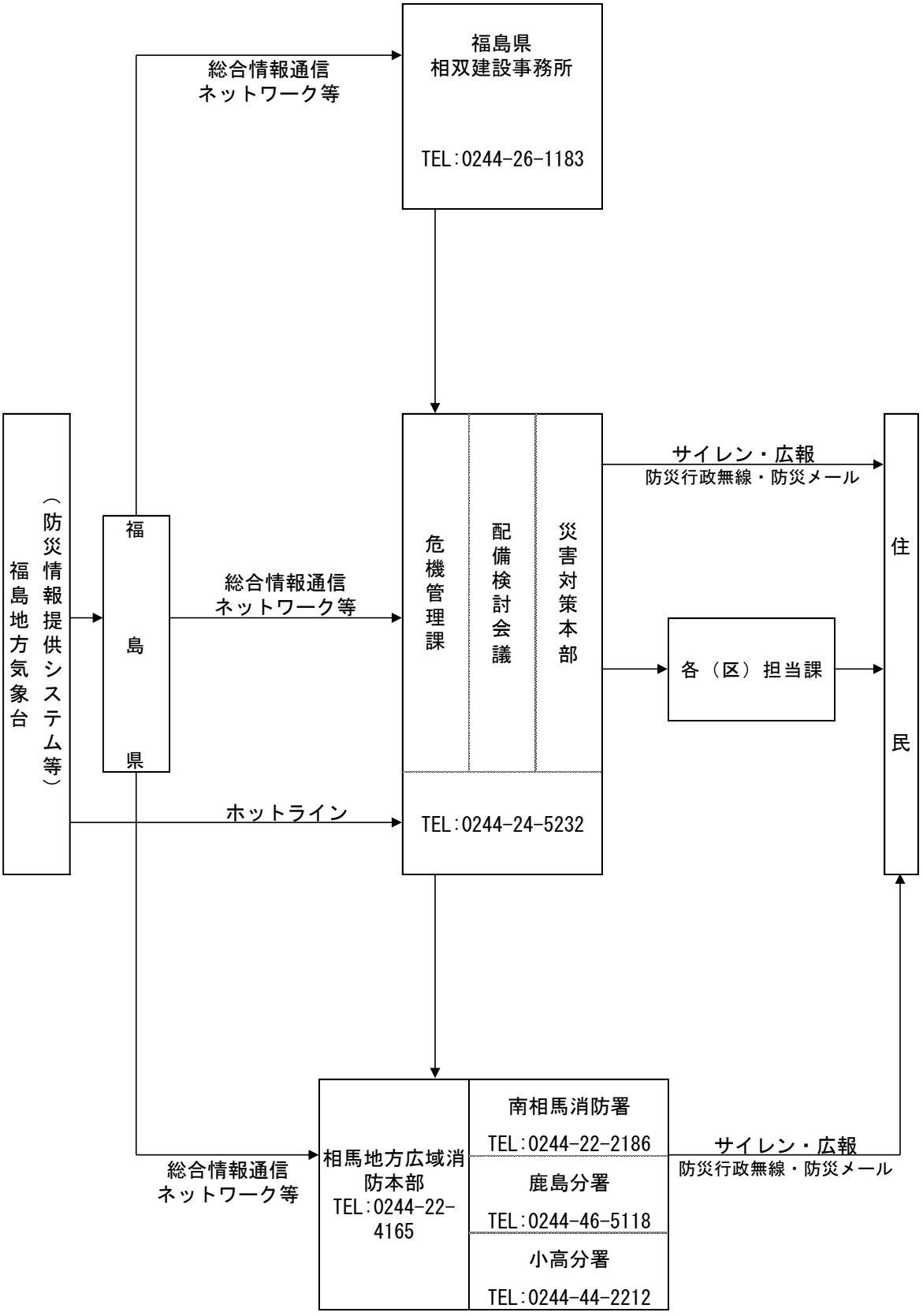
福島県
相双建設事務所
TEL:0244-26-1183
総合情報通信
ネットワーク等
（防災情報提供システム等）
福島地方気象台
福島県
総合情報通信
ネットワーク等
危機管理課
配備検討会議
災害対策本部
TEL:0244-24-5232
サイレン・広報
防災行政無線・防災メール
各（区）担当課
住民
ホットライン
総合情報通信
ネットワーク等
相馬地方広域消防本部
TEL:0244-22-4165
南相馬消防署
TEL:0244-22-2186
鹿島分署
TEL:0244-46-5118
小高分署
TEL:0244-44-2212
サイレン・広報
防災行政無線・防災メール

３－９　水防倉庫及び備蓄資機材

設置年度	設置河川名	管理団体名	倉庫名	所在地		
				大字	字	床面積（㎡）
H6	小高川	南相馬市	小高区水防倉庫	小高区大井	観音前	132.40
S42	真野川	南相馬市	鹿島水防倉庫	鹿島区西町	一丁目	19.80
H10	新田川	南相馬市	橋本町水防倉庫	原町区橋本町	三丁目	26.40
H26	新田川外 21 河川	福島県	原町水防倉庫	原町区上渋佐	原田 225-45 の一部	128.40

３－１０　管理団体水防倉庫備蓄資器材（福島県水防計画抜粋）

番号	建設事務所名（土木）	河川名	管理者名	所在地	ツルハシ（丁）	ナタ（丁）	掛矢（丁）	スコップ（丁）	斧（丁）	ペンチ（丁）	ハンマー（丁）	鎌（丁）	鋸（丁）	土のう袋（枚）	大型土のう袋（枚）	ビニールシート（枚）	縄（巻）	ロープ（巻）	杭木・鉄筋杭（本）	鉄線（kg）	一輪車（台）	チェーンソー（台）	投光器（台）	発電機（台）	救命胴衣（着）	拡声器（台）	携帯無線機（台）
市町村の基準値					－	－	5	20	5	5	－	5	5	500	50	60	20	－	300	100	－	－	－	－	－	－	－
1	相双	新田川	南相馬市長	南相馬市原町区橋本町三丁目	10	7	5	20	5	5	3	5	5	3,400	50	60	20	6	800	32	－	－	－	－	7	4	6
2	相双	小高川	南相馬市長	南相馬市小高区大井字観音前	7	5	10	30	5	8	9	5	5	5,000	－	100	5	30	100	20	4	1	－	－	－	－	2
3	相双	真野川	南相馬市長	南相馬市鹿島区西町一丁目	4	7	5	45	5	5	2	18	5	400	－	20	5	－	70	20	－	－	－	2	－	－	－

県水防倉庫備蓄資器材一覧表（令和３年４月１日現在）

1	相双	新田川外２１河川	相双建設事務所長	南相馬市原町区上渋佐字原田２２５－４５の一部	75	28	30	75	10	12	11	27	15	23,100	1,211	250	45	27	1,000	260	6	3	8	3	9	5	－

３－１１　調達可能水防資材調書（福島県水防計画抜粋）

管理団体名	大型土のう袋（枚）	土のう袋（枚）	玉縄（巻）	鉄線（kg）	杭木・鉄筋杭（本）	ビニールシート（枚）	ロープ（巻）	調達予定地
南相馬市	20	15,500	50	300	200	100	100	樋口金物店、エーコー産業㈱、スズトヨ㈱、鍋屋金物店㈱、かめや工機㈱、鈴木材木店㈱、伏見材木店㈱、平田材木店、鎌田商店㈱、三共商事㈱、ＪＡそうま原町総合支店
南相馬市（鹿島区役所）	－	500	5	50	50	20	20	㈱渡長商店、ＪＡそうま鹿島総合支店、㈱高野商店、クサノ金物店㈱、㈱田村金物店、村金物店、喜多屋金物店、池田木材舎㈱、高屋製材所、高橋製材所
南相馬市（小高区役所）	－	1,000	20	200	20	20	100	ＪＡそうま小高総合支店、東北商事㈱、豊島製材所、㈲塩屋金物店、㈲西金物店、鍋谷金物店㈱、橘為八商店

３－１２　水防工法

原　因		工　法	工　法　の　概　要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
水があふれる(越水)		積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
		せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川(土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板
		蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
		水マット工(連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川(土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する	あまり高くない堤防の固い場所	むしろ、半割竹、土俵
		裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川(むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏水	居住側(川裏)対策	釜段工(釜築き、釜止め)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川(土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工(簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川(土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	居住側堤防斜面(裏のり)部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川(土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面(裏のり)、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川(漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
漏水	川側(川表)対策	詰め土のう工	川側堤防斜面(川表のり面)の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川(構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側(川表)の漏水面にむしろを張る	一般河川(水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側(川表)の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川(漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう

原　因		工　法	工　法　の　概　要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
漏水	川側(川表)対策	シート張り工	川側(川表)の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側(川表)の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅い所)	土俵の代わりに土のう
深掘れ(洗掘)		むしろ張り工 継ぎむしろ張り工 シート張り工 たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	川側堤防斜面(表のり面)に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面(表のり面)決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面(のり面)を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の川側(表)が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面(裏のり)で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面(のり面)を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	上端(天端)	折り返し工	上端(天端)のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端(天端)～居住側斜面(裏のり)堤防	控え取り工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)かけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張りき裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう

原　因		工　法	工　法　の　概　要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
居住側堤防斜面(裏のり)崩壊	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工 (くい打ち)	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂が浅いとき、堤防斜面(のり面)がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり)先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面(裏のり面)にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面(裏のり面)に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み 土のう工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面(裏のり面)に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
その他		流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

３－１３　水防信号、水防標識等

水防信号

法第 20 条に規定された水防信号は、次のとおりである。

第１信号　氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第２信号　水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第３信号　当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第４信号　必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第１信号	○休止　○休止　○休止	約 5 秒　15 秒　5 秒　15 秒　5 秒　15 秒　5 秒　15 秒 ○―休止―○―休止―○―休止―○―休止
第２信号	○―○―○　○―○―○	約 5 秒　6 秒　5 秒　6 秒　5 秒　6 秒　5 秒　6 秒 ○―休止―○―休止―○―休止―○―休止
第３信号	○―○―○―○　○―○―○―○	約 10 秒　5 秒　10 秒　5 秒　10 秒　5 秒　10 秒　5 秒 ○―休止―○―休止―○―休止―○―休止
第４信号	乱打	約 1 分　5 秒　1 分 ○―休止―○―

備考　１　信号は適宜の時間継続すること。

２　必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

３　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

水防標識

（１）法第 18 条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。

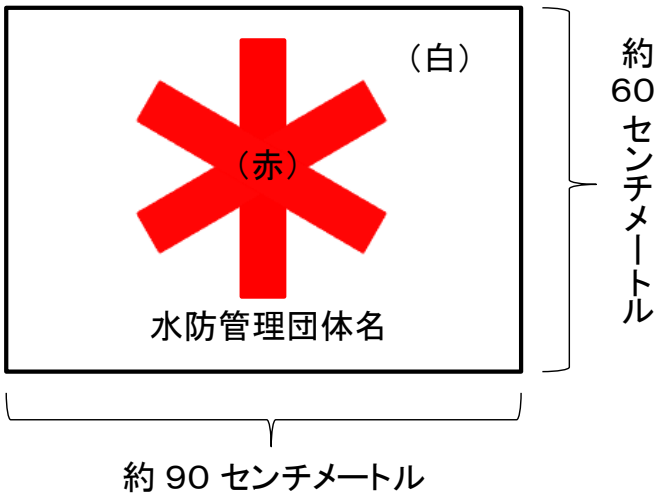

（２）水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、次のとおりである。

水防活動者腕章

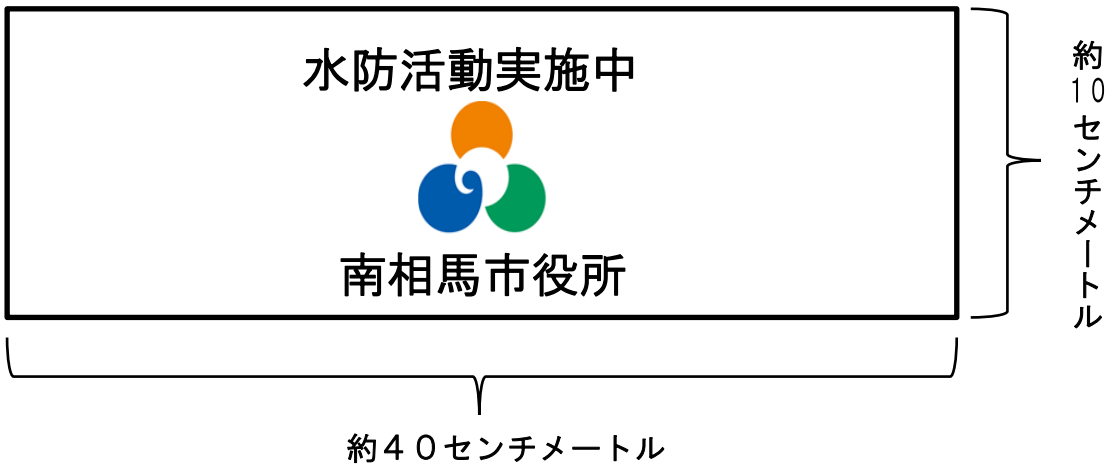

横断幕（サイズは任意）

３－１４　水防活動報告書

様式１

水防活動実施報告書

年　　月　　日

作成責任者

出水の概況	川　　警戒水位　　m 雨　　量　　mm							
水防実施個所	川　　左岸　　地先　　m 右岸　　地先　　m							
日　時	自　　月　　日　　時 至　　月　　日　　時							
出動人員	消防団員		その他		合　計			
	人		人		人			
水防作業の概況及び工法	箇　所 工　法							
水防の結果	効果	堤防 m	田 ㎡	畑 ㎡	家 戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他
	被害	m	㎡	㎡	戸	m	m	人	

使用資器材	かます、俵		居住者の出動状況	
	万年、土俵			
	な　わ		水防関係者の死傷	
	丸　太			
	その他		雨量水位の状況	

水防活動に関する自己評価

備考

（注）水防を行った箇所ごとに作成すること。

様式２

水防活動報告書

令和〇〇年台風第〇号における水防活動
（福島県南相馬市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇日）

〇概　要
南相馬市消防団は、〇〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100㎜を超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約〇〇時間	〇〇名	・土のう積み（〇〇〇袋） ・避難誘導（〇〇〇世帯） ・排水作業（〇〇件）

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
（例：堤防巡視）

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
（例：積み土のう工）

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
（例：月の輪工）

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施個所
地図

３－１５　要配慮者利用施設伝達系統

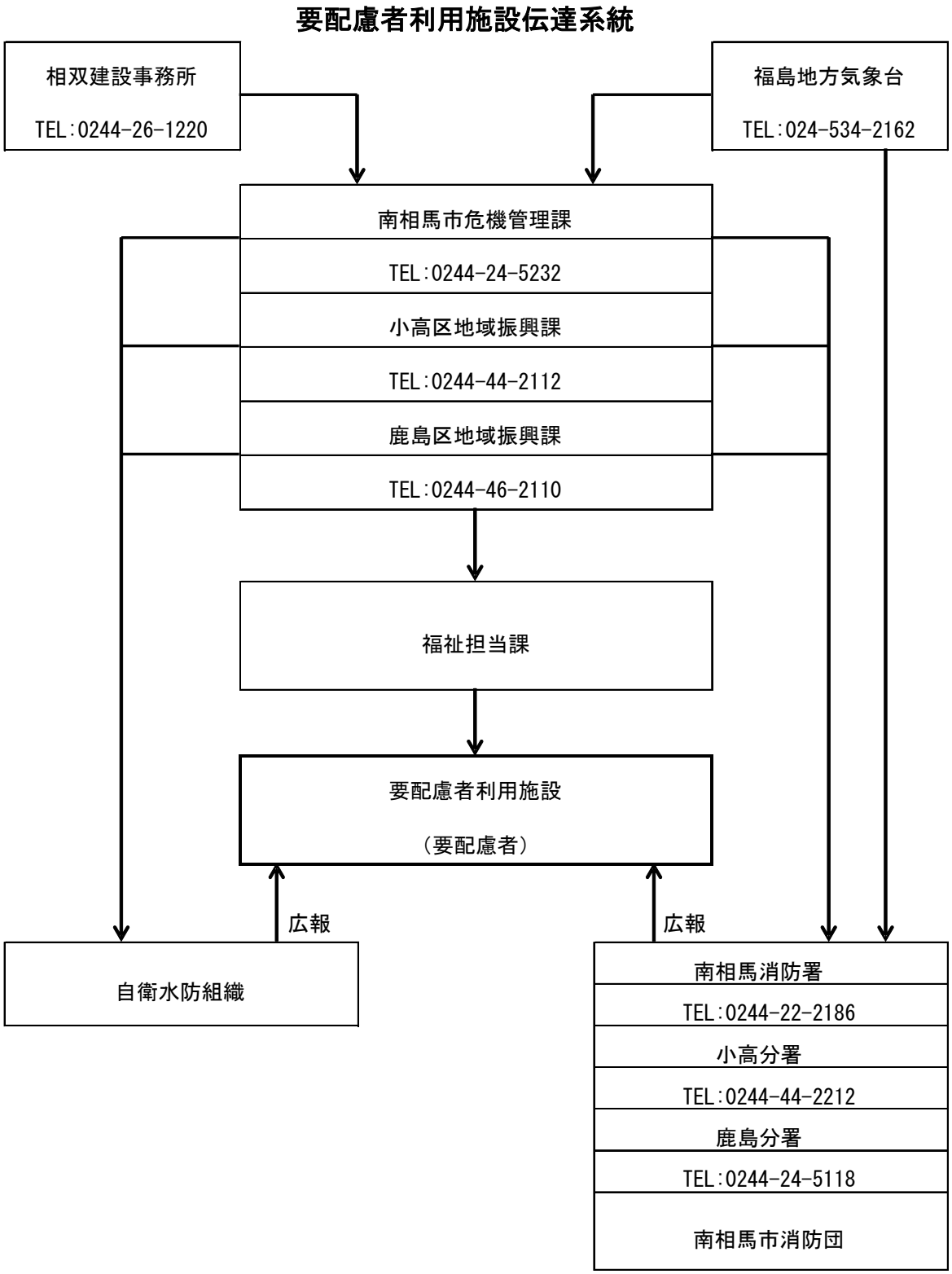

4　条例、協定等

4－1　南相馬市防災会議条例

平成 18 年 1 月 1 日
条例第 181 号

（趣旨）
第 1 条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、南相馬市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。
（所掌事務）
第 2 条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1)　南相馬市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2)　市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(3)　前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
（会長及び委員）
第 3 条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
2　会長は、市長をもって充てる。
3　会長は、会務を総理する。
4　会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
5　委員は、次に掲げる者をもって充てる。
(1)　福島県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
(2)　福島県警察の警察官のうちから市長が任命する者
(3)　市長がその部内の職員のうちから指名する者
(4)　教育長
(5)　相馬地方広域消防本部消防長及び消防団長
(6)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
(7)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
6　委員の定数は、35 人以内とする。
7　第 5 項第 6 号及び第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
8　前項の委員は、再任されることができる。
（専門委員）
第 4 条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、福島県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（庶務）
第 5 条　防災会議の庶務は、防災担当課において処理する。
（委任）
第 6 条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附　則(平成 24 年 12 月 20 日条例第 38 号)

この条例は、公布の日から施行する。

４－２　防災会議組織表

（令和 5 年 12 月 19 日現在）

No.	※	所　属　等	備考
1	会長	市長	
2	１号委員	相双地方振興局長	
3	１号委員	相双建設事務所長	
4	１号委員	相双農林事務所長	
5	１号委員	相双保健福祉事務所長	
6	２号委員	南相馬警察署長	
7	３号委員	副市長	
8	３号委員	副市長	
9	３号委員	小高区役所長	
10	３号委員	鹿島区役所長	
11	３号委員	原町区役所長兼復興企画部長	
12	４号委員	教育長	
13	５号委員	相馬地方広域消防本部消防長	
14	５号委員	南相馬消防署長	
15	５号委員	南相馬市消防団長	
16	６号委員	一般社団法人福島県 LP ガス協会 相馬ガス株式会社	
17	６号委員	東日本電信電話株式会社福島支店	
18	６号委員	東日本旅客鉄道株式会社原ノ町駅	
19	６号委員	公益社団法人福島県バス協会 福島交通株式会社相馬営業所	
20	６号委員	東北電力ネットワーク株式会社相双電力センター	
21	６号委員	日本郵便株式会社原町郵便局	
22	６号委員	公益社団法人福島県トラック協会相双支部	
23	６号委員	一般社団法人相馬郡医師会南相馬支部	
24	６号委員	社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会	
25	６号委員	一般社団法人福島県建設業協会相馬支部 石川建設工業株式会社	
26	７号委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	東北大学
27	７号委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	南相馬市区長連絡協議会
28	７号委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	南相馬市女性消防隊
29	７号委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	原町赤十字奉仕団
30	７号委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	南相馬市民生委員・児童委員連絡協議会
31	７号委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	社会福祉法人南相馬福祉会
32	７号委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	相馬地方広域水道企業団

※南相馬市防災会議条例第 3 条第 5 項各号の定めによる委員

４－３　南相馬市災害対策本部条例

平成 18 年 1 月 1 日
条例第 182 号

（趣旨）

第 1 条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、南相馬市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第 3 条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4　部長は、部の事務を掌理する。

第 4 条　本部長は、災害が発生した場合において災害の規模その他状況により特に必要があると認めたときは、組織及び設置場所等を定めて災害対策現地本部を設置する。

（委任）

第 5 条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附　則（平成 24 年 12 月 20 日条例第 38 号）

この条例は、公布の日から施行する。

各部各班の事務分掌
南相馬市災害対策本部条例施行規則において定める予定

４－４　南相馬市災害対策本部組織

●災害対策本部事務局

	班　　名	班　　長	班員（各課職員）
災害対策本部 事務局	総括班	危機管理課長	企画課、イノベ政策課、危機管理課、 総務課
	広報班	秘書課長	秘書課、デジタル推進課
	情報収集班	コミュニティ推進課長	企画課、イノベ政策課、被災者支援課、 コミュニティ推進課
	連絡調整班	企画課長	総務課、企画課、被災者支援課、 コミュニティ推進課

●災害対策本部の各部

	班　　名	班　　長	班員（各課職員）
総務部 （総務部長）	総務班　※	総務課長	総務課
	秘書班	秘書課長	秘書課
	財政班	財政課長	財政課、公有財産管理課
	税務班	税務課長	税務課
市民生活部 （市民生活部長）	市民班　※	市民課長	市民課
	生活環境班	生活環境課長	生活環境課、環境政策課
健康福祉部 （健康福祉部長）	社会福祉班　※	社会福祉課長	社会福祉課、長寿福祉課
	健康福祉班	健康づくり課長	健康政策課、健康づくり課
	スポーツ推進班	スポーツ推進課長	スポーツ推進課
	高松ホーム	高松ホーム園長	高松ホーム
こども未来部 （こども未来部長）	こども班　※	こども家庭課長	こども家庭課、こども育成課
農林水産部 （農林水産部長）	農政班　※	農政課長	農政課、農林整備課、農地集積課
商工観光部 （商工観光部長）	商工観光班　※	商工労政課長	商工労政課、観光交流課、 移住定住課
建設部 （建設部長）	土木班　※	土木課長	土木課
	都市計画班	都市計画課長	都市計画課、建築住宅課
	水道班	水道課長	水道課
	下水道班	下水道課長	下水道課
病院部 （総合病院事務部長）	病院班　※	総合病院総務課長	総合病院総務課、医事課、 小高診療所事務課
教育部 （教育委員会事務局長）	教育総務班　※	教育総務課長	教育総務課、学校教育課、文化財課、 中央図書館、生涯学習課
	学校教育班	学校教育課長	学校教育課
	文化財班	文化財課長	文化財課、中央図書館
	生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習課
活動支援部 （議会事務局長）	支援班　※	議会事務局次長	議会事務局､選挙管理委員会事務局、 監査委員事務局、農業委員会事務局
	会計班	会計課長	会計課
小高区対策部 （小高区役所長）	地域振興班　※	地域振興課長	地域振興課、市民総合サービス課
鹿島区対策部 （鹿島区役所長）	地域振興班　※	地域振興課長	地域振興課、市民総合サービス課

※：各部の庶務担当班

４－５　南相馬市災害時における相互支援に関する条例

平成 25 年 3 月 27 日
条例第 20 号

（目的）

第 1 条　この条例は、法令に定めるもののほか、災害時における市区町村間の相互の支援（以下「相互支援」という。）に関する基本的事項を定めることにより、災害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被災した市区町村に対する支援を迅速かつ円滑に実施できる体制を整備することを目的とする。

（定義）

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　災害　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 2 条第 1 号に規定する原子力災害をいう。

(2)　市民　市内に居住する者、市内で働き、又は学ぶ者及び市内に事務所を有する個人又は法人その他の団体をいう。

（相互支援の推進）

第 3 条　市長は、相互支援が円滑に実施されるようにするため、市が他の市区町村からの支援を受ける場合及び市が他の市区町村への支援を行う場合の具体的な方策について、あらかじめ定めるものとする。

2　市長は、相互支援に関する必要な事項を定めた協定を締結する市区町村の確保に努めるものとする。

3　市長は、災害時の円滑な連携を図るため、前項の協定を締結した市区町村（以下「協定先自治体」という。）との交流の促進に努めるものとする。

（災害時の支援の要請）

第 4 条　市長は、市の区域において災害が発生し、市民の生命、身体及び財産を保護するため市独自では十分な応急措置が実施できないと判断したときは、協定先自治体に対し支援を要請するものとする。

（協定先自治体への支援）

第 5 条　市長は、協定先自治体において災害が発生し、当該協定先自治体から支援の要請を受けたときは、特段の事情がある場合を除き、次に掲げる支援を行うものとする。

(1)　食料や水などの生活必需品の提供

(2)　防災資機材等の提供又は貸与

(3)　物資及び防災資機材等の輸送

(4)　被災者の一時受入れ

(5)　災害応急対策等に従事する職員の派遣

(6)　その他市長が特に必要と認める支援

2　市長は、前項の支援を行うときは、被災した協定先自治体の負担を軽減するため、主体的に、被災状況及び必要な支援について把握するよう努めるものとする。

（他の協定先自治体との連携）

第6条　市長は、前条第1項の支援を行うときは、被災した協定先自治体以外の他の協定先自治体に対し、市と連携した支援を行うことを要請することができる。

2　市長は、前項の規定による要請に応じた協定先自治体に対し、支援の内容、規模等について必要な調整をしなければならない。

3　市長は、協定先自治体から、当該協定先自治体が協定の締結等をしている市区町村が被災し、これに対し連携した支援の要請を受けたときは、当該要請を行った協定先自治体との協議により必要な支援を行うことができる。

（費用の支弁及び負担）

第7条　市は、第5条第1項の支援を行うときは、当該支援に要する費用を支弁するものとする。この場合において、市は、法令により負担区分が定められているものを除き、被災した協定先自治体と協議の上、当該支弁した費用を負担することができる。

2　市は、前条第1項の規定により連携した支援を要請したときは、法令により負担区分が定められているものを除き、当該要請に応じた協定先自治体と協議の上、当該協定先自治体が支弁した費用を負担することができる。この場合において、市は、被災した協定先自治体と協議の上、当該被災した協定先自治体に対し、市が負担した費用の負担を求めることができる。

3　市は、前条第3項の規定により連携した支援の要請に応じて支援を行うときは、当該支援に要する費用を支弁するものとする。この場合において、市は、法令により負担区分が定められているものを除き、当該支援を要請した協定先自治体と協議の上、当該支弁した費用を負担することができる。

（市民の支援活動に対する援助）

第8条　市長は、市民が協定先自治体等の被災者を支援する活動を行うときは、当該市民に対して必要な援助を行うことができる。

（委任）

第9条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

４－６　災害協定（自治体）

No.	ページ	相手方自治体名	協　定　名　称	内　容	締結日
1	519	福島市など 32 市町村※1	福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定	物資の提供、職員の派遣等	H09.01.16
2	520	双葉郡浪江町	災害時における相互応援協定書	物資の提供、職員の派遣等	H18.06.26
3	522	東京都杉並区	杉並区及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定	物資の提供、職員の派遣等	H19.02.19
4	523	茨城県取手市	南相馬市及び取手市災害時相互応援に関する協定	物資の提供、職員の派遣等	H19.07.23
5	525	富山県南砺市	南相馬市・南砺市災害時相互応援協定	物資の提供、職員の派遣等	H23.08.11
6	527	滋賀県近江八幡市	災害時の相互支援に関する協定書	物資の提供、職員の派遣等	H24.03.25
7	529	新潟県小千谷市	小千谷市及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定書	物資の提供、職員の派遣等	H24.12.25
8	530	福島県北塩原村	南相馬市及び北塩原村の災害時相互援助に関する協定書	物資の提供、職員の派遣等	H25.01.29
9	532	北海道名寄市	名寄市及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定書	物資の提供、職員の派遣等	H25.02.10
10	533	新潟県燕市	燕市及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定書	物資の提供、職員の派遣等	H25.07.05
11	534	愛知県知多市	知多市及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定書	物資の提供、職員の派遣等	H25.07.29
12	535	群馬県片品村	片品村及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定書	物資の提供、職員の派遣等	H25.08.28
13	536	群馬県東吾妻町	南相馬市及び東吾妻町の災害時相互援助に関する協定書	物資の提供、職員の派遣等	H25.11.08
14	537	東京都青梅市	災害時相互援助に関する協定	物資の提供、職員の派遣等	H25.11.26
15	538	大阪市天王寺区	福島県南相馬市と大阪市天王寺区との災害対策パートナーシップに関する協定	災害対策にかかる情報交換	H26.03.28
16	539	長野県飯田市	災害時相互応援協定書	物資の提供、職員の派遣等	H26.08.07
17	541	北海道豊頃町など 16 市町村 ※2	全国報徳研究市町村協議会における災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	物資の提供、職員の派遣等	H26.11.28
18	543	静岡県牧之原市	災害時相互援助に関する協定	物資の提供、職員の派遣等	H28.09.27
19	544	静岡県島田市	災害時の応援に関する協定	物資の提供、職員の派遣等	H29.12.18
20	546	静岡県南伊豆町	南相馬市及び南伊豆町の災害時相互援助に関する協定書	物資の提供、職員の派遣等	H30.05.11
21	547	山梨県忍野村	南相馬市及び忍野村の災害時相互援助に関する協定書	物資の提供、職員の派遣等	H30.05.11
22	548	福島県ほか県内全 59 市町村	文化財に係る災害時の相互応援に関する協定	物資の提供、職員の派遣等	R02.03.25
23	551	秋田県大館市	災害時における相互応援に関する協定書	物資の提供、職員の派遣等	R03.04.30
24	533	福島県ほか県内全 59 市町村及び 13 一部事務組合※3	福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書	資器材等の提供、職員の派遣等	R03.06.18
25	555	杉並区など 9 区市町村※4	自治体スクラム支援会議における災害時相互援助協定	物資の提供、職員の派遣等	R04.05.20

4　条例、協定等

No.	ページ	相手方自治体名	協　定　名　称	内　容	締結日
26	558	福島県ほか県内全59市町村	大規模災害時における「ふくしま災害時相互応援チーム」による相互応援等に関する協定書	職員の派遣等	R05.10.24

※1 福島・宮城・山形広域圏　災害時相互応援協定　（33市町村）
【山形県】米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町、小国町
【宮城県】白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、名取市、亘理町、山元町、岩沼市
【福島県】新地町、相馬市、南相馬市、飯舘村、福島市、二本松市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、本宮市

※2 全国報徳研究市町村協議会　災害相互応援協定　（17市町村）
【北海道】豊頃町　【福島県】相馬市、南相馬市、大熊町、飯館村、浪江町　【茨城県】筑西市、桜川市
【栃木県】日光市、真岡市、那須烏山市、茂木町　【神奈川県】小田原市、秦野市　【静岡県】掛川市、御殿場市
【三重県】大台町

※3 福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書　（73県市町村一部事務組合）
福島県
県内全59市町村
【一部事務組合】川俣方部衛生処理組合、伊達地方衛生処理組合、須賀川地方保健環境組合、東白衛生組合、石川地方生活環境施設組合、安達地方広域行政組合、会津若松地方広域市町村圏整備組合、双葉地方広域市町村圏組合、南会津地方環境衛生組合

※4 自治体スクラム支援会議における災害時相互援助協定
【北海道】名寄市　【福島県】北塩原村、南相馬市　【新潟県】小千谷市　【群馬県】東吾妻町
【東京都】杉並区、青梅市　【長野県】忍野村　【静岡県】南伊豆町

１　福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定

（趣旨）

第１条　この協定は、福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）、仙南地域広域行政圏、相馬地方広域市町村圏、亘理・名取広域行政圏及び置賜広域行政圏で構成する市町村において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では十分な応急措置ができない場合に、災害対策基本法第６７条第１項の規定に基づき、広域圏内において物資等の相互応援に関し必要な事項について定めるものとする。

（広域圏連絡調整市町村）

第２条　応援事務を迅速かつ円滑に遂行し、かつ各広域圏間並びに広域圏内構成市町村との総合調整等を行うため、各広域圏に連絡調整市町村をあらかじめ定めておくものとする。

（連絡責任者）

第３条　応援に関する責任者として、各広域圏の構成市町村に連絡責任者を置く。

（応援の種類）

第４条　応援の種類は次に掲げるものとする。

（１）食糧、飲料水及び日用品などの生活必需物資の提供

（２）応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供

（３）応急対策及び復旧に必要な職員の派遣

（４）その他前３号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第５条　災害発生により応援の要請を必要とする被災市町村は、文書をもって次に掲げる事項を明らかにし、広域圏連絡調整市町村または被災市町村以外の市町村に対し要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し事後において要請文書を提出するものとする。

（１）被害の状況及び要請理由

（２）提供を要請する生活必需物資、資機材等の種類及び数量

（３）派遣を要請する職員の職種及び人員

（４）応援の場所及び経路

（５）応援を必要とする期間

（自主応援）

第６条　被災市町村以外の市町村は、被災市町村の被害が極めて甚大で連絡が取れない場合又は被災市町村が応援を要請するいとまがないと認められる場合は、要請を待たないで必要な応援を行なうことができる。この場合においては、前条の要請があったものとみなすものとする。

（経費の負担）

第７条　応援に要した費用は、原則として被災市町村の負担とする。

（連絡会議）

第８条　広域圏相互の情報交換等のほか、この協定に基づく応援を円滑に行なうため必要に応じて連絡調整市町村による連絡会議を開催する。

（その他防災協定等との関係）

第９条　この相互応援協定のほか、別途協定している応援協定など特別の定めがある場合は、その定めるところとする。

（その他）

第１０条　この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議するものとする。

上記協定の成立の証として、本協定書４４通作成し、５広域圏構成４４市町村がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２５年１２月１日

【以下略】

２　災害時における相互応援協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２３３号）第６７条の規定に基づき、浪江町（以下「甲」という。）と南相馬市（以下「乙」という。）の区域において災害が発生した場合に、被災した側からの要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり定める。

（応援の種類）

第２条　応援の種類及び内容は、次の各号に揚げるとおりとする。

（１）　食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）　被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（３）　救護及び救助活動意必要な車両等の提供

（４）　消火、救護、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣

（５）　ボランティアの斡旋

（６）　児童生徒の受入れ

（７）　被災者に対する住宅の斡旋

（８）　前各号に揚げるもののほか特に要請のあった事項

（応援の手続き）

第３条　災害の発生により応援が必要であるときは、次に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

（１）　被害の状況

（２）　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名数量等

（３）　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員

（４）　応援場所及びその経路

（５）　応援の期間

（６）　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援の要請を受けた側は、当該応援の要請に応ずるものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要した経費は原則として、応援を要請した側が負担するものとする。

２　応援を要請した側が、前項に規定する経費を直ちに支出することが困難である旨の申出を行った場合には、応援を要請された側は、当核経費を一時支弁するものとする。

（連絡責任者）

第６条　第２条に掲げる応援の要請に関する事項の確実かつ円滑な連絡を図るため、双方に連絡責任者を置く。

２　連絡責任者は、双方の消防防災事務を担当する課長とする。

（災害対策連絡）

第７条　災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、定期的及び必要に応じて随時応援のあり方、協定の見直し等について協議するほか、地域防災計画その他参考資料を相互に提供するものとする。

（他の協定との関係）

第８条　この協定は、他の市町村等の相互応援に関する協定及び消防の相互応援に関する協定を排除するものではない。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期聞は、協定締結の日から１年間とする。ただし期間満了の日の３ケ月前までに甲、乙双方とも何ら申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後この例による。

（雑 則）

第１０条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上別に定める。

この協定を証するためこの協定書を２通作成し、協定者記名押印の上それぞれ１通を保有する。

平成１８年６月２６日

甲　浪江町長　　横山　藏人
乙　南相馬市長　渡辺　一成

3　杉並区及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定

区民が創る「みどりの都市」杉並を目指す杉並区と、「環境と福祉のモデル都市」を目指す南相馬市とは、３０年以上前から、少年野球をはじめ、民間団体主導のスポーツの分野で交流の実績を結んできたところである。

南相馬市は、一千有余年の歴史と伝統を誇る相馬野馬追に代表されるように、長い歴史と伝統を背景にまちづくりを進めており、杉並区との交流が地域活性化の一助となることが期待でき、また杉並区にとっても、豊かな自然と海洋性の穏やかな気候に恵まれた南相馬市や南相馬市民との交流を進めることの意義は大きなものがある。

今般、民間レベルから培われてきた交流の実績を踏まえ、更に広く、深い相互の交流を願い、その第一歩として、次のとおり、地震等により災害が発生した場合の災害時相互援助に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　杉並区及び南相馬市（以下「両自治体」という。）は地震等により災害が発生した場合、両自治体が相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

（援助の要請）

第２条　両自治体のうち、いずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資、資材、人員等に不足を来たす場合、被災した自治体は、他方の自治体（以下「援助自治体」という。）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（援助物資等）

第３条　前条の規定により援助する物資は、次に掲げるものとする。

（１）物的援助

①　食料品

②　生活必需品

③　応急対策用資器材

④　医療品

（２）人的援助

①　職員の派遣

②　ボランティアのあっせん

（３）その他要請のあった事項

（援助物資等の輸送）

第４条　援助物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

（費用負担）

第５条　第２条の規定による援助に要した費用は、原則として援助を要請した自治体が負担することとし、災害復旧後、両自治体協議のうえ速やかに清算するものとする。

（援助物資等の情報交換）

第６条　両自治体は、調達可能な援助物資等の情報を相互に交換するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、両自治体協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに両自治体から何らの申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後この例による。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、両自治体の長が署名のうえ、各１通を保有する。

平成１９年２月１９日

杉並区長　山田　宏

南相馬市長　渡辺　一成

４　南相馬市及び取手市災害時相互応援に関する協定

（協定の趣旨）

第１条　南相馬市及び取手市（以下「協定自治体」という。）は、協定自治体の区域内において地震等の大規模な災害（災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。）が発生し、被害を受けた市（以下「被災自治体」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災自治体の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない自治体が友愛的精神に基づき、被災自治体に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）応援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

（２）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供

（３）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機 材及び物資の提供

（４）ボランティアのあっせん

（５）前各号に掲げるものの他、特に要請があった事項

（応援の手続き）

第３条　応援を要請しようとする被災自治体は、次の事項を明らかにし、第６条に定める連絡担当部課を通じて、電話、電信等により要請するものとする。この場合において、被災自治体は必要事項を記載した文書を後日、速やかに送付しなければならない。

（１）被害の状況

（２）前条第１号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容

（３）前条第２号から第４号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

（４）応援場所及び応援場所への経路

（５）応援期間

（６）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された自治体は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

２　協定自治体は、前条の規程にかかわらず、協定自治体のいずれかの区域において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合、自らの判断に基づき自主応援活動を実施するものとする。

３　自主応援活動を開始した場合は、応援の内容を被災自治体に速やかに連絡するものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として応援要請自治体が負担することとし、災害復旧後、両自治体協議のうえ速やかに清算するものとする。

（連絡担当部課）

第６条　協定自治体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部課をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を交換するものとする。

（受入体制）

第７条　協定自治体は、第２条に定める応援を受け入れるための場所又は施設を整備するものとする。

（資料の提供）

第８条　協定自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に提供するものとする。

（応援職員の指揮）

第９条　被災自治体から応援要誇を受け派遣された職員は、現地に到着後、被災自治体の指揮下にて行動するものとする。

（訓練等の実施）

第１０条　協定自治体は、協定の実効性を確保するために、それぞれが実施する防災訓練等に、相互に参加するよう努めるものとする。

（効力等）

第１１条　この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとする。
２　この協定の締結後、協定自治体のどちらか一方がこの協定を破棄しようとする場合は、相手方協定自治体に対し、この協定を破棄しようとする日から起算して６か月前までに、文書をもってその旨を通知しなければならない。
（その他）
第１２条　この協定の定めのない事項で、協定の実施に関し特に必要が生じた場合はその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、両協定自治体の長が署名のうえ、各自その１通を保有する。

平成１９年７月２３日

南相馬市長　渡辺　一成
取手市長　　藤井　信吾

５　南相馬市・南砺市災害時相互応援協定

南相馬市（以下「甲」という。）と南砺市（以下「乙」という。）とは、これまでに培われてきた交流の実績を踏まえ、更に広く、深い交流を願い、友愛と相互扶助の精神に基づき、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）時において、被害を受けた市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互の応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、協定市の区域内において災害が発生し、被災者支援等の応急措置の実施が十分にできない場合における協定市相互の救援資機材の援助及び被災者支援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援は、協定市の過剰な負担にならない範囲内におけるものとする。

（１）　被災者の支援に必要な物資及び機材の提供

（２）　食糧、飲料水その他生活必需品等の物資及びこれらを提供するために必要な機材の提供

（３）　被災者を一部収容するために必要な施設の提供

（４）　この協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣

（５）　災害救助ボランティアのあっせん

（６）　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第３条　応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡するとともに速やかに文書により通知するものとする。

（１）　被害の状況

（２）　前条第１号から第３号までに掲げる応援に要する品目、規格、数量等

（３）　前条第４号に掲げる応援に要する職員の職種、人数等

（４）　応援を受ける場所及び終結場所

（５）　応援を受ける期間

（６）　前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第４条　応援の要請を受けた協定市は、直ちに必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

２　協定市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

３　応援の要請を受けた協定市が応援を実施できない場合は、当該要請をした協定市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

（連絡窓口）

第５条　協定市は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定め、災害発生したときは、速やかに情報を交換するものとする。

（応援職員の指揮）

第６条　応援を行う市の職員が応援を従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第７条　応援に要する経費の負担は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

２　前項の規定によりがたいときは、その都度協定市の間で協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第８条　応援に派遣した職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援を行う市が負担するものとする。ただし、応援を受ける市において応急に治療する場合の治療費は、応援を受ける市が負担するものとする。

２　応援に派遣した職員が、その業務の遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市への往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

（その他）

第９条　この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２３年８月１１日

甲　福島県南相馬市原町区本町二丁目２７番地
南相馬市長　　桜井　勝延

乙　富山県南砺市苗島４８８０番地
南砺市長　　田中　幹夫

６　災害時の相互支援に関する協定書

（趣旨）

第１条　平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災は甚大な被害をもたらすと同時に今後に向けての教訓も多く残すものとなった。とりわけ多くの人々が人同士の「絆」を深めることが、直面する課題の解決から将来の復興に向けての力に大きく寄与するものであると覚醒したことの意義は大変深いと言える。

その「絆」も人から人へ、地域から地域へと広げて行くことが、将来想定し得る災害への最も強固な防波堤となるものであり、この紡いだ「絆」を基に自治体間において支えあうことを目的として、両市の区域内において、気象災害、地震・津波災害及び原子力災害その他の災害が発生した場合において、相互の応援体制に必要な事項を定めるものとする。

（応援の区分）

第２条　応援の区分は、次に掲げるものとする。

(1)　被災者の救出、医療、防疫等に必要な資機材及び物資の提供
(2)　応急復旧に必要な資機材、生活必需物資の提供
(3)　救助及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
(4)　ボランティアの募集及び派遣
(5)　被災地の行政機能継続場所の提供
(6)　被災者に対する避難所の設置及び応急仮設住宅の提供
(7)　児童及び生徒の受入及び就学機会の提供
(8)　前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（応援要請の手続）

第３条　応援を要請する市は、次の事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、後日文書を速やかに提出するものとする。

(1)　被害の状況
(2)　前条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等
(3)　前条第３号及び第４号に掲げるものの職種、職種別人員及び派遣期間
(4)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された市は、実情を把握し、出来る限り要請に応えるものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。ただし経費の額が著しく大きい場合は、両市が協議して定めるものとする。

（指揮）

第６条　応援を要請された市の職員は、現地に到着後、応援を要請した市長の指揮下にて行動するものとする。

（大規模災害における自主応援活動）

第７条　地震等の大規模な災害が発生し、通信途絶等により被災市から第３条の規定による要請がないときは、応援しようとする市は、速やかに被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

２　応援しようとする市は、前項の情報収集により被害が甚大であり、応援活動をすることが望ましいと認めるときは、自主応援活動を実施するものとする。

（連絡責任者）

第８条　両市は、災害時における相互応援が確実かつ円滑に行われるよう、防災担当課長を連絡責任者とする。

（資料の交換）

第９条　両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、年１回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第 10 条　この協定に定めない事項で、協定の実施に関し特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、両市の市長が署名のうえ、各自その１通を保有する。

平成２４年３月２５日

福島県南相馬市長　　桜井　勝延
滋賀県近江八幡市長　冨士谷　英正
立会人
静岡県富士宮市長　須藤　秀忠
大阪府藤井寺市長　國下　和男

７　小千谷市及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定書

（趣旨）

第１条　平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災は甚大な被害をもたらすと同時に今後に向けての教訓も多く残すものとなった。とりわけ多くの人々が人同士の「絆」を深めることが、直面する課題の解決から将来の復興に向けての力に大きく寄与するものであると再認識したことの意義は大変深いと言える。

その「絆」も人から人へ、地域から地域へと広げて行くことが、将来想定し得る災害への最も強固な防波堤となるものであり、この紡いだ「絆」を基に自治体相互間において支えあうことを目的として、小千谷市及び南相馬市（以下「両自治体」という。）の区域内において、気象災害、地震・津波災害及び原子力災害その他の災害が発生した場合の相互援助に関する必要な事項を定めるものとする。

（援助の要請）

第２条　両自治体のいずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資等に不足を来たす場合、被災した自治体は、他方の自治体（以下「援助自治体」）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（援助物資等）

第３条　前条により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

（１）　物的援助

ア　食料品

イ　生活必需品

ウ　応急対策用資機材

エ　医療品

（２）　人的支援

ア　職員の派遣

イ　ボランティアのあっせん

（３）　被災者支援

ア　避難住民の受入れ

（援助物資等の輸送）

第４条　援助する物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

（費用負担）

第５条　第２条の規定による援助に要した費用は、法令に基づき求償が行われるもの及び負担区分が定められているものを除き、災害復旧後、両自治体協議のうえ、負担について定めるものとする。

（災害補償等）

第６条　第３条の規定により派遣された職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償は、援助自治体が負担する。

（情報交換）

第７条　両自治体は、災害対策等の情報を相互に交換するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から３年間とする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに両自治体から意思表示がないときは、３年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めない事項については、両自治体で協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、両自治体の長が署名のうえ、各自１通を保有する。

平成２４年１２月２５日

小千谷市長　　谷井　靖夫

南相馬市長　　桜井　勝延

８　北塩原村及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定書

（趣旨）

第１条　平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災は甚大な被害をもたらすと同時に今後に向けての教訓も多く残すものとなった。とりわけ多くの人々が人同士の「絆」を深めることが、直面する課題の解決から将来の復興に向けての力に大きく寄与するものであると再認識したことの意義は大変深いと言える。

その「絆」も人から人へ、地域から地域へと広げて行くことが、将来想定し得る災害への最も強固な防波堤となるものであり、この紡いだ「絆」を基に自治体相互間において支えあうことを目的として、北塩原村及び南相馬市（以下「両自治体」という。）の区域内において、気象災害、地震・津波災害及び原子力災害その他の災害が発生した場合の相互援助に関する必要な事項を定めるものとする。

（援助の要請）

第２条　両自治体のいずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資等に不足を来たす場合、被災した自治体は、他方の自治体（以下「援助自治体」）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（援助物資等）

第３条　前条により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

（１）　物的援助

ア　食料品

イ　生活必需品

ウ　応急対策用資機材

エ　医療品

（２）　人的支援

ア　職員の派遣

イ　ボランティアのあっせん

（３）　被災者支援

ア　避難住民の受入れ

（援助物資等の輸送）

第４条　援助する物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

（費用負担）

第５条　第２条の規定による援助に要した費用は、法令に基づき求償が行われるもの及び負担区分が定められているものを除き、災害復旧後、両自治体協議のうえ、負担について定めるものとする。

（災害補償等）

第６条　第３条の規定により派遣された職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償は、援助自治体が負担する。

（情報交換）

第７条　両自治体は、災害対策等の情報を相互に交換するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から３年間とする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに両自治体から意思表示がないときは、３年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めない事項については、両自治体で協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、立会人のもと両自治体の長が署名のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年１月２９日

北塩原村長　　小椋　敏一
南相馬市長　　桜井　勝延
【立会人】
北塩原村議会議長　　小椋　眞
南相馬市議会議長　　横山　元栄

9　名寄市及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定書

（趣旨）

第１条　平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災は甚大な被害をもたらすと同時に今後に向けての教訓も多く残すものとなった。とりわけ多くの人々が人同士の「絆」を深めることが、直面する課題の解決から将来の復興に向けての力に大きく寄与するものであると再認識したことの意義は大変深いと言える。

その「絆」も人から人へ、地域から地域へと広げて行くことが、将来想定し得る災害への最も強固な防波堤となるものであり、この紡いだ「絆」を基に自治体相互間において支えあうことを目的として、名寄市及び南相馬市（以下「両自治体」という。）の区域内において、気象災害、地震・津波災害及び原子力災害その他の災害が発生した場合の相互援助に関する必要な事項を定めるものとする。

（援助の要請）

第２条　両自治体のいずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資等に不足を来たす場合、被災した自治体は、他方の自治体（以下「援助自治体」）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（援助物資等）

第３条　前条により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

（１）　物的援助

ア　食料品

イ　生活必需品

ウ　応急対策用資機材

エ　医療品

（２）　人的支援

ア　職員の派遣

（３）　被災者支援

ア　避難住民の受入れ

（援助物資等の輸送）

第４条　援助する物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

（費用負担）

第５条　第２条の規定による援助に要した費用は、法令に基づき求償が行われるもの及び負担区分が定められているものを除き、両自治体協議のうえ、負担について定めるものとする。

（災害補償等）

第６条　第３条の規定により派遣された職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償は、援助自治体が負担する。

（情報交換）

第７条　両自治体は、災害対策等の情報を相互に交換するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から３年間とする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに両自治体から意思表示がないときは、３年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めない事項については、両自治体で協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、両自治体の長が署名のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年２月１０日

名寄市長　　加藤　剛士

南相馬市長　　桜井　勝延

10　燕市及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定書

（趣旨）

第１条　平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災は甚大な被害をもたらすと同時に今後に向けての教訓も多く残すものとなった。とりわけ多くの人々が人同士の「絆」を深めることが、直面する課題の解決から将来の復興に向けての力に大きく寄与するものであると再認識したことの意義は大変深いと言える。

その「絆」も人から人へ、地域から地域へと広げて行くことが、将来想定し得る災害への最も強固な防波堤となるものであり、この紡いだ「絆」を基に自治体相互間において支えあうことを目的として、燕市及び南相馬市（以下「両自治体」という。）の区域内において、気象災害、地震・津波災害、原子力災害その他の災害が発生した場合の相互援助に関する必要な事項を定めるものとする。

（援助の要請）

第２条　両自治体のいずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資等に不足を来たす場合、被災した自治体は、他方の自治体（以下 「援助自治体」という。）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（援助物資等）

第３条　前条により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

（１）　物的援助

ア　食料品

イ　生活必需品

ウ　応急対策用資機材

エ　医療品

（２）　人的支援

ア　職員の派遣

イ　ボランティアのあっせん

（３）　被災者支援

ア　避難住民の受入れ

（援助物資等の輸送）

第４条　援助する物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

（費用負担）

第５条　第２条の規定による援助に要した費用は、法令に基づき求償が行われるもの及び負担区分が定められているものを除き、災害復旧後、両自治体協議のうえ、負担について定めるものとする。

（災害補償等）

第６条　第３条の規定により派遣された職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償は、援助自治体が負担する。

（情報交換）

第７条　両自治体は、災害対策等の情報を相互に交換するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から３年間とする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに両自治体から意思表示がないときは、３年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めない事項については、両自治体で協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、両自治体の長が署名のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年７月５日

燕市長　　鈴木　力

南相馬市長　桜井　勝延

11　知多市及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定書

（趣旨）

第１条　平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災は甚大な被害をもたらすと同時に今後に向けての教訓も多く残すものとなった。とりわけ多くの人々が人同士の「絆」を深めることが、直面する課題の解決から将来の復興に向けての力に大きく寄与するものであると再認識したことの意義は大変深いと言える。

その「絆」も人から人へ、地域から地域へと広げて行くことが、将来想定し得る災害への最も強固な防波堤となるものであり、この紡いだ「絆」を基に自治体相互間において支え合うことを目的として、知多市及び南相馬市（以下「両自治体」という。）の区域内において、気象災害、地震・津波災害及び原子力災害その他の災害が発生した場合の相互援助に関する必要な事項を定めるものとする。

（援助の要請）

第２条　両自治体のいずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資等に不足を来たす場合、被災した自治体は、他方の自治体（以下「援助自治体」という。）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（援助物資等）

第３条　前条により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

（１）　物的援助

ア　食料品

イ　生活必需品

ウ　応急対策用資機材

エ　医療品

（２）　人的支援

ア　職員の派遣

イ　ボランティアのあっせん

（３）　被災者支援

ア　避難住民の受入れ

（４）　前３号に掲げるもののほか、両自治体が必要と認めて要請する事項

（援助物資等の輸送）

第４条　援助する物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

（費用負担）

第５条　第２条の規定による援助に要した費用は、法令に基づき求償が行われるもの及び負担区分が定められているものを除き、災害復旧後、両自治体協議の上、負担について定めるものとする。

（災害補償等）

第６条　第３条の規定により派遣された職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償は、援助自治体が負担する。

（情報交換）

第７条　両自治体は、災害対策等の情報を相互に交換するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から３年間とする。ただし、期間満了の日の３か月前までに両自治体から意思表示がないときは、３年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項については、両自治体で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、両自治体の長が署名の上、各自１通を保有する。

平成２５年７月２９日

知多市長　　加藤　功

南相馬市長　桜井　勝延

12　片品村及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定書

（趣旨）

第１条　平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災は甚大な被害をもたらすと同時に今後に向けての教訓も多く残すものとなった。とりわけ多くの人々が人同士の「絆」を深めることが、直面する課題の解決から将来の復興に向けての力に大きく寄与するものであると再認識したことの意義は大変深いと言える。

その「絆」も人から人へ、地域から地域へと広げて行くことが、将来想定し得る災害への最も強固な防波堤となるものであり、この紡いだ「絆」を基に自治体相互間において支えあうことを目的として、片品村及び南相馬市（以下「両自治体」という。）の区域内において、気象災害、地震・津波災害及び原子力災害その他の災害が発生した場合の相互援助に関する必要な事項を定めるものとする。

（援助の要請）

第２条　両自治体のいずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資等に不足を来たす場合、被災した自治体は、他方の自治体（以下「援助自治体」）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（援助物資等）

第３条　前条により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

（１）　物的援助

ア　食料品

イ　生活必需品

ウ　応急対策用資機材

エ　医療品

（２）　人的支援

ア　職員の派遣

イ　ボランティアのあっせん

（３）　被災者支援

ア　避難住民の受入れ

（援助物資等の輸送）

第４条　援助する物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

（費用負担）

第５条　第２条の規定による援助に要した費用は、法令に基づき求償が行われるもの及び負担区分が定められているものを除き、災害復旧後、両自治体協議のうえ、負担について定めるものとする。

（災害補償等）

第６条　第３条の規定により派遣された職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償は、援助自治体が負担する。

（情報交換）

第７条　両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したとき又は緊急時は速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から３年間とする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに両自治体から意思表示がないときは、３年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めない事項については、両自治体で協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、両自治体の長が署名のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年８月２８日

片品村長　　千明　金造

南相馬市長　　桜井　勝延

13　南相馬市及び東吾妻町の災害時相互援助に関する協定書

（趣旨）

第１条　平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災は甚大な被害をもたらすと同時に今後に向けての教訓も多く残すものとなった。とりわけ多くの人々が人同士の「絆」を深めることが、直面する課題の解決から将来の復興に向けての力に大きく寄与するものであると再認識したことの意義は大変深いと言える。

その「絆」も人から人へ、地域から地域へと広げて行くことが、将来想定し得る災害への最も強固な防波堤となるものであり、この紡いだ「絆」を基に自治体相互間において支えあうことを目的として、南相馬市及び東吾妻町（以下「両自治体」という。）の区域内において、気象災害、地震・津波災害、原子力災害その他の災害が発生した場合の相互援助に関する必要な事項を定めるものとする。

（援助の要請）

第２条　両自治体のいずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資等に不足を来たす場合、被災した自治体は、他方の自治体（以下「援助自治体」という。）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（援助物資等）

第３条　前条により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

（１）　物的援助

ア　食料品

イ　生活必需品

ウ　応急対策用資機材

エ　医療品

（２）　人的支援

ア　職員の派遣

イ　ボランティアのあっせん

（３）　被災者支援

ア　避難住民の受入れ

（援助物資等の輸送）

第４条　援助する物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

（費用負担）

第５条　第２条の規定による援助に要した費用は、法令に基づき求償が行われるもの及び負担区分が定められているものを除き、災害復旧後、両自治体協議のうえ、負担について定めるものとする。

（災害補償等）

第６条　第３条の規定により派遣された職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償は、援助自治体が負担する。

（情報交換）

第７条　両自治体は、災害対策等の情報を相互に交換するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から３年間とする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに両自治体から意思表示がないときは、３年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めない事項については、両自治体で協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、両自治体の長が署名のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年１１月８日

南相馬市長　桜井　勝延

東吾妻町長　中澤　恒喜

14　災害時相互援助に関する協定

（協定の趣旨）

第１条　南相馬市および青梅市（以下「両自治体」という。）は、地震等により災害が発生した場合に、両自治体が相互に援助し、応急対策および復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

（援助の要請）

第２条　両自治体のいずれかが被災し、応急対策および復旧対策に必要な物資、資材、人員等に不足を来す場合は、被災した自治体は、他方の自治体（以下「援助自治体」という。）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（援助物資等）

第３条　前条の規定により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

(1)　物的援助

ア　食品

イ　飲料水

ウ　生活必需品

エ　応急対策用資器材

オ　医療品

(2)　人的援助

ア　職員の応援

イ　ボランティアのあっせん

(3)　被災者支援

避難住民の受入れ

（援助物資等の輸送）

第４条　援助物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

（費用負担）

第５条　第２条の規定による援助に要した費用は、原則として援助を要請した自治体が負担することとし、災害復旧後、両自治体協議の上、速やかに清算するものとする。

（情報交換）

第６条　両自治体は、災害対策等の情報を相互に交換するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定書の有効期間は、協定締結後１年間とする。ただし、期間満了日の１か月前までに両自治体のうち、いずれからも変更または解除の申出がないときは、この協定書の有効期間は更に１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（実施細目）

第８条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項については、両自治体で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、両自治体の長が署名の上、各々１通を保管する。

平成２５年１１月２６日

南相馬市長　桜井　勝延

青梅市長　　竹内　俊夫

15　福島県南相馬市と大阪市天王寺区との災害対策パートナーシップに関する協定書

福島県南相馬市(以下、「南相馬市」という。)と大阪市天王寺区（以下、「天王寺区」という。）は、次のとおり災害対策パートナーシップ協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東日本大震災により被災された南相馬市の状況を天王寺区内において一人でも多くの人に伝えることにより、震災及びその教訓を忘れない取組みを進めるとともに、天王寺区と南相馬市とが連携・協力して、未来に向けて災害に強いまちづくりをめざすことを目的とする。

（連携・協力内容）

第２条　天王寺区と南相馬市は、前条の目的を達成するため、次に掲げる連携・協力にかかる取組みを行うものとする。

（１）　天王寺区が発行する広報紙、ホームページ、天王寺区が主催又は協力するイベントなど多様な機会を通じて、南相馬市の被災状況や復旧・復興状況を伝えること

（２）　天王寺区が主催又は協力するイベントなどの場を通じて南相馬市災害復旧・復興義援金を呼びかけ寄付を行うこと

（３）　災害対策にかかる情報交換

（４）　その他前条の目的の達成に資すること

（協定書の有効期間）

第３条　この協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、天王寺区と南相馬市のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、さらに１年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第４条　この協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的事項及びその他必要な事項については、天王寺区と南相馬市が協議して行う。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、署名押印の上、各々１通を保有するものとする。

平成２６年３月２８日

福島県南相馬市長　桜井　勝延　　大阪市天王寺区長　水谷　翔太

16　災害時相互応援協定書

飯田市及び南相馬市（以下「協定市」と総称する。）は、相互扶助の精神に基づき、災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第２条第１号に規定する原子力災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第２条第４項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）の発生時において相互に応援をすることに関し、次のとおり協定を締結する。

（相互に行う応援）

第１条　協定市は、そのいずれかの区域において災害が発生した場合に、災害が発生した市（以下「被災市」という。）に対し、もう一方の市が被災市の行う災害応急対策に関し応援を実施する。

２　前項の規定により行う応援は、応援を行う市（以下「応援市」という。）の長において過剰な負担とならないと認められる範囲において、実施するものとする。

（応援の内容）

第２条　応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

(1)　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4)　消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣

(5)　被災した児童又は生徒の教育機関への受入れ及びあっせん

(6)　被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん

(7)　前各号に掲げるもののほか、特に被災市から要請のあった事項

（応援の要求の手続）

第３条　被災市は、前２条の規定による応援を受けようとするときは、法第６７条第１項の規定により応援市に応援を求めるものとする。

２　前項の規定により応援を求める方法は、次に掲げる事項について、状況に応じ可能な範囲内において明らかにして電話その他の早期に情報の伝達が可能な方法により連絡することによるものとする。

(1)　災害による被害の状況

(2)　譲与又は貸付けを受けたい物資、機材又は車両の品目、規格及び数量等

(3)　前条第４号の規定により応援に従事する職員（以下「応援従事職員」という。）の職種及び人数

(4)　応援を受けたい期間

(5)　応援の実施に係る場所

(6)　前各号に掲げるもののほか、被災市が必要と認める事項

３　前項の規定によるもののほか、被災市が応援を求めるに際しては、協定市が別に定めるところにより、災害の種類、その発生日時その他の必要事項を記載した書面を応援市に送付するものとする。

（応援の実施等）

第４条　応援市は、前条の規定による応援の求め（以下「応援の要求」という。）を受けたときは直ちに可能な範囲内における応援を実施するものとする。

２　応援市は、応援の要求がない場合において、被災市に対し応援を行うべきと認めたときは、必要と認めた範囲における応援（以下「自主応援活動」という。）を実施するものとする。

３　応援の要求を受けた市が応援を実施できない場合は、速やかに被災市にその旨を通知しなければならない。

（指揮権）

第５条　応援従事職員は、法第 67 条第２項の規定により被災市の長の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、法第 92 条の規定により被災市が負担することを原則とする。

２　前項の規定にかかわらず、自主応援活動に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。

3　応援従事職員に支払われるべき給料、手当及び旅費は、法令に定めのあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。

4　応援に要する経費について前３項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議して定める。

（災害補償等）

第７条　応援従事職員がその職務上負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合における補償は、法令の規定によるもののほか応援市の負担により行うものとする。

2　応援従事職員がその職務上第三者に損害を与えた場合は、その損害の原因となった事由が応援市と被災市の往復の途上において発生したものであるときを除き、被災市が賠償の責務を負うものとする。

3　前項の規定により被災市が賠償の責務を負う場合において第三者から応援市に損害賠償の請求があり、応援市が損害賠償を行ったときは、被災市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を応援市に支払うものとする。

4　第２項の規定により応援市が賠償の責務を負う場合において第三者から被災市に損害賠償の請求があり、被災市が損害賠償を行ったときは、応援市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を被災市に支払うものとする。

（連絡窓口）

第８条　協定市は、必要な情報を相互に交換し、応援を円滑に行うことができるようあらかじめこの協定の実施に関する連絡を担当する部署を定めるものとする。

（資料の交換）

第９条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換し、又は提供するものとする。

（訓練の参加）

第 10 条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、協定市主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

（補則）

第 11 条　この協定に定められた事項の実施に関し、この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し協定市長それぞれ署名押印の上、保有する。

平成２６年８月７日

南相馬市
南相馬市長　　桜井　勝延
飯田市
飯田市長　　牧野　光郎

17　全国報徳研究市町村協議会における災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

災害応急対策活動の相互応援に関し、全国報徳研究市町村協議会に加盟する北海道中川郡豊頃町、福島県相馬市、福島県南相馬市、福島県双葉郡大熊町、福島県双葉郡浪江町、福島県相馬郡飯舘村、茨城県筑西市、茨城県桜川市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県那須烏山市、栃木県芳賀郡茂木町、神奈川県小田原市、神奈川県秦野市、静岡県掛川市、静岡県御殿場市、三重県多気郡大台町（以下「協定自治体」という。）との間に次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、協定自治体の区域内において災害が発生した場合において、報徳思想に学ぶ協定自治体が相互に応援し災害時における応急措置等を円滑に遂行するため、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第８条第２項第１２号及び同法第６７条第１項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　救助及び応急復旧に必要な職員の派遣並びに車両等の提供

(2)　食糧、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供

(3)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(4)　被災者の一時収容のための施設の提供

(5)　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第３条　応援要請をするときは、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１号に掲げるものの人員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数

(3)　前条第２号から第４号までに掲げるものの品名、規格、数量等

(4)　応援の期間

(5)　応援の場所及び経路

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第４条　協定自治体は、被災自治体の被害状況を収集し、及び情報交換し、必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、応援要請をした自治体（以下「要請自治体」という。）の負担とする。

２　要請自治体が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、要請自治体から要請があった場合は、応援要請を受けた自治体（以下「応援自治体」という。）は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、被災地の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担について、応援自治体と要請自治体の間で協議をすることができるものとする。

（応援の自主出動）

第６条　災害が発生し、連絡が取れない場合で、応援を行おうとする自治体が必要と認めたときは、職員を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うことができるものとする。

２　前項の応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする自治体の負担とする。

（災害補償等）

第７条　応援活動に従事した職員が、その活動により死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援自治体が負担するものとする。

２　応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請自治体への往復途上に生じたものを除き、要請自治体がその賠償の責めを負うものとする。

（応援のために派遣された人員の指揮）

第８条　応援のために派遣された人員は、要請自治体の長の指揮下に活動するものとする。

（連絡担当部局）

第９条　協定自治体は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定め、相互に明らかにしておくものとする。

（統括自治体）

第１０条　協定の運用に係る事務は、その事務を統括する自治体（以下「統括自治体」という。）において処理する。

２　統括自治体は、当該年度の全国報徳サミットを開催する自治体がこれに当たるものとする。

（統括自治体の所掌事務）

第１１条　統括自治体は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

(1)　第９条に定める連絡担当部局の名簿調製

(2)　第１４条の定めにより協定自治体が協議する必要が生じた場合における会議の開催等の庶務に関する事務

(3)　協定自治体間の情報伝達

（統括自治体の代行）

第１２条　統括自治体が被災等によりその事務を遂行できない場合は、前年度の全国報徳サミットを開催した自治体がその事務を代行するものとする。

（加入及び脱退）

第１３条　協定自治体で構成する協定締結団体（以下「協定締結団体」という。）に新たに加入しようとする自治体又は協定締結団体から脱退しようとする自治体は、統括自治体に対して、書面によりその旨を申し出るものとする。

２　協定締結団体への加入又は協定締結団体からの脱退については、統括自治体が前項に定める書面の受理をもって成立するものとする。

（その他）

第１４条　この協定の解釈について疑義が生じたとき、又は定めのない事項で、特に必要が生じたときは、その都度、協定自治体で協議のうえ決定するものとする。

（効力発生の日）

第１５条　この協定は、協定締結の日からその効力を生ずる。

この協定締結の証として、本協定書１７通を作成し、協定自治体記名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年１１月２８日

北海道	豊頃町長	宮　口	孝
福島県	相馬市長	立　谷	秀　清
福島県	南相馬市長	桜　井	勝　延
福島県	大熊町長	渡　辺	利　綱
福島県	浪江町長	馬　場	有
福島県	飯舘村長	菅　野	典　雄
茨城県	筑西市長	須　藤	茂
茨城県	桜川市長	大　塚	秀　喜
栃木県	日光市長	斎　藤	文　夫
栃木県	真岡市長	井　田	隆　一
栃木県	那須烏山市長	大　谷	範　雄
栃木県	茂木町長	古　口	達　也
神奈川県	小田原市長	加　藤	憲　一
神奈川県	秦野市長	古　谷	義　幸
静岡県	掛川市長	松　井	三　郎
静岡県	御殿場市長	若　林	洋　平
三重県	大台町長	尾　上	武　義

18　災害時相互援助に関する協定

（協定の趣旨）

第１条　南相馬市および牧之原市（以下「両自治体」という。）は、地震等により災害が発生した場合に、両自治体が相互に援助し、応急対策および復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

（援助の要請）

第２条　両自治体のいずれかが被災し、応急対策および復旧対策に必要な物資、資材、人員等に不足を来す場合は、被災した自治体は、他方の自治体（以下「援助自治体」という。）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（援助物資等）

第３条　前条の規定により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

(1)　物的援助

ア　食品

イ　飲料水

ウ　生活必需品

エ　応急対策用資器材

オ　医療品

(2)　人的援助

ア　職員の応援

イ　ボランティアのあっせん

(3)　被災者支援

避難住民の受入れ

(4)　前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（援助物資等の輸送）

第４条　援助物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

（費用負担）

第５条　第２条の規定による援助に要した費用は、原則として援助を要請した自治体が負担することとし、災害復旧後、両自治体協議の上、速やかに清算するものとする。

２　派遣職員が公務執行中、第三者に損害を与えた場合は、その損害が援助業務の従事中に生じたものについては援助を受ける市が、被災市への往復経路の途中に生じたものについては援助を行う市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

３　前２項の規定により難い場合には、別途協議して定める。

（情報交換）

第６条　両自治体は、災害対策等の情報を相互に交換するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定書の有効期間は、協定締結後１年間とする。ただし、期間満了日の１か月前までに両自治体のうち、いずれからも変更または解除の申出がないときは、この協定書の有効期間は更に１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（実施細目）

第８条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項については、両自治体で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、両自治体の長が署名の上、各々１通を保管する。

平成２８年９月２７日

南相馬市長　　桜井　勝延

牧之原市長　　西原　茂樹

19　災害時の応援に関する協定書

静岡県島田市（以下「甲」という。）と福島県南相馬市（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲又は乙の区域内において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第２条第１項第１号に規定する災害が発生した場合に、法第６７条の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）　食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
（２）　被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
（３）　救援及び救助活動に必要な車両等の提供
（４）　原子力災害等による避難民の受入れ施設の提供及び斡旋
（５）　被災者を一時収容するための施設の提供及び斡旋
（６）　被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋
（７）　消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
（８）　ボランティアの斡旋
（９）　被災者に対する住宅の提供及び斡旋
（10）　前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（応援の要請の手続）

第３条　甲及び乙は、応援の要請をするとき、次に掲げる事項を明らかにして、電話又は電信等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（１）　被害の状況
（２）　前条第１号から第３号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
（３）　前条第４号及び第５号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
（４）　前条第６号に掲げる一時受入に要する被災児童、生徒等の学年及び人員
（５）　前条第７号に掲げる職員の職種別人員
（６）　前条第８号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
（７）　応援を受ける場所及び期間
（８）　前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第４条　甲及び乙は、応援を要請されたときは、可能な限りこれに応ずるように努めるものとする。

２　甲及び乙は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援する必要があると認められる場合には、同条の要請を待たずに応援を行うことができる。この場合において、応援を行う市は、その内容について応援を受ける市へ速やかに連絡するものとする。

（応援に要した費用の負担）

第５条　応援に要した費用の負担は、原則として応援を受ける市の負担とする。

２　派遣職員が、公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受ける市、被災市への往復経路の途中に生じたものについては、応援を行う市が、それぞれ賠償の責を負うものとする。

３　前２項の規定により難い場合には、別途協議する。

（情報等の交換）

第６条　甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

（効力等）

第７条　この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２９年１２月１８日

甲　静岡県島田市中央町１番の１
　　島田市長　　染谷　絹代
乙　福島県南相馬市原町区本町二丁目２７番地
　　南相馬市長　　桜井　勝延

20　南相馬市及び南伊豆町の災害時相互援助に関する協定書

（趣旨）

第１条　平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災は甚大な被害をもたらすと同時に今後に向けての教訓も多く残すものとなった。とりわけ多くの人々が人同士の「絆」を深めることが、直面する課題の解決から将来の復興に向けての力に大きく寄与するものであると再認識したことの意義は大変深いと言える。

その「絆」も人から人へ、地域から地域へと広げて行くことが、将来想定し得る災害への最も強固な防波堤となるものであり、この紡いだ「絆」を基に自治体相互間において支えあうことを目的として、南相馬市及び南伊豆町（以下「両自治体」という。）の区域内において、気象災害、地震・津波災害、原子力災害その他の災害が発生した場合の相互援助に関する必要な事項を定めるものとする。

（援助の要請）

第２条　両自治体のいずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資等に不足を来たす場合、被災した自治体は、他方の自治体（以下「援助自治体」という。）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（援助物資等）

第３条　前条により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

（１）　物的援助

ア　食料品

イ　生活必需品

ウ　応急対策用資機材

エ　医療品

（２）　人的支援

ア　職員の派遣

イ　ボランティアのあっせん

（３）　被災者支援

ア　避難住民の受入れ

（援助物資等の輸送）

第４条　援助する物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

（費用負担）

第５条　第２条の規定による援助に要した費用は、法令に基づき求償が行われるもの及び負担区分が定められているものを除き、災害復旧後、両自治体協議のうえ、負担について定めるものとする。

（災害補償等）

第６条　第３条の規定により派遣された職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償は、援助自治体が負担する。

（情報交換）

第７条　両自治体は、災害対策等の情報を相互に交換するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から３年間とする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに両自治体から意思表示がないときは、３年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めない事項については、両自治体で協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、両自治体の長が署名のうえ、各自１通を保有する。

平成３０年５月１１日

南相馬市長　　門馬　和夫

南伊豆町長　　岡部　克仁

21　南相馬市及び忍野村の災害時相互援助に関する協定書

（趣旨）

第１条　平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災は甚大な被害をもたらすと同時に今後に向けての教訓も多く残すものとなった。とりわけ多くの人々が人同士の「絆」を深めることが、直面する課題の解決から将来の復興に向けての力に大きく寄与するものであると再認識したことの意義は大変深いと言える。

その「絆」も人から人へ、地域から地域へと広げて行くことが、将来想定し得る災害への最も強固な防波堤となるものであり、この紡いだ「絆」を基に自治体相互間において支えあうことを目的として、南相馬市及び忍野村（以下「両自治体」という。）の区域内において、気象災害、地震・津波災害、原子力災害その他の災害が発生した場合の相互援助に関する必要な事項を定めるものとする。

（援助の要請）

第２条　両自治体のいずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資等に不足を来たす場合、被災した自治体は、他方の自治体（以下「援助自治体」という。）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（援助物資等）

第３条　前条により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

（１）　物的援助

ア　食料品

イ　生活必需品

ウ　応急対策用資機材

エ　医療品

（２）　人的支援

ア　職員の派遣

イ　ボランティアのあっせん

（３）　被災者支援

ア　避難住民の受入れ

（援助物資等の輸送）

第４条　援助する物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

（費用負担）

第５条　第２条の規定による援助に要した費用は、法令に基づき求償が行われるもの及び負担区分が定められているものを除き、災害復旧後、両自治体協議のうえ、負担について定めるものとする。

（災害補償等）

第６条　第３条の規定により派遣された職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償は、援助自治体が負担する。

（情報交換）

第７条　両自治体は、災害対策等の情報を相互に交換するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から３年間とする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに両自治体から意思表示がないときは、３年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めない事項については、両自治体で協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、両自治体の長が署名のうえ、各自１通を保有する。

平成３０年５月１１日

南相馬市長　　門馬　和夫

忍野村長　　天野　多喜雄

22　文化財に係る災害時の相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、福島県内の地方公共団体（以下「協定団体」という。）が所有又は管理をする文化財（以下「協定団体所有等文化財」という。）が地震等の大規模な災害により被災をし、当該被災をした文化財（以下「被災文化財」という。）を所有又は管理をする協定団体（以下「被災文化財所有等協定団体」という。） が独力では被災文化財の緊急の救出対応が困難な場合において、被災文化財所有等協定団体からの要請により、他の協定団体が行う応援活動（第６条に規定する応援活動をいう。以下同じ。）を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（協定団体）

第２条　協定団体は、福島県及び福島県内の全５９市町村とする。

（応援体制の整備）

第３条　福島県内に及ぶ地震等の大規模な災害が発生した場合、協定団体所有等文化財が被災しなかった又は大きな被災を受けなかった協定団体は、応援の要請に備え、応援活動を速やかに実施できる体制を執るものとする。

（応援主管団体）

第４条　応援活動を迅速かつ円滑に遂行するため、応援活動を主管する協定団体（以下「応援主管団体」という。）は、福島県とする。

（応援の要請等）

第５条　被災文化財所有等協定団体は、他の協定団体から応援を受けようとするときは、実施細目に定めるところにより、応援主管団体である福島県に応援を要請するものとする。

２　前項の規定による要請を受けた応援主管団体である福島県は、応援の必要があると判断した場合には、他の協定団体に応援協力の要請を直ちに行い、当該要請に応じた協定団体（以下「応援団体」という。）とともに速やかに現地に赴き、応援団体と協力して被災文化財所有等協定団体に対する応援活動を実施するものとする。ただし、現地に赴かずとも業務が遂行できる場合は、この限りでない。

（応援活動の内容）

第６条　応援活動の内容は、被災文化財に係る緊急の救出措置に必要な次に掲げる事項とする。

(1)　職員の派遣

(2)　物資及び資材の提供

(3)　その他被災文化財所有等協定団体からの要請のあった事項

（物資等の携行）

第７条　応援主管団体である福島県及び応援団体は、被災文化財所有等協定団体に職員を派遣する場合は、実施細則に定めるところにより、当該職員に必要な物資等を携行させるものとする。

（情報の交換）

第８条　協定団体は、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、関係資料等の必要な情報を、実施細則に定めるところにより、あらかじめ相互に交換するものとする。

（経費の負担）

第９条　応援活動に要した経費は、実施細則に定めるところにより、原則として被災文化財所有等協定団体の負担とする。

２　応援主管団体である福島県又は応援団体の職員が応援活動に際して第三者に損害を与えた場合において、当該職員に故意又は重大な過失があるときを除き、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては被災文化財所有等協定団体が、被災文化財所有等協定団体への往復移動途中において生じたもの

については当該職員が所属する応援主管団体である福島県又は応援団体が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

３　被災文化財所有等協定団体が第１項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該被災文化財所有等協定団体から要請があった場合には、応援主管団体である福島県又は応援団体は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。

４　応援主管団体である福島県又は応援団体の職員の派遣に要する経費については、当該職員が所属する応援主管団体である福島県又は応援団体が定めるところにより算出した当該職員の旅費及び諸手当等の額をもって定めるものとする。

（公務災害補償に関する請求手続）

第１０条　応援主管団体である福島県又は応援団体が派遣した職員が、応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に関する請求手続は、被災文化財所有等協定団体が作成する公務災害についての意見書及び事実関係を明らかにした報告書等に基づいて、当該職員が所属する応援主管団体である福島県又は応援団体が行うものとする。

（関係機関等との連携）

第１１条　応援活動を実効あるものとするため、協定団体は、平素から相互間及び文化庁その他の関係機関との間で十分な連携を図り、災害発生時の迅速かつ円滑な対応に万全を期すよう努めるものとする。

（連絡会議の開催等）

第１２条　協定団体は、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、毎年１回以上定期又は随時に連絡会議を開催するものとする。

（他の協定との関係）

第１３条　この協定は、協定団体が既に締結している協定及び個別に締結する災害時等の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（その他）

第１４条　この協定の実施に関し必要な細則事項は、実施細則に定めるものとする。

２　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定団体が協議して定めるものとする。

（施行期日）

第１５条　この協定は、令和２年４月１日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、本書３通を作成し、関係者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和２年３月２５日

福島県
福島県教育委員会教育長　鈴木　淳一

（福島市　会津若松市　郡山市　いわき市　白河市
須賀川市　喜多方市　相馬市　二本松市　田村市
南相馬市　伊達市　本宮市）
福島県市長会長（相馬市長）　立谷　秀清

（桑折町　国見町　川俣町　大玉村　鏡石町　天栄村

下郷町　檜枝岐村　只見町　南会津町　北塩原村
西会津町　磐梯町　猪苗代町　会津坂下町　湯川村
柳津町　三島町　金山町　昭和村　会津美里町
西郷村　泉崎村　中島村　矢吹町　棚倉町　矢祭町
塙町　鮫川村　石川町　玉川村　平田村　浅川町
古殿町　三春町　小野町　広野町　楢葉町　富岡町
川内村　大熊町　双葉町　浪江町　葛尾村　新地町
福島県町村会長（北塩原村長）　小椋　敏一

23　災害時における相互応援に関する協定書

秋田県大館市及び福島県南相馬市（以下「協定市」という。）は災害応急対策活動の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、いずれかの行政区域内において、気象災害、地震災害及びその他の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生し、被災市独自では十分な災害応急対策活動が実施できない場合における相互応援協力について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　被災者の受入れ

(2)　食糧、飲料水及び生活必需品並びに資器材の提供

(3)　災害応急対策活動及び復旧活動に必要な職員の派遣

(4)　救援及び救助活動等に必要な車両の提供

(5)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

２　第１項第１号については、別途協議する。

（応援要請の手続き）

第３条　応援を受けようとする市は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第７条に規定する連絡担当部局を通じて、電話その他の通信手段により応援要請を行い、後日、速やかに必要事項を記載した別記様式第１号による文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第２号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等

(3)　前条第３号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容

(4)　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、希望車両及び業務内容

(5)　応援を必要とする場所及び当該場所への経路

(6)　応援を必要とする期間

(7)　前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（応援活動の実施）

第４条　前条の規定による応援要請を受けた市は、極力これに応じて応援活動に努めるものとする。

２　前条の規定にかかわらず、協定市は、いずれかの市において大規模災害により被害が発生したことが明らかであり、かつ、通信の途絶等により被災市との連絡が困難な場合には、自主的判断により応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費については、原則として応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とする。

２　応援要請市が、前項に規定する経費を支出するいとまがなく、かつ、応援要請市から求めがあった場合には、応援を行う市（以下「応援市」という。）が当該経費を一時的に立替支出するものとする。

（損害の補償等）

第６条　第３条の規定により派遣された職員が、応援活動中に負傷し、罹患し、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

２　応援職員が応援活動に関連して第三者に損害を与えた場合において、応援活動中に与えた損害に係る賠償については応援要請都市の市の負担とし、応援要請市への往復中に与えた損害に係る賠償については、応援市の負担とする。

３　前２号に定めるもののほか、応援活動に要する経費について必要な事項は、その都度協議して決める。

（連絡担当部局）

第７条　協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を別記様式第２号のとおり定め、災害が発生した際には、速やかに相互に情報交換を行うものとする。

（資料等の交換）

第８条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な資料等を相互に交換するものとする。

（協議）

第９条　この協定にの実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両者協議の上決定するものとする。

（協定の発効）

第 10 条　この協定は、協定を締結した日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、協定都市の両者が署名押印の上、各自その１通を保有する。

令和３年４月３０日

秋田県大館市　　福原　淳嗣
福島県南相馬市　　門馬　和夫

24　福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書

（趣旨等）

第 1 条　この協定は、災害等の発生時に、福島県（以下、「県」という。）並びに県内の市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という。）が、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互応援協定について、必要な事項を定めるものとする。

2　この協定は、県並びに別表 1 及び２に掲げる市町村等の相互間において締結するものとする。

（定義）

第２条　この協定において「災害等」とは、地震・津波災害及び台風等の風水害などの自然災害並びに一般廃棄物処理施設の事故及びその他の緊急事態により一般廃棄物の処理が困難となる事象をいう。

2　この協定において「災害廃棄物等」とは、自然災害により生じた一般廃棄物、その他災害等により処理が困難と認められる一般廃棄物をいう。

3　この協定において「応援」とは、次に掲げる行為をいう。

⑴　災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及びあっせん

⑵　災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣

⑶　災害廃棄物等の焼却、破砕等の実施及び処理業者のあっせん

⑷　前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の処理に関し必要な行為

（応援要請）

第３条　市町村等は、応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記様式第１号）により県に必要な調整を求めるものとする。ただし、応援要請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により県に必要な調整を求め、その後速やかに応援要請書を県に提出するものとする。

2　県は、応援を要請した市町村等における災害等の状況及び応援要請の内容を踏まえ、県内の市町村等に応援を要請するものとする。

3　前２項の規定は、市町村等が直接他の市町村等に応援を要請することを妨げない。この場合において、応援を要請した市町村等は、その旨を県に報告するものとする。

4　応援を要請された市町村等は、可能な限りこれに応じ、応援を行うものとする。

（自主的な応援）

第４条　緊急に応援を行う必要があると認めた市町村等は、自主的に応援を行うことができるものとする。この場合において、応援を行う市町村等は、その旨を県に報告するものとする。

（経費負担等）

第５条　応援に要する経費は、原則として、応援を要請した市町村等が負担するものとし、その支払い方法等については、応援を要請した市町村等と応援を行う市町村等の間で協議し、決定するものとする。

2　応援を行う市町村等が、第２条第３項第三号の焼却、破砕等を実施した後の残さについては、応援を要請した市町村等が引き取ることを原則とするが、応援を要請する市町村等と応援を行う市町村等の間の協議により、応援を行う市町村等が処理することを妨げない。

（災害廃棄物処理体制の整備及び情報交換）

第６条　市町村等は、災害の発生に備えて一般廃棄物処理施設の能力を確保するとともに、施設の耐震化や浸水対策に努めるものとする。

2　市町村等は、平常時から、災害等発生時における応援が円滑に行われるよう、必要な情報を相互に交換するなど、情報の共有に努めるものとする。

（この協定の締結に係る市町村等の同意の方法）

第７条　この協定の締結に係る別表１及び別表２に掲げる市町村等の同意は、県宛ての協定締結に係る同意書（別記様式第２号）に記名押印することにより証するものとする。

2　県は、県が記名押印した協定書及び前項の同意書を編綴して協定書本書として保有し、その写しを作成の上、市町村等に配付するものとする。

（地位の承継）

第８条　この協定を締結した市町村の合併並びに一部事務組合の構成団体である市町村の廃置分合及び共同処理する事務の変更等により、当該市町村等の地位を承継した者は、この協定に係る当該市町村等の地位を承継するものとする。

（協議）

第９条　この協定に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

令和３年６月１８日

福島県福島市杉妻町２番１６号
福島県知事 内堀 雅雄
別表１及び２の県内市町村及び
別表２一部事務組合の長等

別表１

No.	市町村名	No.	市町村名	No.	市町村名
1	福島市	21	檜枝岐村	41	塙町
2	会津若松市	22	只見町	42	鮫川村
3	郡山市	23	南会津町	43	石川町
4	いわき市	24	北塩原村	44	玉川村
5	白河市	25	西会津町	45	平田村
6	須賀川市	26	磐梯町	46	浅川町
7	喜多方市	27	猪苗代町	47	古殿町
8	相馬市	28	会津坂下町	48	三春町
9	二本松市	29	湯川村	49	小野町
10	田村市	30	柳津町	50	広野町
11	南相馬市	31	三島町	51	楢葉町
12	伊達市	32	金山町	52	富岡町
13	本宮市	33	昭和村	53	川内村
14	桑折町	34	会津美里町	54	大熊町
15	国見町	35	西郷村	55	双葉町
16	川俣町	36	泉崎村	56	浪江町
17	大玉村	37	中島村	57	葛尾村
18	鏡石町	38	矢吹町	58	新地町
19	天栄村	39	棚倉町	59	飯舘村
20	下郷町	40	矢祭町		

別表２

No.	一部事務組合名	No.	一部事務組合名
60	川俣方部衛生処理組合	67	白河地方広域市町村圏整備組合
61	伊達地方衛生処理組合	68	喜多方地方広域市町村圏組合
62	須賀川地方保健環境組合	69	安達地方広域行政組合
63	東白衛生組合	70	会津若松地方広域市町村圏整備組合
64	石川地方生活環境施設組合	71	双葉地方広域市町村圏組合
65	田村広域行政組合	72	南会津地方環境衛生組合
66	相馬方部衛生組合		

25　自治体スクラム支援会議における災害時相互援助協定

自治体スクラム支援会議は、平成２３年３月１１日に発生した、東日本大震災で被災した南相馬市に対し、当時、杉並区と災害時相互援助協定等を締結していた自治体が連携・協力して支援を行ったことをきっかけとして発足し、その後、この取組に賛同する自治体を加え現在に至っている。

東日本大震災では、住民の生命と財産を守る基礎自治体の役割の重要性を再認識させられるとともに、被災した自治体のみで対応が困難な災害に対しては、被災していない自治体間による相互支援の仕組みがある「自治体スクラム支援（水平的支援）」が有効に機能することが明らかとなった。

震災から１０年が経過するに当たり、自治体スクラム支援会議に参加する各自治体の災害対応力を高めるとともに、災害が発生した際の相互援助の協力体制を強化するため、本協定を締結する。

（協定の目的）

第１条　自治体スクラム支援会議に参加する名寄市、北塩原村、南相馬市、小千谷市、東吾妻町、青梅市、南伊豆町、忍野村、杉並区（以下「スクラム自治体」という。）は、前文の趣旨を尊重し、スクラム自治体の中で災害により被災した自治体に対し、被災していない自治体が相互に協力し、応急対策及び復旧対策等を円滑に遂行することを目的とする。

（連携する事項）

第２条　スクラム自治体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して推進する。

（１）　スクラム自治体間で、日頃から友好交流を深めること。

（２）　災害発生時において、可能な範囲の支援を行うこと。

（３）　基礎自治体間の水平的支援を促進すること。

（４）　その他、自治体スクラム支援の趣旨にのっとった事項に関すること。

２　スクラム自治体は、前項各号に定める事項を推進するため、定期的に会議（自治体スクラム支援会議及び同担当者会議）を開催し、具体的な支援方法の検討及び策定のほか、情報交換を行うもとのとする。

（取組）

第３条　前条の事項を推進するため、次のとおり取り組むものとする。

（１）　スクラム自治体間での住民・職員の交流を通して、風土や人情への理解を深めるよう努めること。

（２）　災害時に迅速かつ適切に支援が行えるように、「自治体スクラム支援会議における災害時の受援・支援計画」の確認と理解を重ねるなど、平時の準備に努めること。

（３）　災害時の支援は、物的な支援、人的な支援、その他必要な支援とし、支援の方法について、受援自治体に負担が生じない方法の選択に努めること。

（４）　スクラム自治体以外の基礎自治体から、スクラム自治体を通じて支援要請を受けた場合も、可能な範囲で支援に努めること。

（５）　災害時の基礎自治体間の水平的支援を促進するため、スクラム自治体と関係する基礎自治体と連携し、災害救助法の改正を国に要望するよう努めること。

（支援の要請）

第４条　スクラム自治体のうち、いずれかが被災し、応急対策及び復旧対策等に必要な物資、資材、人員等に不足をきたす場合、被災した自治体は、被災していない自治体に対して支援を要請できるものとする。なお、被害が甚大である場合、被災していない自治体は、被災した自治体からの要請を待たずして支援することができるものとする。

（支援内容）

第５条　前条の規定による支援内容は、次に掲げるものとする。

（１）　物的援助

ア　食料品

イ　生活必需品

ウ　応急対策用資器材

エ　燃料

オ　医療品

（２）　人的援助
ア　職員の派遣
イ　ボランティアの斡旋
ウ　避難住民の受入
エ　小・中学校への児童・生徒の臨時的受入
（３）　その他養成のあった事項
（費用負担）
第６条　第２条第１項第２号のきていによるしえんに要した費用は、原則として支援を受けたスクラム自治体の負担とすることとし、災害復旧後、支援を行ったスクラム自治体と協議の上、速やかに清算するものとする。
（支援物資等の情報交換）
第７条　スクラム自治体は、平時において、スクラム自治体の地域防災計画を相互共有するなど、支援内容に関する情報を相互に交換するものとする。
（協議等）
第８条　この協定に定めのない事項については、スクラム自治体で協議の上、決定するものとする。
２　この協定の実施に関し必要な事項は、スクラム自治体の防災担当者が協議して別に定めるものとする。
（その他）
第９条　この協定は、スクラム自治体が災害対策基本法（昭和３６年法律２２３号）第５条の２及び第８条第２項第１２号の規定により、別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

この協定の締結を証するため、本書９通を作成し、各自治体の長が署名の上、各自１通を保有する。

令和４年５月２０日

北海道名寄市大通南一丁目１番地
名寄市
代表者　名寄市長　加藤　剛士

福島県耶麻郡北塩原村大字北山字姥ケ作３１５１番地
北塩原村
代表者　北塩原村長　遠藤　和夫

福島県南相馬市原町区本町二丁目２７番地
南相馬市
代表者　南相馬市長　門馬　和夫

新潟県小千谷市城内二丁目７番５号
小千谷市
代表者　小千谷市長　大塚　昇一

群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町１０４６番地
東吾妻町
代表者　東吾妻町長　中澤　恒喜

東京都青梅市東青梅一丁目１１番地の１
青梅市
代表者　青梅市長　浜中　啓一

静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂３１５４番地の１
南伊豆町
代表者　南伊豆町長　岡部　克仁

山梨県南都留群忍野村忍草１５１４番地
忍野村
代表者　忍野村長　天野　多喜雄

東京都杉並区阿佐谷南一丁目１５番１号
杉並区
代表者　杉並区長　田中　良

26　大規模災害時における「ふくしま災害時相互応援チーム」による相互応援等に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の２の規定に基づき、一の市町村では対応困難な大規模災害が発生した場合において、県内被災市町村からの要請及び「応急対策職員派遣制度（平成 30 年３月 23 日施行 ）」による決定連絡等により、福島県（以下「県」という。）と福島県内市町村とが「ふくしま災害時相互応援チーム」として連携して実施する被災市町村への人的応援に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において使用する次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

⑴　災害　災害対策基本法第２条第１号に定める災害

⑵　大規模災害　震度６弱以上の地震又はそれに相当する大規模な災害

⑶　市町村　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第１条の３第２項に定める普通地方公共団体である市町村

⑷　応援　被災市町村への人的応援

⑸　ふくしま災害時相互応援チーム　被災市町村を応援する際の県と県内市町村との連携体

⑹　国要綱　「応急対策職員派遣制度に関する要綱」

⑺　対口支援団体　前号の要綱に定める団体

⑻　独自申出による応援　被災市町村を域内に含む都道府県からの特段の要請により実施する応援

（応援対象業務）

第３条　県内の市町村が被災した場合は、原則として本協定以外の仕組み等において、応援対象とならない業務のうち当該市町村が必要とする業務を「ふくしま災害時相互応援チーム」による応援対象とする。

２　県外の市町村が被災し、対口支援団体として 「ふくしま災害時相互応援チーム」による応援を実施する場合は、国要綱に基づく調整により応援が必要とされた業務を対象とする。

３　独自申出に対する「ふくしま災害時相互応援チーム」による応援は、要請のあった業務を対象とする。

（情報連絡員の派遣）

第４条　県は、県内市町村において大規模災害が発生した場合、被災市町村における応援ニーズ等を把握するため、当該市町村に情報連絡員を派遣する。

２　県は、県外市町村において大規模災害が発生し、独自申出による応援に先立ち必要がある場合は、県外被災市町村における応援ニーズ等を把握するため、情報連絡員を派遣する。

（応援要請等）

第５条　県内の市町村は、自らの市町村域において対応困難な大規模災害が発生し、「ふくしま災害時相互応援チーム」の応援が必要となった場合は、情報連絡員と調整の上、県に対して応援を要請するものとする。

２　県外被災市町村への応援は、国要綱に基づく対口支援団体としての決定連絡又は県外被災市町村を域内に含む都道府県から特段の要請があった場合とする。

（応援の調整）

第６条　前条により応援要請等があった場合は、県は速やかに県職員の派遣調整を行うとともに県内市町村に対して「ふくしま災害時相互応援チーム」への参加を依頼するものとする。

２　前項の依頼を受けた県内市町村「ふくしま災害時相互応援チーム」への参加の可否を県に回答するものとする。

３　前項の回答を受け、県は「ふくしま災害時相互応援チーム」の応援計画を調整し、その結果を県内市町村に連絡するものとする。

（応援の実施）

第７条　前条の調整後、県と県内市町村は、それぞれ直ちに被災市町村へ職員を派遣し、派遣された職員は「ふくしま災害時相互応援チーム」として応援を実施するものとする。

（応援期間）
第８条　「ふくしま災害時相互応援チーム」による応援は、原則として大規模災害発生から１月程度を目途とする。ただし、業務の進捗状況等により特に必要と認められる場合は、被災市町村と県が調整した上で期間を延長することができるものとする。
２　前項により期間が延長される場合、再度第６条に定める調整を行うものとする。
（職員の派遣期間）
第９条　「ふくしま災害時相互応援チーム」に参加する職員の派遣期間は各１月未満とする。
２　職員の派遣期間の決定に当たっては、応援の継続性に配慮するものとする。
（県の役割）
第 10 条　県は、「ふくしま災害時相互応援チーム」による応援が円滑に実施できるよう、情報連絡員をはじめとした職員の派遣、被災地に関する情報の収集及び「ふくしま災害時相互応援チーム」の応援調整等に努めるものとする。
（市町村の役割）
第 11 条　県内市町村は、第６条第１項による依頼があった場合は、「ふくしま災害時相互応援チーム」への参加を検討するものとする。
（服務）
第 12 条　「ふくしま災害時相互応援チーム」へ参加する職員の服務は、派遣元の地方公共団体の関係規定を適用する。
（公務災害補償）
第 13 条　「ふくしま災害時相互応援チーム」へ参加する職員の公務災害補償の手続等は、派遣元の地方公共団体が行うものとする。
（応援に要する経費の負担）
第 14 条　県内被災市町村への応援に要した経費は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）等に基づく支弁を受けた場合等を除き、原則として「ふくしま災害時相互応援チーム」の応援を受けた市町村が負担するものとする。
２　「ふくしま災害時相互応援チーム」の応援を受けた市町村が応援に要した経費を支弁するいとまがない場合は、「ふくしま災害時相互応援チーム」に参加した県及び県内市町村に、当該経費の一時繰替支弁を求めることができるものとする。
３　対口支援団体等として県外被災市町村への応援を実施した場合に要した経費の負担は、国要綱等の定めによるものとする。
（平時の取組）
第 15 条　県と県内市町村は、被災市町村に対する円滑な応援の実施に向け、平時から必要な取組を行うものとする。
（受援担当）
第 16 条　県内市町村は、大規模災害発生時に第４条第１項に基づいて派遣される情報連絡員との調整等を行うため、平時から受援担当を決定し、県及び県内市町村と共有するものとする。
（他の協定との関係）
第 17 条　この協定は、県及び県内市町村が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。
（協議事項）
第 18 条　この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、県及び県内市町村がその都度協議して定めるものとする。
（その他）
第 19 条　この協定の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附　則
１　この協定は令和５年１０月２４日から適用する。
２　この協定の成立は、県知事及び県内市町村長の同意書をもって証する。

４－７　災害協定（民間等）

No.	ページ	相手方	協定名	内容	締結日	初締結日
1	562	原町商店連合会	災害時における生活必需物資等の供給協力に関する協定書	物資の供給	H18.08.02	H13.07.31
2	563	イオンスーパーセンター(株)	災害時における生活必需物資等の供給協力に関する協定	物資の供給	H21.10.09	
3	564	社団法人 福島県エルピーガス協会相双支部	災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書	物資の供給	H21.10.16	
4	565	(株)カインズ	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	物資の供給	H24.02.29	
5	567	NPO 法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定書	物資の供給	H26.03.14	
6	569	(株)キクチ	災害時における生活物資等の供給協力に関する協定	生活物資の供給協力	H20.09.09	
7	570	㈱ヨークベニマル	災害時における生活物資等の供給協力に関する協定	生活物資等の供給協力	H29.12.05	
8	571	㈱ダイユーエイト	災害時における物資供給に関する協定書	物資の供給協力	R 元.07.16	
9	573	福島県葬祭業協同組合福島県霊柩自動車組合	災害時における葬祭用品の調達、遺体の処理及び搬送等に関する協定	葬祭用品の調達、遺体の処理及び搬送等	0R5.02.14	
10	575	公益社団法人福島県トラック協会相双支部	災害時における支援物資の物流に関する協定書	物資の受入れ、管理、仕分、輸送	H26.03.14	
11	577	南相馬市原町建設業組合	災害応急対策の協力に関する協定	応急工事	H21.03.19	S62.12.22
12	578	南相馬市管工事協同組合	地震等災害時の応急給水及び復旧工事に関する協定	応急工事	H18.08.02	S58.11.01
13	580	南相馬市小高建設業組合	災害応急対策の協力に関する協定	応急工事	H30.04.02	H20.09.01
14	581	南相馬市鹿島建設業組合	災害応急対策の協力に関する協定	応急工事	H20.09.01	
15	582	関場建設(株)協力会 マルセ清和会	地域緊急災害時の支援協力に関する協定書	重機・資材調達応急工事	H21.05.29	
16	583	全建総連原町	災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定書	被災住宅の応急修理等	R03.11.15	
17	584	南相馬市測量設計業協同組合	災害時における被害状況調査の応援に関する協定	被害状況調査	R02.10.22	
18	585	公益社団法人福島県柔道整復師会	災害時の施術救護活動についての協定書	医療救護	H29.08.23	H13.04.09
19	587	原町市医師会	災害時の医療救護活動についての協定書	医療救護	H14.01.16	
20	589	南相馬市歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動についての協定書	医療救護	H18.09.06	H13.04.09
21	591	福島県福祉機器協会	福祉避難所における福祉機器等の供給に関する協定書	福祉避難所への福祉機器の供給	H27.06.29	
22	592	市内タクシー事業者（６社）	災害時における緊急輸送等に関する協定書	要配慮者等の輸送協力	H30.03.20	
23	604	南相馬市旅館ホテル組合	災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	妊産婦等への避難場所提供	R02.10.22	
24	606	あぶくま信用金庫	災害時における支援協力に関する協定書	一時避難場所としての施設使用等	R03.07.09	

4　条例、協定等

No.	ページ	相手方	協定名	内容	締結日	初締結日
25	608	東北地方整備局磐城国道事務所	磐城国道事務所と南相馬市における災害時の相互応援に関する協定書	大規模災害時の相互応援	R02.11.25	
26	609	（社福）伸生福祉会特別養護老人ホーム長寿荘	災害時等における施設避難場所に関する協定書	施設避難場所の提供	R02.08.01	
27	611	日本アマチュア無線連盟・南相馬アマチュア無線クラブ	災害非常無線通信の協力に関する協定	情報の収集・伝達	H18.08.24	S58.07.04
28	612	国土交通省東北地方整備局	災害時の情報交換に関する協定	職員（リエゾン）の派遣	H26.03.07	
29	613	東北電力ネットワーク(株)相双電力センター	大規模災害時の相互協力に関する協定書	電力設備の円滑復旧	R02.08.19	H21.06.01
30	615	日産自動車ほか１自治体３社	災害連携に関する取り決め書	電気自動車等の貸与	R05.03.22	
31	618	福島県社会保険労務士会	大規模災害時における労務・社会保険等の相談に関する協定	労務や社会保険等の相談	H30.02.21	
32	620	南相馬市内郵便局	災害発生時における南相馬市と南相馬市内郵便局の協力に関する協定	災害特別事務	H27.11.20	H18.10.11
33	622	相馬地方市町村消防団	相馬地方市町村消防団相互応援協定	水、火災、非常事態発生の相互応援	H18.06.23	
34	623	社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会	南相馬市災害ボランティアセターの設置及び運営に関する協定	災害ボランティアセンターの設置	R03.07.12	
35	625	相馬地方広域消防本部	災害時等における福島県消防防災ヘリコプターの離着陸場の使用に関する協定	災害時のヘリ離着陸場	R03.03.31	
36	626	南相馬ロボット産業協議会	災害時における無人航空機（ドローン）等の運用に関する協定	無人航空機等による災害情報収集等	R03.04.28	
37	628	東日本旅客鉄道株式会社水戸支社	地震等大規模災害に関する基本覚書	災害時の対応	H24.08.09	
38	－	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定　※協定書非公開	迅速な情報提供	R02.08.05	

1　災害時における生活必需物資等の供給協力に関する協定書

地震等大型災害の発生に際し生活必需物資等の確保を図るため、南相馬市（以下「甲」という。）と原町商店連合会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（総則）

第１条　この協定は、南相馬市地域防災計画に基づき、災害等が発生した場合において、甲乙間で行われる生活必需物資等の供給等に関し、迅速かつ円滑に行うため、その必要な手続き等について定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時における応急措置のため、緊急に生活需要物資の確保を図る必要が生じたときは、乙加盟商店の保有する物資等の調達を要請するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、加盟店が保有する物資を優先的に供給するものとする。

（物資の種類）

第４条　緊急に調達する物資は次のとおりとし、乙の取り扱っているものの内から甲が必要と認めたもの。

（１）　医薬品
（２）　電化製品
（３）　食料品関係
（４）　衣類・一般生活用品
（５）　その他物品

（調達要請の方法）

第５条　甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、文書により乙に要請するものとする。ただし緊急を要するときは、口頭で要請し、事後文書を提出するものとする。

（物資の価格）

第６条　物資の価格は、災害発生直前の適正な価格とする。

（物資の引き取り）

第７条　物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとし、当該場所において甲の指定する者が調達物資を確認の上これを引き取るものとする。なお甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし期間満了の３ヶ月前までに甲、乙双方とも何ら申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、双方記名押印の上、その１通を保有する。

平成１８年８月２日

甲　　南相馬市長　渡辺　一成
乙　　原町商店連合会　会長　鈴木　清重

２　災害時における生活物資等の供給協力に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、南相馬市地域防災計画に基づき、南相馬市内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、南相馬市（以下「市」という。）がイオンスーパーセンター株式会社イオンスーパーセンター南相馬店（以下「イオン」という。）に対し、生活物資等の供給協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（物資供給の協力要請）

第２条　災害時において、市が物資を必要とするとき、市はイオンに対し物資の供給協力を要請することができる。

２　イオンは、前項の要請を受けたときは、物資を優先的に供給、運搬するものとする。

（物資の種類）

第３条　この協定に基づく物資の種類は、次のとおりとする。

（１）　食料品

（２）　炊事用具

（３）　食器類

（４）　日用雑貨

（協力要請の手続き）

第４条　市が物資の供給を受けようとするときは、文書によりイオンに要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第５条　イオンが提供した物資の対価及び運搬の費用は、市が負担する。

２　費用の額は、災害発生直前の適正な価格を基準とし、物資を市が受け取った後、市とイオンが協議のうえ決定する。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、市とイオンが協議して定める。

（適用）

第７条　この協定は、平成２１年１０月９日から適用する。

平成２１年１０月９日

福島県南相馬市原町区本町二丁目２７番地
南相馬市長　渡辺　一成
岩手県盛岡市菜園一丁目１１番地の５
イオンスーパーセンター株式会社
代表取締役社長　奥野　善徳

３　災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書

南相馬市（以下「甲」という。）と社団法人　福島県エルピーガス協会相双支部（以下「乙」という。）は、災害時における生活必需物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時（地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合をいう。）に甲と乙が協力して市民生活の安定を図るため、生活必需物資の供給協力等に関する事項について定めたものとする。

（生活必需物資供給の協力要諦）

第２条　災害時において甲が生活必需物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有部品の供給について協力を要請することができる。

（生活必需物資供給の協力実施）

第３条　乙は前条の規定により甲から要請を受けた時は、保有部品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（生活必需物資の種類）

第４条　供給を受ける生活必需物資は次のものとする。

１　LP ガスの供給

２　LP ガス消費機器類

（生活必需物資供給の要請方法）

第５条　甲の乙に対する生活必需物資の要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（生活必需物資の運搬）

第６条　生活必需物資の運搬は、甲が指定する場所に乙が運搬するものとし、甲は当該運搬場所で物資を確認の上、受領するものとする。

（費用）

第７条　乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとし、価格は災害発生時直前の市場価格とする。

（連絡担当部署）

第８条　甲及び乙は、あらかじめ協定に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したとき、または発生のおそれがある場合に速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（協議）

第９条　甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために、定期的に協議を行うものとする。

（その他）

第 10 条　この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２１年１０月１６日

甲　南相馬市原町区本町二丁目 27 番地
　　南相馬市長　　渡辺　一成

乙　南相馬市原町区橋本町一丁目 35 番地
　　社団法人福島県エルピーガス協会相双支部
　　支部長　　松本　忠之

4　災害時における生活物資の供給協力に関する協定

南相馬市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に甲と乙が相互に協カして市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第２条　災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

（１）　日用品等の生活必需品

（２）　災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第４条　甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

２　甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

２　乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第６条　生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

２　甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第８条　生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払 うものとす る。

（情報交換）

第９条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第 11 条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２４年２月２９日

甲　福島県南相馬市原町区本町二丁目２７番地
　　福島県南相馬市長　　桜井　勝延
乙　群馬県高崎市高関町３８０
　　（株）カインズ
　　代表取締役社長　　土屋　裕雅

5　災害時における物資供給に関する協定書

南相馬市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害、原子力災害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1)　別表に掲げる物資

(2)　その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　第３条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第６条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第７条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　第６条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第９条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２６年３月１４日

甲　　福島県南相馬市原町区本町二丁目２７番地
南相馬市長　桜井　勝延

乙　　新潟県新潟市南区清水４５０１番地１
NPO 法人　コメリ災害対策センター
理事長　　捧　賢一

６　災害時における生活物資等の供給協力に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、南相馬市地域防災計画に基づき、南相馬市内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、南相馬市（以下「市」という。）が株式会社キクチ（以下「キクチ」という。）に対し、生活物資等の供給協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（物資供給の協力要請）

第２条　災害時において、市が物資を必要とするとき、市はキクチに対し物資の供給協力を要請することができる。

２　キクチは、前項の要請を受けたときは、物資を優先的に供給、運搬するものとする。

（物資の種類）

第３条　この協定に基づく物資の種類は、次のとおりとする。

（１）　食料品

（２）　炊事用具

（３）　食器類

（４）　日用雑貨

（協力要請の手続き）

第４条　市が物資の供給を受けようとするときは、文書によりキクチに要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第５条　キクチが提供した物資の対価及び運搬の費用は、市が負担する。

２　費用の額は、災害発生直前の適正な価格を基準とし、物資を市が受け取った後、市とキクチが協議のうえ決定する。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、市とキクチが協議して定める。

（適用）

第７条　この協定は、平成２０年９月９日から適用する。

平成２０年９月９日

南相馬市原町区本町二丁目２７番地
南相馬市長　渡辺　一成
相馬市中村字宇多川１７番地
株式会社　キクチ
代表取締役社長　菊池　逸夫

７　災害時における生活物資等の供給協力に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、南相馬市地域防災計画に基づき、南相馬市内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、南相馬市（以下「甲」という。）が株式会社ヨークベニマル（以下「乙」という。）に対し、生活物資等の供給協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（物資供給の協力要請）

第２条　災害時において、甲が物資を必要とするとき、甲は乙に対し物資の供給協力を要請することができる。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、物資を優先的に供給、運搬するものとする。

（物資の種類）

第３条　この協定に基づく物資の種類は、次のとおりとする。

（１）　食料品

（２）　炊事用具

（３）　食器類

（４）　日用雑貨

（協力要請の手続き）

第４条　甲が物資の供給を受けようとするときは、文書により乙に要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第５条　乙が提供した物資の対価及び運搬の費用は、甲が負担する。

２　費用の額は、災害発生直前の適正な価格を基準とし、物資を甲が受け取った後、甲と乙が協議のうえ決定する。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定める。

（適用）

第７条　この協定は、平成２９年１２月５日から適用する。

平成２９年１２月５日

甲　福島県南相馬市原町区本町二丁目２７番地
　　南相馬市長　桜井　勝延

乙　福島県郡山市朝日二丁目１８番２号
　　株式会社ヨークベニマル
　　代表取締役社長　真船　幸夫

８　災害時における物資の供給協力に関する協定書

南相馬市（以下「甲」という。）と株式会社ダイユーエイト（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害等が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、南相馬市内における災害時に、甲は乙の協力を得て、被災者に対し迅速かつ円滑に物資を供給することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において必要があると認めるときは、別に定める「災害時生活物資要請書」をもって、乙に対し協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等で要請し、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、優先的かつ速やかに、甲に物資の供給を行うものとする。

（物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次のとおりとする。

（１）　日用品等

（２）　応急対策用資機材等

（３）　その他、乙が保有し、供給可能な物資等

（物資の運搬、引渡し）

第５条　物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する際には、車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

３　甲は、当該引渡し場所に甲の職員又は甲の指定する者等を派遣し、物資の確認を行い、受領するものとする。

４　乙は、物資の引渡しが終了した後、次に掲げる事項を速やかに別に定める「災害時生活物資供給完了報告書」により甲に報告するものとする。

（１）　引渡しの日時及び場所

（２）　引渡しに係る物資の品目及び数量

（費用負担）

第６条　乙が供給した物資の費用及び引渡し場所までの運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

２　費用の額は、災害発生直前における価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第７条　甲は、前条の規定により決定された費用について、乙から請求書を受理したときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡責任者）

第８条　この協定の円滑な実施を図るため、甲と乙は、それぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては危機管理課長の職にある者を、乙にあっては総務グループマネジャーの職にある者を当該責任者とする。また、平時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行うものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする、ただし、有効期間満了の１箇月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の申し出がないときは、この協定は更に１年間延長されたものとみなし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものと

する。

令和元年７月１６日

甲　福島県南相馬市原町区本町二丁目２７番地
南相馬市長　　門馬　和夫
乙　福島県福島市太平寺字堰ノ上５８番地
株式会社　ダイユーエイト
代表取締役社長　浅倉　俊一

9　災害時における葬祭用品の調達、遺体の処理及び搬送等に関する協定

南相馬市(以下「甲」という。)、福島県葬祭業協同組合(以下「乙」という。)及び福島県霊柩自動車組合(以下「丙」という。)は、南相馬市域において、地震、風水害、原子力災害その他の災害発生時(以下「災害時」という。)における葬祭用品の調達、遺体の処理及び搬送等(以下「葬祭用品の調達等」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第１条　この協定は、南相馬市地域防災計画に基づき、甲からの要請に基づき葬祭用品の調達等を円滑に実施するため、 乙及び丙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第２条　甲は、災害時における葬祭用品の調達等について、乙及び丙に対し、協力を要請することができるものとする。

２　甲の要請の方法は、乙及び丙に対し、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、事後文書を提出するものとする。

(要請する業務の範囲)

第３条　前条に規定する要請に基づき、乙及び丙が実施する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。

(1)　棺(付属品を含む。)、ドライアイス、防腐剤、骨つぼその他葬祭用品の供給

(2)　遺体の処理(洗浄・縫合・消毒・防腐)に関する役務の提供

(3)　遺体安置施設等の提供

(4)　遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体の搬送

(5)　その他必要とする事項

(実施)

第４条　乙及び丙は、甲から葬祭用品の調達等の要請を受けたときは、要請事項を実施するための措置を速やかに取るものとする。

２　乙及び丙は、前項の規定により甲の要請事項を実施した場合は、甲に対し、その状況を文書で報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で報告し、事後文書を提出するものとする。

(経費)

第５条　甲は、第３条の規定により乙及び丙が実施した業務に係る経費(以下「経費」という。)を負担するものとする。

２　前項の規定により甲が負担する経費は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を原則とするが、これにより難い場合には、 甲乙丙協議の上決定するものとする。

(経費の請求)

第６条　乙及び丙は、業務が完了したときは、業務実績を集計し、甲に対しそれぞれ一括して経費を請求するものとする。

(経費の支払い)

第７条　甲は、前条の規定により乙及び丙から経費の請求を受理した場合は、乙及び丙に対し速やかに経費を支払うものとする。

(支援体制の整備)

第８条　乙及び丙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、支援体制の整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第９条　この協定の実施に際し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第 10 条　この協定の実施に際し、必要な手続きその他の事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙丙協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間・解除)

第 11 条　この協定の有効期間は、 協定締結日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日から１か月前までに、甲乙丙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和５年２月 14 日

甲　福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地
南相馬市
南相馬市長　門馬　和夫

乙　福島県白河市大工町 33
　　福島県葬祭業協同組合
　　理事長　鎌田　淳一
丙　福島県白河市大観音前 39
　　福島県霊柩自動車組合
　　組合長　渡辺　章

10　災害時における支援物資の物流に関する協定書

南相馬市（以下「甲」という。）と公益社団法人福島県トラック協会相双支部（以下「乙」という。）と災害時等における物資等の受け入れ、管理、仕分け及び輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害、原子力災害その他の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、又は他の市町村の区域において災害が発生し応援を行う場合等（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙の相互協力により、食糧、生活必需物資、医薬品、防災資機材その他の緊急輸送を要する物資（以下「物資」という。）の物流を迅速かつ確実に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第２条　甲は、乙に対し、災害時等において次の業務の実施を要請するものとし、乙は、甲から要請を受けたときは、特別の事情がない限り通常業務に優先して最大限の協力を行うものとする。

(1)　甲が開設する物資の受入れ等に係る物流拠点施設（以下「拠点施設」という。）における物資の受入れ、管理及び仕分け

(2)　乙が市内に所有する倉庫（以下「倉庫」という。）の使用

(3)　拠点施設及び倉庫における在庫状況の把握及び甲への報告

(4)　支援物資の避難所等への輸送

（業務の要請）

第３条　甲は、災害時等において必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面により、乙に対し要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は電話等により要請し、事後すみやかに書面を提出するものとする。

(1)　物資の輸送を必要とする理由及び期間

(2)　物資の種類、数量及び輸送先

(3)　倉庫を使用する理由及び期間

（業務の報告）

第４条　乙は、前条の業務を実施したときは、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1)　従事した車両の種類、台数及び作業員の数

(2)　従事した日時、走行距離及び輸送先

(3)　輸送した支援物資の種類、数量等

(4)　倉庫の使用期間

(5)　その他、物資等の受入れ、仕分け等に必要な資機材の使用状況

（費用の負担）

第５条　第３条の業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　費用の算出に当たっては、貨物自動車運送事業法の規定により国土交通大臣に届出した額など災害発生時の直前における価格を基準として、甲乙協議の上定めるものとする。

（費用の請求）

第６条　乙は、前条の費用を請求するときは、別に定める請求書に費用の明細書を添えて甲に提出するものとする。

２　前条の請求の時期については、甲乙協議の上定めるものとする。

（事故等の報告）

第７条　乙は、この協定に基づく業務を遂行にするために使用した事業用自動車が故障その他の理由により運行を中断したときは、すみやかに当該自動車を交換して運行を継続しなければならない。

２　乙は、この協定に基づく業務の遂行に際し事故が発生したときは、甲に対しすみやかにその状況を報告するものとする。

（損害賠償）

第８条　乙は、この協定に基づく業務の遂行に際し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

（防災訓練への参加）

第９条　乙は、甲が実施する防災訓練に参加し、災害時等における対応に万全を期すよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第 10 条　甲と乙は、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとする。

（実施細目）

第 11 条　この協定の実施に関し必要な細目は、別途定めるものとする。

（協議）

第 12 条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第 13 条　この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が署名押印の上、各自１通を保有する。

平成２６年３月１４日

甲　　南相馬市原町区本町二丁目２７番地
　　南相馬市長　桜井　勝延

乙　　相馬市赤木字松ヶ沢１４４番地の７
　　公益社団法人福島県トラック協会
　　相双支部
　　支部長　鎌田　武雄

11　災害応急対策の協力に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、南相馬市地域防災計画に基づき、南相馬市内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、南相馬市（以下「市」という。）が南相馬市原町建設業組合（以下「組合」という。）に対し、応急対策の実施について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第２条　この協定の対象となる災害は、地震、津波、大雨その他自然現象及び大規模な事故等によるもので、市が協力を要請する必要があると認める場合の災害とする。

（協力業務の内容）

第３条　この協定に基づく、協力業務の内容は次のとおりとする。

(1)　被災情報の収集及び連絡

(2)　障害物除去用等の重機 ・資機材等の調達

(3)　応急復旧工事の実施

（統制）

第４条　組合は、前条の規定により協力業務を行う場合は、市の統制に従うものとする。

（協力費用の負担）

第５条　災害発生時において、第３ 条第２号及び第３号に掲げる協力業務の実施に要した費用は、市が負担することとする。ただし、市の統制によらないものは、この限りではない。

２　費用の額は、災害発生直前の適正な価格を基準とし、協力業務が完了した後、市と組合が協議のうえ決定する。

（協議）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市と組合が協議して定めるものとする。

（適用）

第７条　この協定は、平成２１年３月１９日から適用する。

平成２１年３月１９日

南相馬市原町区本町二丁目２７番地
南相馬市長　渡辺　一成
南相馬市原町区錦町一丁目３３番地
南相馬市原町建設業組合
組合長　　関場　啓

12　地震等災害時の応急給水及び復旧工事に関する協定

南相馬市水道事業管理者（以下「甲」という。）と南相馬市管工事協同組合理事長（以下「乙」という。）とは、災害時における応急給水業務及び応急復旧業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害、その他の大規模災害（以下「地震等災害」という。）により、水道施設に被害が発生し給水が不可能になったとき、甲乙協力して、市民への飲料水の供給を迅速に実施するために必要な手続きを定 めるものとする。

（協カ要請）

第２条　甲は、市内に地震等災害が発生し、特に乙の出動を必要とする場合は、乙に対し応急給水等の協力要請をすることができる。

（協定業務）

第３条　地震等災害時に、甲の依頼により実施する乙の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　応急給水に関すること。

(2)　水道施設の復旧工事に関すること。

(3)　その他甲から依頼のあった業務に関すること。

（要請手続き）

第４条　応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で要請するものとする。ただし、正式の文書をもって要請する暇がないときは口頭、電話等により行い文書を省略することができるものとし、後日速やかに正式の文書を送付するものとする。

(1)　地震等災害の状況

(2)　希望する職種別人員及び派遣期間等

(3)　希望する機材の品名、規格及び数量

(4)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援体制）

第５条　乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急給水等を行うための体制を確立のうえ必要な人員、機材等を出動させ、甲の指示に従い応急措置に協力するものとする。

（相互協力）

第６条　甲及び乙は、地震等災害の状況により、協議して応急給水担当と復旧工事担当にわかれ従事するものとする。

（相互連絡）

第７条　乙は、作業班ごとに責任者を決定し、甲と電話等により相互に連絡をとるものとする。

（応急給水）

第８条　甲は乙と協力し、給水車、給水タンク及び給水パック等による応急給水の業務を遂行するものとする。

（復旧工事）

第９条　乙は、甲の指示により水道施設の復旧工事に従事するものとする。

２　復旧工事に要する資材は、甲から支給された資材又は乙が所持する資材を甲の承認を得て使用するものとする。

３　建設機材、器具等は乙が所持しているものを使用するものとする。

（作業日誌）

第 10 条　乙は、応急給水及び復旧工事に従事したときは、作業日誌（第１号様式）及び工事写真を甲に提出するものとする。

（水質の保全）

第 11 条　乙は、応急給水及び復旧工事の際には、水質の保全に万全を期するものとする。

（費用負担）

第 12 条　この協定に基づく協力のために要する費用については、甲が負担するものとし、費用額は甲乙協議のうえ定める。

（補償）

第 13 条　第３条に定める業務中に乙が受けた乙の責によらない人的、物的損害については、甲が補償するものとする。

（有効期間）

第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の３ヶ月前までに甲、乙双方とも解除の申し出を行わない場合は、引き続き１年間効力を有するものとし、以後においても同様とする。

（協議）

第 15 条　この協定に定めのない事項及びこの協定について必要な細 目事項に ついては、甲乙両者が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１８年８月２日

甲　南相馬市原町区本町二丁目２７番地
南相馬市水道事業管理者
南相馬市長　渡辺　一成

乙　南相馬市原町区二丁目９９番地の６
南相馬市管工事協同組合
理事長　大槻　一美

13　災害復旧の協力に関する協定

南相馬市（以下「甲」という。）と南相馬市小高建設業組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急復旧の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６２条第２項に定める災害時の応急措置のため、甲が乙に協力を求める場合の手続等を定めるものとする。

（協力の要請及び受託）

第２条　甲は、南相馬市内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、応急措置について、乙に協力要請することができる。

２　乙は、前項により要請を受けた場合、災害対策基本法及び南相馬市地域防災計画並びに南相馬市水防計画の定めるところにより協力するものとする。

（統制）

第３条　乙は、前条第２項の規定により応急措置を行う場合は、甲の統制に従うものとする。

（補償）

第４条　第２条第２項の規定による応急措置中に受けた乙の損害は甲が補償するものとする。ただし、甲の統制によらないものはこの限りでない。

（協議）

第５条　この協定の実施に関し、必要が生じた場合は、甲及び乙が協議して定める。

第６条　この協定は、平成２０年９月１日から発効する。

甲及び乙は、本協定書２通を作成し、それぞれ記名捺印のうえ各自１通を保有する。

平成３０年４月２日

甲　南相馬市原町区本町二丁目２７番地
　　南相馬市長　門馬　和夫

乙　南相馬市小高区小屋木障子口５３－１
　　南相馬市小高建設業組合
　　組合長　佐藤　篤司

14　災害応急対策の協力に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、南相馬市地域防災計画に基づき、南相馬市内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、南相馬市（以下「市」という。）が南相馬市鹿島建設業組合（以下「組合」という。）に対し、応急対策の実施について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第２条　この協定の対象となる災害は、地震、津波、大雨その他自然現象及び大規模な事故等によるもので、市が協力を要請する必要があると 認める場合の災害とする。

（協力業務の内容）

第３条　この協定に基づく、協力業務の内容は次のとおりとする。

（１）　被災情報の収集及び連絡

（２）　障害物除去用等の重機・資機材等の調達

（３）　応急復旧工事の実施

（統制）

第４条　組合は、前条の規定により協力業務を行う場合は、市の統制に従うものとする。

（協力費用の負担）

第５条　災害発生時において、第３条第２号及び第３号に掲げる協力業務の実施に要した費用は、市が負担することとする。ただし、市の統制によらないものは、この限りではない。

２　費用の額は、災害発生直前の適正な価格を基準とし、協力業務が完了した後、市と組合が協議のうえ決定する。

（協議）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市と組合が協議して定めるものとする。

（適用）

第７条　この協定は、平成２０年９月１日から適用する。

平成２０年９月１日

南相馬市原町区本町二丁目２７番地
南相馬市長　渡辺　一成
南相馬市小高区飯崎字原 37 の２
南相馬市鹿島建設業組合
組合長　竹林　源綱

15　地域緊急災害時の支援協力に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、南相馬市地域防災計画に基づき、南相馬市内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、南相馬市（以下「市」という。）が関場建設株式会社協力会マルセ清和会に対し、応急対策の実施について支援協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第２条　この協定の対象となる災害は、地震、津波、大雨その他自然現象及び大規模な災害や事故が発生した場合によるもので、市が支援協力を要請する必要があると認める場合の災害とする。

（支援協力業務の内容）

第３条　この協定に基づく、支援協力業務の内容は次のとおりとする。

（１）　被災情報の収集及び連絡

（２）　緊急人道的支援協力

（３）　障害物除去用等の重機・資機材等の調達

（４）　応急復旧工事の実施

（統制）

第４条　関場建設株式会社協力会マルセ清和会は、前条の規定により支援協力業務を行う場合は、市の統制に従うものとする。

（協力費用の負担）

第５条　災害発生時において、第３条第３号及び第４号に掲げる支援協力業務の実施に要した費用は、市が負担することとする。ただし、市の統制によらないものは、この限りではない。

２　費用の額は、災害発生直前の適正な価格を基準とし、支援協力業務が完了した後、市と関場建設株式会社協力会マルセ清和会が協議のうえ決定する。

（協議）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市と関場建設株式会社協力会マルセ清和会が協議して定める。

（適用）

第７条　この協定は、平成２１年６月１日から適用する。

平成２１年５月２９日

南相馬市原町区本町二丁目２７番地
南相馬市長　渡辺　一成
南相馬市原町区錦町一丁目１番地
関場建設株式会社協力会
マルセ清和会会長　寺島　岩男

16　災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定書

南相馬市（以下「甲」という。）と、全建総連原町（以下「乙」という。）は、南相馬市内において大規模災害が発生した場合における被災住宅の応急修理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、南相馬市において、地震、津波、風水害その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合において、甲が乙に対して支援を要請する被災住宅の応急修理を迅速かつ的確に実施するため、その必要な手続き等について定めるものとする。

（支援の要請）

第２条　甲は、大規模災害が発生した場合に、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第４条第１項第６号に規定する被災した住宅の応急修理（以下「応急修理」という。）を要請する必要があると認めるときは、乙に支援を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、様式第１号により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条第１項の規定による要請があったときは、応急修理に必要となる乙の組合員の確保に努め、当該組合員の名簿を甲に提供するものとする。

２　甲は、提供された名簿を活用し、被災者に応急修理可能な事業者を案内するものとする。

（実施）

第４条　乙の組合員は、被災者から応急修理の依頼があった場合には、応急修理を優先的に実施するものとする。

（完了報告）

第５条　乙は、応急修理を完了したときは、速やかに様式第２号により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第６条　乙の組合員が実施した応急修理に要した費用（災害救助法による実費弁償の基準額の範囲内に限る。）については、当該組合員が被災者を通じて甲に請求し、甲が負担するものとする。

（被害状況の報告）

第７条　乙は、災害等が発生した場合には、乙の組合員が覚知した被害状況を収集し、甲に報告するものとする。

（乙の支援体制）

第８条　乙は、第２条第１項の規定による要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ次のとおり体制を整備しておくものとする。

(1)　緊急連絡網など、組織的な支援体制の整備

(2)　乙の組合員名簿の整備

（連絡窓口）

第９条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

２　甲及び乙は、担当責任者を定め、又は変更したときは、その氏名及び緊急連絡先を様式第３号により互いに通知するものとする。

（有効期間）

第 10 条　この協定は、協定締結の日から１年間効力を生じるものとする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は、更に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 11 条　この協定に定めるものの他、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年１１月１５日

甲　福島県南相馬市原町区本町二丁目２７番地
　　南相馬市長　　門馬　和夫

乙　福島県南相馬市原町区下太田字小原２９番地９
　　全建総連原町
　　委員長　　川崎　博祐

17　災害時における被害状況調査の応援に関する協定

南相馬市（以下「甲」という。）と南相馬市測量設計業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における被害状況調査等（以下「調査」という。）の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震、大雨等の異常な天然現象及び予期できない災害により大規模な災害等が発生した場合に、甲が管理する道路、河川等の公共土木施設、及び浸水・土砂災害発生箇所　（以下「施設等」という。）の調査に関し、乙に所属する組合員の応援に関し必要な事項を定め、もって、迅速な被害状況の把握と施設等の早期復旧に資することを目的とする。

（応援の協力依頼）

第２条　甲は、施設等が被災し、乙の応援が必要であると認めるときは、乙に対し、被害状況調査の協力を依頼することができるものとする。

（応援の内容）

第３条　乙は、甲から依頼を受けたときは、出来る限り速やかに施設等の調査を実施するものとする。

２　乙は、調査が完了したときは、速やかに甲に報告するものとする。

３　甲は、本協定に基づく乙の応援が無償による活動であることを理解し、応援の内容に対し十分配慮するものとする。

なお、調査の期間は、災害発生時から初期対応の１～２日程度とする。

（応援の実施体制）

第４条　甲及び乙は、あらかじめ本協定に基づく応援の連絡系統等の実施体制を定めるものとする。

なお、それらに変更が生じた場合には、甲及び乙は、速やかに相互に　　報告するものとする。

（経費の負担）

第５条　応援の実施に関する経費は、原則として乙が負担するものとする。

（損害の負担）

第６条　応援の実施に伴い損害が発生した場合は、乙の責任で解決するものとする。

ただし、甲、乙双方の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合には、乙はその事実及び損害発生状況を発生後遅滞なく、書面により甲に報告し、その措置について、甲、乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第７条　本協定に基づいて応援に従事した者が、作業中において負傷、罹患、又は死亡した場合の補償については、従事者の使用者の責任において行うものとする。

（事務局）

第８条　本協定の施行に関し、甲は建設部土木課に、乙は南相馬市測量設計業協同組合にそれぞれ事務局を置く。

（協議）

第９条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（雑則）

第 10 条　本協定の有効期間は、協定締結日から令和３年３月３１日までとする。

２　甲又は乙から期間満了の１ヶ月前までに別段の意思表示がない限り、本協定は、１年間同一条件で更新されるものとし、以降も同様とする。

本協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和２年１０月２２日

甲　福島県南相馬市原町区本町二丁目２７番地
南相馬市長　門馬　和夫

乙　福島県南相馬市原町区日の出町５２８番地
南相馬市測量設計業協同組合
組合長　木幡　俊一

18　災害時の施術救護活動についての協定書

南相馬市（以下「甲」という。）と、公益社団法人福島県柔道整復師会（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、南相馬市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（接骨施術救護班の派遣）

第２条　甲は南相馬市地域防災計画に基づき、施術救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、施術救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき、施術救護班を編成し 、現地の教議所等に派遣するものとする。

（災害施術救護計画の策定及び提出）

第３条　乙は、前条の定めによ る施術救護活動を実施するため、災害施術救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　前条に定める施術救護班の構成人員は、原則として次のとおりとする。

（１）　柔道整復師　　１名

（２）　その他補助員　　１名

（施術救護班の活動場所）

第４条　乙所属の施術救護班は、甲が避難所等に設置する救護所において、施術救護活動を実施するものとする。

（施術救護班の業務）

第５条　施術救護班の業務は、次のとおりとする。

（１）　施術を要する負傷者に対する応急処置

（２）　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

（３）　避難所内における軽易な患者に対する施術

（指揮指令）

第６条　施術救護班にかかる指揮命令及び施術救護活動の連絡調整は、甲乙協議の上、甲が指定する者が行うものとする。

（施術救護班の輸送）

第７条　乙所属の施術救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（施術用品等の調達・輸送）

第８条　乙所属の施術救護班は、原則として、甲が調達する施術用品等を使用するものとする。

２　救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

３　調達施術用品等の輸送は、原則として甲が行う。

（療養費）

第９条　救護所における療養費は、無料とする。

（合同訓練）

第 10 条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に積極的に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、負傷者が発生した場合の施術救護を併せ担当するものとする。

（経費の負担等）

第 11 条　甲の要請に基づき、乙が施術救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（１）　施術救護班が携行した施術用品等を使用した場合の実費弁償

（２）　施術救護班の医師等が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合

（３）　第 10 条の規定による医療救護活動における前 （１）、（２）に係る経費

２　前項の定めによる費用弁償等の額については次のとおりとする。

（１）　災害発生直前の適正な価格

（２）　市町村消防団員等公務災害補償条例の規定による

（３）　防火防災訓練災害補償等共済制度の規定による

（協定の有効期間）

第 12 条　この協定については、協定締結の日から有効とし、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を継続する。

（協議）

第 13 条　前各案に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、双方記名押印の上、その１通を保有する。

平成２９年８月２３日

甲　南相馬市
　　市長　　桜井　勝延
乙　公益社団法人福島県柔道整復師会
　　会長　　遠藤　寿之

19　災害時の医療救護活動についての協定書

原町市（以下「甲」という。）と、原町市医師会（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、原町市地域防災許画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第２条　甲は原町市地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき、医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第３条　乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　前条に定める医療救護班の構成人員は、おおむね次のとおりとする。

（１）　医師　　１名

（２）　看護婦　　１名

（３）　その他補助事務　　２名

（医療救護班の活動場所）

第４条　乙所属の医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第５条　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（１）　医療を要する傷病者に対する応急処置

（２）　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

（３）　避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する治療・衛生指導

（４）　検視、検察に際しての協力

（指揮指令）

第６条　医療救護班にかかる指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第７条　乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医療品等の調達・輸送）

第８条　乙所属の医療救護班は、原則として、甲が調達する医薬品等を使用するものとする。

２　救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

３　調達医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（医療費）

第９条　救護所における医療費は、無料とする。

（合同訓練）

第 10 条　乙は、甲から要請が合った場合は、甲が実施する合同訓練に積極的に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

（経費の負担等）

第 11 条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（１）　医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

（２）　医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合

（３）　第１０条の規定による医療救護活動における前(１)、(２)に係る経費

２　前項の定めによる費用弁償等の額については次のとおりとする。

（１）　災害発生直前の適正な価格

（２）　市町村消防団員等公務災害補償条例の規定による

（３）　防火防災訓練災害補償等共済制度の規定による

（協定の有効期間）

第 12 条　この協定は、締結の日から有効とする。

（協議）

第 13 条　前各案に定めのない事項については甲乙協議の上、決定するものとする。

２　甲および乙は、必要に応じ協定の内容について協議又は確認を行うものとする。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、双方記名押印の上、その１通を保有する。

平成１４年1月１６日

甲　原町市
　　市長　鈴木　寛林
乙　原町市医師会
　　会長　猪又　義光

20　災害時の歯科医療救護活動についての協定書

南相馬市（以下「甲」という。）と南相馬市歯科医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、南相馬市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第２条　甲は南相馬市地域防災計画に基づき、歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき、歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第３条　乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、原則として次のとおりとする。

（１）　歯科医師　　１名

（２）　歯科衛生士　　１名

（３）　その他補助員　　１名

（歯科医療救護班の活動場所）

第４条　乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第５条　歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（１）　歯科医療を要する傷病者に対する応急処置

（２）　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

（３）　避難所内における軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導

（４）　検視、検案に際しての法歯学上の協力

（指揮指令）

第６条　歯科医療救護班にかかる指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲乙協議の上、甲が指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護班の輸送）

第７条　乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医療品等の調達・輸送）

第８条　乙所属の医療救護班は、原則として、甲が調達する医薬品等を使用するものとする。

２　救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

３　調達医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（医療費）

第９条　救護所における医療費は、無料とする。

（合同訓練）

第 10 条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に積極的に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せて担当するものとする。

（経費の負担等）

第 11 条　甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（１）　歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

（２）　歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合

（３）　第１０条の規定による歯科医療救護活動における前（１）、（２）に係る経費

２　前項の定めによる費用弁償等の額については次のとおりとする。

（１）　災害発生直前の適正な価格
（２）　市町村消防団員等公務災害補償条例の規定による。
（３）　防火防災訓練災害補償等共済制度の規定による。

（協定の有効期間）

第 12 条　この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議の上、特別の定めをする場合を除き、その効力を維持するものとする。

（協　議）

第 13 条　前各案に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、双方記名押印の上、その１通を保有する。

平成１８年９月６日

甲　南相馬市
　　市長　　渡辺　一成
乙　南相馬市歯科医師会
　　会長　　松本　断

21　福祉避難所における福祉機器等の供給に関する協定書

（目的）

第１条　南相馬市（以下「甲」という。）と、福島県福祉機器協会（以下「乙」という。）は、災害発生時の福祉避難所において、災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）が支障なく避難生活を送る事ができるよう、この協定により福祉機器等の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、福祉避難所で要配慮者が避難生活を送る際、福祉機器等の必要が生じた場合は、乙に対し福祉機器等の供給を要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な限り応じるよう努めるものとする。

（手続き等）

第３条　甲は、福祉機器等の供給を乙に要請する場合は、あらかじめ電話で確認のうえ、書面で行うものとする。

ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

（引渡し）

第４条　福祉機器等の引渡し場所は、甲乙協議のうえ決めるものとし、当該場所において甲が物資を確認し引き取るものとする。

（報告）

第５条　乙は、供給を実施したときは、電話で報告のうえ、書面で行うものとする。

（経費の負担）

第６条　甲は、乙に対し福祉機器等の供給に要した経費について、所要の実費を負担するものとする。

（福祉機器等の価格）

第７条　乙が甲に供給した福祉機器等の価格は、災害発生時前の適正価格を基準とし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（損害の負担）

第８条　この協定に基づき供給を実施するにあたり、甲又は乙に損害が生じたときは、その賠償の責について甲、乙協議して定める。

（連絡責任者）

第９条　甲及び乙は、要請並びに供給に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定めこれをお互いに通知する。

（守秘義務）

第 11 条　乙は、福祉機器等を供給した際に知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（有効期間）

第 12 条　この協定は、締結した日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に１年延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第 13 条　この協定に定めがない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成２７年　６月２９日

（甲）所在地　南相馬市原町区本町二丁目２７番地
名称　南相馬市
代表者職氏名　南相馬市長　桜井　勝延

（乙）所在地　福島市荒町１番２１号
名称　福島県福祉機器協会
代表者職氏名　会長　高木　成年

22(1)　災害時における緊急輸送等に関する協定書

南相馬市（以下「甲」という。）と株式会社三和商会（以下「乙」という。）は、災害時における高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者及び甲が輸送の必要があると判断した者（以下「要配慮者等」という。）の輸送協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、南相馬市内において災害対策基本法第２条第１号に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が相互に協力し、要配慮者等を迅速に輸送するために必要な事項を定めるものとする。

（要請の方法）

第２条　甲は、災害時等において要配慮者等の輸送協力が必要になった場合は、輸送協力要請書（様式第１号）をもって乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等で要請することができるものとし、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けた場合、乙の業務に支障のない範囲において、優先的かつ速やかに、協力を実施するものとする。

２　乙は、輸送協力が終了した場合、輸送協力完了報告書（様式第２号）を提出ものとする。

（協力の範囲）

第４条　甲は、災害時等において要配慮者等を指定避難所から福祉避難所、医療機関へ輸送する必要があると判断した場合等、乙に対して、次の事項について協力を要請するものとする。

(1)　乙が所有する事業用車両による要配慮者等の輸送

(2)　その他、当該輸送に必要な業務

（被害状況の情報提供）

第５条　乙は、甲に対し、災害時等における乙の通常業務中、又は輸送協力業務中において確認した被害状況の情報提供に努めるものとする。

（経費の負担）

第６条　第２条に規定する協力要請に基づき行った乙の輸送協力に要した経費については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する経費は、第３条第２項に規定する輸送協力完了報告書に基づき、災害発生直前のタクシー料金を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

（経費の支払い）

第７条　前条に規定する輸送協力に要した経費について、甲は、乙からの請求を受理した場合は、速やかにこれを支払うものとする。

２　前項に規定する請求及び支払いについては、輸送協力件数が複数となった場合は、請求及び支払いを一括で行うことができるものとする。

（事故等の報告）

第８条　乙は、輸送協力業務中に事故等が発生した場合は、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（旅客及び第三者に対する責任）

第９条　乙は、車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により輸送者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えた場合は、その賠償を負うものとする。

（災害補償）

第 10 条　乙は、担当乗務員が輸送協力業務中に死亡又は負傷等をした場合は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）を適用し、補償を行うこととする。

（連絡責任者等）

第 11 条　本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は、本協定締結後速やかに連絡責任者等を決定し、連絡責任者等報告書（様式第３号）により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者等に変更があった場合は、遅滞なく相手方に連絡するものとする。

（平時からの協力）

第 12 条　甲及び乙は、平時から防災、減災に関する情報を共有するなど協力関係を強化するとともに、必要な訓練等の実施に努めるものとする。

（協議）

第 13 条　甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、必要に応じ協議を行うものとする。

２　この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の１箇月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の申し出がない場合は、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年３月２０日

甲　南相馬市原町区本町二丁目２７番地
　　南相馬市
　　市長　門馬　和夫

乙　南相馬市原町区南町二丁目８５番地の１
　　株式会社三和商会
　　代表取締役　橋本　重満

22(2)　災害時における緊急輸送等に関する協定書

南相馬市（以下「甲」という。）と有限会社冨士タクシー（以下「乙」という。）は、災害時における高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者及び甲が輸送の必要があると判断した者（以下「要配慮者等」という。）の輸送協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、南相馬市内において災害対策基本法第２条第１号に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が相互に協力し、要配慮者等を迅速に輸送するために必要な事項を定めるものとする。

（要請の方法）

第２条　甲は、災害時等において要配慮者等の輸送協力が必要になった場合は、輸送協力要請書（様式第１号）をもって乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等で要請することができるものとし、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けた場合、乙の業務に支障のない範囲において、優先的かつ速やかに、協力を実施するものとする。

２　乙は、輸送協力が終了した場合、輸送協力完了報告書（様式第２号）を提出ものとする。

（協力の範囲）

第４条　甲は、災害時等において要配慮者等を指定避難所から福祉避難所、医療機関へ輸送する必要があると判断した場合等、乙に対して、次の事項について協力を要請するものとする。

(1)　乙が所有する事業用車両による要配慮者等の輸送

(2)　その他、当該輸送に必要な業務

（被害状況の情報提供）

第５条　乙は、甲に対し、災害時等における乙の通常業務中、又は輸送協力業務中において確認した被害状況の情報提供に努めるものとする。

（経費の負担）

第６条　第２条に規定する協力要請に基づき行った乙の輸送協力に要した経費については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する経費は、第３条第２項に規定する輸送協力完了報告書に基づき、災害発生直前のタクシー料金を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

（経費の支払い）

第７条　前条に規定する輸送協力に要した経費について、甲は、乙からの請求を受理した場合は、速やかにこれを支払うものとする。

２　前項に規定する請求及び支払いについては、輸送協力件数が複数となった場合は、請求及び支払いを一括で行うことができるものとする。

（事故等の報告）

第８条　乙は、輸送協力業務中に事故等が発生した場合は、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（旅客及び第三者に対する責任）

第９条　乙は、車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により輸送者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えた場合は、その賠償を負うものとする。

（災害補償）

第 10 条　乙は、担当乗務員が輸送協力業務中に死亡又は負傷等をした場合は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）を適用し、補償を行うこととする。

（連絡責任者等）

第 11 条　本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は、本協定締結後速やかに連絡責任者等を決定し、連絡責任者等報告書（様式第３号）により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者等に変更があった場合は、遅滞なく相手方に連絡するものとする。

（平時からの協力）

第 12 条　甲及び乙は、平時から防災、減災に関する情報を共有するなど協力関係を強化するとともに、必要な訓練等の実施に努めるものとする。

（協議）

第 13 条　甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、必要に応じ協議を行うものとする。

２　この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の１箇月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の申し出がない場合は、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年３月２０日

甲　南相馬市原町区本町二丁目２７番地
　　南相馬市
　　市長　　門馬　和夫

乙　南相馬市小高区本町一丁目５７番地
　　有限会社富士タクシー
　　代表取締役　小林　清人

22(3)　災害時における緊急輸送等に関する協定書

南相馬市（以下「甲」という。）と有限会社北郷タクシー（以下「乙」という。）は、災害時における高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者及び甲が輸送の必要があると判断した者（以下「要配慮者等」という。）の輸送協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、南相馬市内において災害対策基本法第２条第１号に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が相互に協力し、要配慮者等を迅速に輸送するために必要な事項を定めるものとする。

（要請の方法）

第２条　甲は、災害時等において要配慮者等の輸送協力が必要になった場合は、輸送協力要請書（様式第１号）をもって乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等で要請することができるものとし、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けた場合、乙の業務に支障のない範囲において、優先的かつ速やかに、協力を実施するものとする。

２　乙は、輸送協力が終了した場合、輸送協力完了報告書（様式第２号）を提出ものとする。

（協力の範囲）

第４条　甲は、災害時等において要配慮者等を指定避難所から福祉避難所、医療機関へ輸送する必要があると判断した場合等、乙に対して、次の事項について協力を要請するものとする。

(1)　乙が所有する事業用車両による要配慮者等の輸送

(2)　その他、当該輸送に必要な業務

（被害状況の情報提供）

第５条　乙は、甲に対し、災害時等における乙の通常業務中、又は輸送協力業務中において確認した被害状況の情報提供に努めるものとする。

（経費の負担）

第６条　第２条に規定する協力要請に基づき行った乙の輸送協力に要した経費については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する経費は、第３条第２項に規定する輸送協力完了報告書に基づき、災害発生直前のタクシー料金を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

（経費の支払い）

第７条　前条に規定する輸送協力に要した経費について、甲は、乙からの請求を受理した場合は、速やかにこれを支払うものとする。

２　前項に規定する請求及び支払いについては、輸送協力件数が複数となった場合は、請求及び支払いを一括で行うことができるものとする。

（事故等の報告）

第８条　乙は、輸送協力業務中に事故等が発生した場合は、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（旅客及び第三者に対する責任）

第９条　乙は、車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により輸送者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えた場合は、その賠償を負うものとする。

（災害補償）

第 10 条　乙は、担当乗務員が輸送協力業務中に死亡又は負傷等をした場合は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）を適用し、補償を行うこととする。

（連絡責任者等）

第 11 条　本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は、本協定締結後速やかに連絡責任者等を決定し、連絡責任者等報告書（様式第３号）により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者等に変更があった場合は、遅滞なく相手方に連絡するものとする。

（平時からの協力）

第 12 条　甲及び乙は、平時から防災、減災に関する情報を共有するなど協力関係を強化するとともに、必要な訓練等の実施に努めるものとする。

（協議）

第 13 条　甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、必要に応じ協議を行うものとする。

２　この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の１箇月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の申し出がない場合は、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年３月２０日

甲　南相馬市原町区本町二丁目２７番地
南相馬市
市長　　門馬　和夫

乙　南相馬市鹿島区江垂字榎町３番地
有限会社北郷タクシー
代表取締役　　草野　忠一

22(4)　災害時における緊急輸送等に関する協定書

南相馬市（以下「甲」という。）と昭和自動車交通株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者及び甲が輸送の必要があると判断した者（以下「要配慮者等」という。）の輸送協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、南相馬市内において災害対策基本法第２条第１号に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が相互に協力し、要配慮者等を迅速に輸送するために必要な事項を定めるものとする。

（要請の方法）

第２条　甲は、災害時等において要配慮者等の輸送協力が必要になった場合は、輸送協力要請書（様式第１号）をもって乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等で要請することができるものとし、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けた場合、乙の業務に支障のない範囲において、優先的かつ速やかに、協力を実施するものとする。

２　乙は、輸送協力が終了した場合、輸送協力完了報告書（様式第２号）を提出ものとする。

（協力の範囲）

第４条　甲は、災害時等において要配慮者等を指定避難所から福祉避難所、医療機関へ輸送する必要があると判断した場合等、乙に対して、次の事項について協力を要請するものとする。

(1)　乙が所有する事業用車両による要配慮者等の輸送

(2)　その他、当該輸送に必要な業務

（被害状況の情報提供）

第５条　乙は、甲に対し、災害時等における乙の通常業務中、又は輸送協力業務中において確認した被害状況の情報提供に努めるものとする。

（経費の負担）

第６条　第２条に規定する協力要請に基づき行った乙の輸送協力に要した経費については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する経費は、第３条第２項に規定する輸送協力完了報告書に基づき、災害発生直前のタクシー料金を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

（経費の支払い）

第７条　前条に規定する輸送協力に要した経費について、甲は、乙からの請求を受理した場合は、速やかにこれを支払うものとする。

２　前項に規定する請求及び支払いについては、輸送協力件数が複数となった場合は、請求及び支払いを一括で行うことができるものとする。

（事故等の報告）

第８条　乙は、輸送協力業務中に事故等が発生した場合は、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（旅客及び第三者に対する責任）

第９条　乙は、車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により輸送者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えた場合は、その賠償を負うものとする。

（災害補償）

第 10 条　乙は、担当乗務員が輸送協力業務中に死亡又は負傷等をした場合は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）を適用し、補償を行うこととする。

（連絡責任者等）

第 11 条　本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は、本協定締結後速やかに連絡責任者等を決定し、連絡責任者等報告書（様式第３号）により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者等に変更があった場合は、遅滞なく相手方に連絡するものとする。

（平時からの協力）

第 12 条　甲及び乙は、平時から防災、減災に関する情報を共有するなど協力関係を強化するとともに、必要な訓練等の実施に努めるものとする。

（協議）

第 13 条　甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、必要に応じ協議を行うものとする。

２　この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の１箇月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の申し出がない場合は、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年３月２０日

甲　南相馬市原町区本町二丁目２７番地
　　南相馬市
　　市長　　門馬　和夫

乙　南相馬市原町区大木戸字八方内１１８番地の１
　　昭和自動車交通株式会社
　　代表取締役　荒　恒幸

22(5)　災害時における緊急輸送等に関する協定書

南相馬市（以下「甲」という。）と平和タクシー株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者及び甲が輸送の必要があると判断した者（以下「要配慮者等」という。）の輸送協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、南相馬市内において災害対策基本法第２条第１号に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が相互に協力し、要配慮者等を迅速に輸送するために必要な事項を定めるものとする。

（要請の方法）

第２条　甲は、災害時等において要配慮者等の輸送協力が必要になった場合は、輸送協力要請書（様式第１号）をもって乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等で要請することができるものとし、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けた場合、乙の業務に支障のない範囲において、優先的かつ速やかに、協力を実施するものとする。

２　乙は、輸送協力が終了した場合、輸送協力完了報告書（様式第２号）を提出ものとする。

（協力の範囲）

第４条　甲は、災害時等において要配慮者等を指定避難所から福祉避難所、医療機関へ輸送する必要があると判断した場合等、乙に対して、次の事項について協力を要請するものとする。

(1)　乙が所有する事業用車両による要配慮者等の輸送

(2)　その他、当該輸送に必要な業務

（被害状況の情報提供）

第５条　乙は、甲に対し、災害時等における乙の通常業務中、又は輸送協力業務中において確認した被害状況の情報提供に努めるものとする。

（経費の負担）

第６条　第２条に規定する協力要請に基づき行った乙の輸送協力に要した経費については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する経費は、第３条第２項に規定する輸送協力完了報告書に基づき、災害発生直前のタクシー料金を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

（経費の支払い）

第７条　前条に規定する輸送協力に要した経費について、甲は、乙からの請求を受理した場合は、速やかにこれを支払うものとする。

２　前項に規定する請求及び支払いについては、輸送協力件数が複数となった場合は、請求及び支払いを一括で行うことができるものとする。

（事故等の報告）

第８条　乙は、輸送協力業務中に事故等が発生した場合は、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（旅客及び第三者に対する責任）

第９条　乙は、車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により輸送者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えた場合は、その賠償を負うものとする。

（災害補償）

第 10 条　乙は、担当乗務員が輸送協力業務中に死亡又は負傷等をした場合は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）を適用し、補償を行うこととする。

（連絡責任者等）

第 11 条　本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は、本協定締結後速やかに連絡責任者等を決定し、連絡責任者等報告書（様式第３号）により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者等に変更があった場合は、遅滞なく相手方に連絡するものとする。

（平時からの協力）

第 12 条　甲及び乙は、平時から防災、減災に関する情報を共有するなど協力関係を強化するとともに、必要な訓練等の実施に努めるものとする。

（協議）

第 13 条　甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、必要に応じ協議を行うものとする。

２　この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の１箇月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の申し出がない場合は、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年３月２０日

甲　南相馬市原町区本町二丁目２７番地
南相馬市
市長　　門馬　和夫

乙　南相馬市原町区旭町一丁目２６番地
平和タクシー株式会社
代表取締役　遠藤　正文

22(6)　災害時における緊急輸送等に関する協定書

南相馬市（以下「甲」という。）とのぞみケアタクシー株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者及び甲が輸送の必要があると判断した者（以下「要配慮者等」という。）の輸送協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、南相馬市内において災害対策基本法第２条第１号に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が相互に協力し、要配慮者等を迅速に輸送するために必要な事項を定めるものとする。

（要請の方法）

第２条　甲は、災害時等において要配慮者等の輸送協力が必要になった場合は、輸送協力要請書（様式第１号）をもって乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等で要請することができるものとし、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けた場合、乙の業務に支障のない範囲において、優先的かつ速やかに、協力を実施するものとする。

２　乙は、輸送協力が終了した場合、輸送協力完了報告書（様式第２号）を提出ものとする。

（協力の範囲）

第４条　甲は、災害時等において要配慮者等を指定避難所から福祉避難所、医療機関へ輸送する必要があると判断した場合等、乙に対して、次の事項について協力を要請するものとする。

(1)　乙が所有する事業用車両による要配慮者等の輸送

(2)　その他、当該輸送に必要な業務

（被害状況の情報提供）

第５条　乙は、甲に対し、災害時等における乙の通常業務中、又は輸送協力業務中において確認した被害状況の情報提供に努めるものとする。

（経費の負担）

第６条　第２条に規定する協力要請に基づき行った乙の輸送協力に要した経費については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する経費は、第３条第２項に規定する輸送協力完了報告書に基づき、災害発生直前のタクシー料金を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

（経費の支払い）

第７条　前条に規定する輸送協力に要した経費について、甲は、乙からの請求を受理した場合は、速やかにこれを支払うものとする。

２　前項に規定する請求及び支払いについては、輸送協力件数が複数となった場合は、請求及び支払いを一括で行うことができるものとする。

（事故等の報告）

第８条　乙は、輸送協力業務中に事故等が発生した場合は、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（旅客及び第三者に対する責任）

第９条　乙は、車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により輸送者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えた場合は、その賠償を負うものとする。

（災害補償）

第 10 条　乙は、担当乗務員が輸送協力業務中に死亡又は負傷等をした場合は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）を適用し、補償を行うこととする。

（連絡責任者等）

第 11 条　本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は、本協定締結後速やかに連絡責任者等を決定し、連絡責任者等報告書（様式第３号）により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者等に変更があった場合は、遅滞なく相手方に連絡するものとする。

（平時からの協力）

第 12 条　甲及び乙は、平時から防災、減災に関する情報を共有するなど協力関係を強化するとともに、必要な訓練等の実施に努めるものとする。

（協議）

第 13 条　甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、必要に応じ協議を行うものとする。

２　この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の１箇月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の申し出がない場合は、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年３月２０日

甲　南相馬市原町区本町二丁目２７番地
南相馬市
市長　　門馬　和夫

乙　南相馬市原町区桜井町一丁目１３９番地の１
のぞみケアタクシー株式会社
代表取締役　佐藤　徳

23　災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定

南相馬市(以下「甲」という。)と南相馬市旅館ホテル組合(以下「乙」という。)は、地震・風水害その他の災害又は武力攻撃事態等(以下「災害等」という。)の発生時又は水害に備えた早期避難時（以下「災害等の発生時等」という）における妊産婦等特段の配慮が必要な方（以下「妊産婦等」という。）への宿泊施設及び入浴の提供等(以下「宿泊施設の提供等」という。)に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害等の発生時等において、妊産婦等の避難を甲が速やかに実施するため、乙の別表に掲げる加盟旅館・ホテル（以下「加盟旅館等」という。）の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害等の発生時等において、妊産婦等の避難所の確保及び速やかな避難（以下、「妊産婦等の避難等」という。）について、加盟旅館等に対し、協力を要請することができる。

２　甲の要請の方法は、加盟旅館等に対し、次に掲げる事項を記載した協力要請書(様式１)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ＦＡＸ等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（１）　要請を行った者の職・氏名及び担当者の職・氏名
（２）　要請理由
（３）　要請内容
（４）　履行の場所
（５）　履行の期日又は期間
（６）　その他必要な事項

（要請する業務の範囲）

第３条　前条の規定による要請に基づき、加盟旅館等が実施する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

（１）　加盟旅館等による宿泊施設の提供等
（２）　前号の業務を実施するにあたっての空室等の状況の把握及び妊産婦等からの電話による宿泊の申し込み等に関する受付及び宿泊施設の提供等の可否の決定
（３）　その他、妊産婦の避難等に必要とする業務

２　妊産婦等に対する健康状態のモニタリング、体調管理、発熱や咳の症状が出た方への対応等は、乙が実施するものとする。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

（実施）

第４条　加盟旅館等は、甲から第２条の規定による協力の要請を受けたときは、要請事項を実施するための措置を速やかにとるものとする。

２　加盟旅館等は、前項の規定により業務を実施した場合は、甲に対し、その状況を次に掲げる事項を記載した業務実施報告書(様式２)により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ＦＡＸ等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（１）　履行の場所
（２）　受入人数、提供部屋数、食事その他の履行内容
（３）　履行の期日及び期間
（４）　その他必要な事項

（妊産婦等の定義及び宿泊する場合の手続き）

第５条　本協定における妊産婦等は、次のとおりとする。

（１）　母子保健法第６条第１項に規定される妊産婦
（２）　前号に掲げる妊産婦に未就学児（小学校入学前の児童）がいる場合は、その未就学児

２　妊産婦等が加盟旅館等に宿泊する場合は、自ら加盟旅館等に電話で連絡し、宿泊施設の提供等にかかる許可を得なければならない。

（加盟旅館等の利用期間）

第６条　加盟旅館等の利用期間は、原則として、甲による避難準備・高齢者等避難開始等の指示等（以下、「避難指示等」という。）の発令を契機として、第５条第１項に規定する妊産婦等が宿泊を開始した日から、最長で避難指示等が解除された日の翌日までとする。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

（経費）

第７条　甲は、第３条の規定により加盟旅館等が実施した業務に係る経費(以下「経費」という。)を負担するものとする。

２　前項の規定により甲が負担する経費は、１人につき加盟旅館等が定める宿泊料とし、本協定が適用される場合における宿泊料の上限額は７，９００円とする。

３　第２項の経費に宿泊料以外の経費が含まれる場合は、妊産婦等の負担とする。

（受入実績の報告と経費の請求）

第８条　加盟旅館等は、業務が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した受入実績報告書(様式３)を甲に提出するとともに、請求書により甲に対して経費を請求するものとする。

（１）　氏名、性別及び年齢

（２）　住所

（３）　宿泊期間及び泊数

（４）　金額

（５）　対象者の要件(上記第５条)

（６）　特記事項

（経費の支払い）

第９条　甲は、前条の規定により加盟旅館等から経費の請求があった場合は、正当な請求書を収受した日から３０日以内に支払うものとする。

（連絡調整体制の整備）

第 10 条　甲及び乙は、災害等発生時における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入に関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第 11 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（協定の有効期間・解除）

第 12 条　本協定の有効期間は、協定締結日から令和３年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日から１か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、本協定は更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を２部作成し、甲乙記名押印の上、各自その１部を保有する。

令和２年 10 月 22 日

甲　福島県南相馬市原町区本町二丁目２７番地
　　南相馬市長　　門馬　和夫

乙　福島県南相馬市原町区旭町二丁目２９番地
　　南相馬市旅館ホテル組合
　　組合長　　後藤　悦宏

24　災害時における支援協力に関する協定書

南相馬市（以下「甲」という。）と、あぶくま信用金庫（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、南相馬市において、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時に、甲が乙の協力を得て被災者に対し、適正かつ円滑に支援活動を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（支援協力の内容）

第２条　甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部または一部について支援協力を要請することができる。

（１）　乙の所有する店舗の会議室等を、災害時における周辺住民等に対する一時避難場所として提供

（２）　乙の所有する非常用発電機で発電した電力を利用して、災害時における周辺住民等に対する携帯電話等の充電サービスを提供

（３）　乙が指定した店舗の会議室等および非常用発電機で発電した電力を、南相馬市地域防災計画に基づき、甲が医療関係団体等と連携して実施する医療救護活動のために提供

（対象店舗）

第３条　乙の対象店舗は、別紙１の南相馬市内の店舗とする。

（支援協力要請の手続）

第４条　甲は、第２条第１項各号に掲げる支援協力を要請する場合は、乙に対し、次の各号に掲げる事項を記載した要請書（第１号様式）により要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは口頭等により要請し、後日要請書を提出するものとする。

（１）　支援協力要請をする理由

（２）　活動内容

（３）　実施場所

（４）　実施期間

（５）　前各号に掲げるもののほか必要な事項

２　乙は、前項の規定による支援協力の要請を受けたときは、可能な範囲内で支援協力を行うものとし、乙が被災する等の特別な理由により支援協力できない場合は、その旨を甲へ通知するものとする。

３　災害時における支援協力を円滑に実施するため、甲乙間の連絡は原則として「災害時における緊急連絡体制」（第２号様式）に記載されている連絡先を窓口として行うものとする。また、甲乙は連絡先に変更があった場合、速やかに相手方に通知するものとする。

（管理運営）

第５条　乙が第２条第１項第１号の規定に基づいて提供した店舗その他ロビー等（以下「店舗ロビー等」という）の管理運営は、乙の責任において行うものとする。

２　店舗ロビー等の管理運営については、甲は乙に協力するものとする。

（費用負担）

第６条　乙が第２条第１項各号に掲げる支援協力として使用した店舗ロビー等に係る費用については、甲が負担するものとする。甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（報　告）

第７条　甲は、第２条第１項各号に掲げる支援協力要請を終了するときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を記載した報告書（第３号様式）により報告するものとする。

（１）　支援協力要請を終了する理由

（２）　終了日

（３）　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（従事者の災害補償）

第８条　甲の要請により、乙が行った支援協力に従事した乙の従業員が、当該支援協力に従事したことに

より、死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、または障害の状態になったときは、甲はその損害を補償するものとする。ただし、当該支援協力に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者からの損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（災害時の情報共有）

第９条　甲乙は、第４条の規定による支援協力実施期間中に得た情報を相互提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。なお、乙は、甲が関係行政機関に対し防災に関して必要な情報提供を行うことに同意をするものとする。

（守秘義務）

第 10 条　乙は、第２条に掲げる支援協力中に知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

（訓　練）

第 11 条　乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で甲が実施する訓練に参加するものとする。

（協定期間）

第 12 条　この協定の期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、期間満了日の３ヶ月前までに甲乙のいずれからも何らの申出がないときは、更に１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協　議）

第 13 条　この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、甲乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各１通を保有する。

令和３年７月９日

甲　福島県南相馬市原町区本町二丁目２７番地
　　南相馬市長　門馬　和夫
乙　福島県南相馬市原町区栄町二丁目４番地
　　あぶくま信用金庫　理事長　太田　福裕

25　磐城国道事務所と南相馬市における災害時の相互応援に関する協定書

東北地方整備局磐城国道事務所長(以下「甲」という。)と南相馬市長(以下「乙」という。)は、大規模な災害が発生し又は発生のおそれがある場合、相互応援・協力をより円滑に行うため、次のとおり協定書を締結する。

(目的)

第１条　この協定は、磐城国道事務所管内又は南相馬市内で大規模な災害が発生し又は発生のおそれがある場合の相互応援の内容を定め、もって適切な災害対処に資することを目的とする。

(応援の内容)

第２条　応援の内容は、次の各号に掲げる内容とする。

⑴　情報の収集、提供(災害時の情報交換に関する協定によるリエゾンの派遣を含む)

⑵　車両、建設機械、通信設備、応急復旧資材等の貸し付け

⑶　通行規制等の措置

⑷　防災拠点(道の駅南相馬)の開所と利用

⑸　その他甲乙協議により必要とされる事項

(応援要請の手続き)

第３条　第１条の目的を達成するため、甲又は乙は第２条に定める応援内容を明らかにし要請する。

(応援の実施)

第４条　応援要請を受けた場合は速やかに応援活動を行うものとする。

２　応援要請がないが特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、甲又は乙は独自の判断により応援できるものとする。

(応援の終了)

第５条　前条の応援の終了については、 現地の状況等を踏まえ、相互に協議のうえ終了するものとする。

(費用負担)

第６条　応援に要した費用は、応援を受けた側の負担とする。ただし、甲乙協議した結果、合意を得られた場合についてはこの限りではない。

(覚書)

第７条　この協定に関する詳細な取り決めについては、別途覚書を取り交わすものとする。

２　前項に関する覚書については、甲の管理課長と乙の防災担当課長との間で取り交わすものとする。

(その他)

第８条　この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

附　則

この協定書は、令和２年 11 月 25 日から実施する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自１通を保有する。

令和２年 11 月 25 日

甲　いわき市平字五色町 8-1
　　国土交通省東北地方整備局
　　磐城国道事務所長　　入谷　貴也

乙　南相馬市原町区本町二丁目 27
　　南相馬市長　門馬　和夫

26　災害時における施設避難場所に関する協定書

南相馬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人伸生福祉会 特別養護老人ホーム長寿荘（以下「乙」という。）との間において、災害時おける施設避難場所に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、南相馬市原町区内において、風水害等の自然災害が発生した場合、或いは、大規模な自然災害が発生するおそれがある場合、避難場所の開設及び運営等、必要事項を定めて施設避難場所を設定することを目的とする。

（受入・依頼の施設）

第２条　本協定における甲・乙の受入・依頼の施設は、次のとおりとする。

【甲】避難受入施設

所在地　　南相馬市原町区上北高平字高松３８７番地

施設名　　南相馬市健康福祉部高松ホーム

【乙】避難依頼施設

所在地　　南相馬市原町区小川町４０９番地

施設名　　社会福祉法人伸生福祉会　特別養護老人ホーム長寿荘

（協力要請及び感染防止策）

第３条　乙は、災害時（重大な災害が起こるおそれがある時も含む。）に、前条で規定した甲の施設を避難場所として、乙が甲に協力要請を打診し、乙の自主的な判断に基づいて乙【施設長】が、甲【園長】に避難場所としての協力を要請する。

２　甲・乙両者は、新型コロナウイルス等の感染防止対策に順応できる避難所として、いわゆる「新しい生活様式」を踏まえ、「３密」を回避した万全なる避難所として備える。

（連絡体制）

第４条　前条で規定する乙からの避難場所の要請は、甲・乙の施設を所管する責任者を持って、相互に連絡体制を確保し、適宜・適切な判断を持って行う。

（協力体制）

第５条　甲・乙両者は、予め協定内容の細部に亘って協議を行い、遺漏なき協力体制を明確にした、（仮称）避難所運営取扱要領を別に定める。

２　前項の内容に変更が生じる場合は、甲・乙協議の上、速やかに協力体制を見直し、改善を図る。

（避難時等の対応）

第６条　甲・乙両者は、災害時等の避難等において、避難場所としての機能を果たすため、予め必要な対策・備えを講じる。

２　前項の必要な対策・備えに伴う費用等は、基本的に乙が負担とすることを原則として、必要に応じ甲・乙協議により決定する。ただし、災害救助法が適用される場合は、その規定等の定めるところにより負担する。

（備蓄及び訓練等）

第７条　災害避難に伴う備蓄・物資等の整備保管等については、乙が自らの責任と負担において、食料、飲料水、介護用品等や、その他必要な物資等の備蓄・整備などを備え、万全なる対策を講じる。

２　乙は、施設職員が災害時等の対応が迅速に行動できるように、避難等に関する防災訓練を定期的に実施し、この訓練を持って防災力の向上に資する。

また、近隣住民による地域防災協力隊等、地域と緊密な連携を確保しながら、自主防災力の向上に鋭意努める。

（費用負担）

第８条　乙は、甲の施設において避難生活となった場合、これらに係る費用を負担する。費用負担として想定されるのは、光熱費・利用者への食事提供や役務等に係る費用を負担する。

なお、費用負担の詳細（請求及び支払い含めて。）については、甲・乙協議し別途定める。

（有効期間）

第９条　この協定書の有効期間は、令和２年８月１日から令和３年３月３１日までとする。ただし、本協定書に変更等がない場合は、自動的に１年間延長されたものとみなし、以後もこの例による。

（その他）

第１０条　この協定各条項の解釈・取り扱いについて疑義が生じたとき、又は、この協定に定めのない事項等が発出した場合、甲・乙両者で協議して定める。

本協定書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲・乙両者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年８月１日

甲　住　　所　南相馬市原町区本町二丁目２７番地
　　代表者名　南相馬市長　門馬　和夫

乙　住　　所　南相馬市原町区小川町４０９番地
　　代表者名　社会福祉法人伸生福祉会
　　特別養護老人ホーム長寿荘
　　施設長　志賀　敏伯

27　災害非常無線通信の協力に関する協定

南相馬市（以下「甲」という。）と南相馬アマチュア無線クラブ（以下「乙」という。）は、災害非常無線通信の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、電波法（昭和２５年法律第１３１号）第５２条第４号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合の非常通信について、甲が乙に協力を求める場合及び乙が甲の要請に基づき協力する場合の手続き等を定めるものとする。

（協力の要請及び受託）

第２条　甲は、南相馬市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害情報の収集及び伝達について、乙に協力を要請することができる。

２　乙は、前項により要請を受けた場合、電波法および電波法令の範囲内において情報の収集および伝達に協力するものとする。

ただし、身近に危険が及ぶ恐れがあるときは、この限りでない。

（通信統制）

第３条　無線局が第２条第２項の規定により通信業務を行う場合は、甲が指定する無線局の統制に従うものとする。

（補　償）

第４条　第２条第２項の規定により通信業務中に乙が受けた人的、物的被害のうち、乙の責によらない損害については甲が補償するものとする。

（報　告）

第５条　乙は、協力できる無線局の状況について、毎年３月末日まで別に定める様式により甲に提出するものとする。

（協　議）

第６条　この協定の実施に関して必要が生じた場合は、甲及び乙が協議して定める。

（協定の有効期間）

第７条　この協定は、協定締結の日から有効とし、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を維持するものとする。

甲及び乙は、本協定書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１８年８月２４日

甲　南相馬市原町区本町二丁目２７番地
南相馬市長　渡辺　一成

乙　南相馬市原町区下北高平字古舘１４番地
浜名方　日本アマチュア無線連盟
南相馬アマチュア無線クラブ
会　長　　北内　貞信

28　災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、南相馬市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第２条　甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

⑴　南相馬市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき

⑵　南相馬市災害対策本部が設置されたとき

⑶　その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第３条　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとお りとする。

⑴　一般被害状況に関すること

⑵　公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること

⑶　その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第４条　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第５条　乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第６条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第７条　本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、申及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は２通作成し、甲及び乙が各１通を保有する。

平成２６年３月７日

甲　仙台市青葉区二日町９番 15 号
　　国土交通省　東北地方整備局長　小池　　剛

乙　福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地
　　南相馬市長　桜井　勝延

29　大規模災害時の相互協力に関する協定書

南相馬市(以下「甲」という。)と東北電力ネットワーク株式会社相双電力センター(以下「乙」という。)は、地震・台風・大雪等の大規模災害時に広域かつ長期的な停電が発生した場合、甲、乙が緊密な連携および協力を図り、電力設備を迅速かつ円滑に復旧し、住民の生活と安全を確保することを目的として次のとおり本協定を締結する。

(緊急連絡先の確認)

第１条　甲および乙は、双方の災害時連絡先部署名、担当者氏名および電話番号の明確化を図り、緊急時の相互連絡が確実に取れる体制を確立する。

２　甲および乙は、別添「災害時における緊急連絡先」を作成し、内容に変更が生じた場合は、速やかな情報の提供により、確実に連絡が取れる体制の維持に努めるものとする。

(連絡員の派遣)

第２条　乙は大規模災害時に、甲から連絡員の派遣要請があった場合、その要請に応じ連絡員の派遣に努めるものとする。ただし、乙は甲から派遣要請がなかった場合でも、甲に対して連絡員を派遣することができる。

２　甲は、乙が連絡員を派遣する場合、予め連絡員の対応者を専任し、受入れ態勢を整えるものとする。

３　乙が派遣した連絡員は、甲、乙の作業状況に関する情報交換および要望事項の伝達等に努めるものとする。

(電力設備復旧のための拠点提供)

第３条　乙の電力設備に甚大な被害が発生し、その復旧作業のために甲の所有する敷地・施設(以下「拠点場所」という。)の使用が必要となった場合、甲は可能な限り乙の要望に応えるものとする。

２　拠点場所については、甲、乙協議のうえ、予め別表「災害時における電力復旧のための拠点場所」に定めておくものとする。

３　乙が拠点場所を使用する場合は、甲、乙は次に挙げる項目を遵守するものとする。

(1)　乙が甲拠点場所の敷地・施設を使用する際は、緊急性を考慮し口頭での申請と許可により可能なものとする。

(2)　拠点場所は、大規模災害時における乙の復旧応援隊の参集場所、復旧資機材の仮置き場、駐車場および現地本部等に使用するものとする。

(3)　甲は他行政区域での災害復旧であっても、乙の使用が妥当と判断する場合は、可能な限り拠点場所の使用に協力するものとする。

(4)　乙の拠点場所の使用に伴い、水道・電気・ガス等の使用料が発生した場合、乙は実費相当額を甲に対して支払うものとし、その金額については甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(5)　乙が使用したことにより、拠点場所の整備や設備の修繕等が必要となった場合は、原状回復を基本とし、乙が責任を持って対処するものとする。

４　乙は以下に定める事項を確認することとする。

(1)　別表に定める拠点場所 1.2(以下「拠点場所 1」「拠点場所 2」という。)については、津波浸水想定区域内にあること。

(2)　南相馬市に対し津波注意報、津波警報および大津波警報が発表された場合は、拠点場所 1 と拠点場所 2 は使用しないこと。

(3)　別表に定める拠点場所を使用する際に生じた事故において、乙は甲に対して一切の損害賠償請求を行わないこと。

(防災行政無線による停電の周知)

第４条　大規模な停電が発生し、その復旧に時間を要する見込みがある場合は、この依頼に基づき、甲は可能な限り防災行政無線による停電の周知に協力するものとする。

２　乙が甲に依頼する周知内容は、「停電の範囲や状況の報告・電力設備に関する情報提供依頼・感電防止に関する注意喚起等」とし、その都度甲、乙協議により詳細を決定するものとする。

（重要施設の優先復旧）

第５条　大規模災害において、甲の業務遂行上、速やかな電源確保を必要とする施設がある場合、甲は乙に対して応急電源確保または優先復旧作業の要請を行うものとし、乙は可能な限りその要請に応えるものとする。

２　乙が応急電源確保や優先復旧作業を行う施設は、人命に係わる対応を最優先とし、非常災害対策の中枢となる官公署の施設や住民の避難場所、公共の通信施設等の災害復旧、二次災害の防止に繋がる施設を対象とする。

（管理道路の車両通行確保）

第６条　乙が大規模災害時の設備復旧対応のため、甲の管理道路を通行するとき、積雪・土砂崩れ・倒木等により通行支障が生じた場合、乙は、甲に対し必要に応じて積雪・障害物除去等の協力要請を行うこととし、甲は可能な限り協力するものとする。

（本協定の有効期間）

第７条　本協定は、締結の日から効力を生じ、その有効期間は１年間とする。ただし、本期間満了の１ヶ月前までに、甲または乙いずれからも異議の申出がなかった場合は、本協定の有効期間をさらに１年間延長するものとし、その後もこの例によるものとする。

２　甲または乙いずれかの事情により、本協定内容の見直しまたは解消が必要となった場合は、相手方に申入れを行い別途協議するものとする。

（協議）

第８条　本協定について疑義が生じた場合または定めのない事項について対処が必要となった場合は、甲、乙誠意をもって協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保管する。

令和２年８月 19 日

甲　福島県南相馬市原町区本町二丁目 27
南相馬市長　　門馬　和夫

乙　福島県南相馬市原町区三島町二丁目 41
東北電力ネットワーク株式会社
相双電力センター
所長　　小西　誠一

30　災害連携に関する取り決め書

浪江町(以下「甲」という。)、南相馬市(以下「乙」という。)、日産自動車株式会社(以下「丙」という。)、フォーアールエナジー株式会社(以下「丁」という。)、福島日産自動車株式会社(以下「戊1」という。)及び日産プリンス福島販売株式会社(以下「戊2」といい、戊1と総称して以下「戊」という。)は、令和３年２月２日付で甲、乙、丙、丁、戊、双葉町、イオン東北株式会社、日本郵便株式会社、株式会社長大及び株式会社ゼンリン間で締結した「福島県浜通り地域における新しいモビリティを活用したまちづくり連携協定」及び令和５年３月 22 日付で「福島県浜通り地域における新しいモビリティを活用したまちづくり連携協定覚書」(以下、総称して「連携協定」という。)に関連して、この協定の当事者間で災害時等における電気自動車による避難所等への電力の供給について、物品の貸与に関する取り決め書(以下「本取り決め書」という。)を締結する。

(趣旨)

第１条　本取り決め書は、浪江町、南相馬市内の自助力、共助力、公助力向上を図るため、甲及び乙が丙、丁及び戊の協力を得て、地震(震度６弱以上)又は風水害等大規模災害が発生した若しくはその可能性があること(以下「災害時等」という。)によって、浪江町、南相馬市内に大規模停電発生のおそれがある場合に、電力不足が想定される甲及び乙指定の避難所等(以下「避難所等」という。)において、電気自動車から電力を供給すること(以下「電力供給」という。)により、住民の生命、身体及び財産を守るための基本的事項を定めることを目的とする。

(電気自動車等の貸与要請)

第２条　甲及び乙は、災害時等により、避難所等が開設された時において、電力供給のための電気自動車(以下「貸与車両」という。)、電気自動車用充電スタンド(以下「充電スタンド」という。)及び電力供給関連機器(以下「関連機器」という。)が必要なときは、丙、丁及び成に対し、第１号様式「協力要請書」により貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもつて速やかに処理する。

(協力)

第３条　丙、丁及び戊は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において丙、丁及び戊の指定する日時及び場所において、原則として電力供給のために所有する電気自動車、充電スタンド及び関連機器を甲及び乙に貸与することに努めるものとする。なお、使用許諾する充電スタンドの使用料については、無償とする。

２　前項に基づき貸与される電気自動車及び関連機器は、丙、丁及び戊各々が所有する物に限られるものとし、丙、丁及び戊は、自己が保有する電気自動車又は関連機器について、甲又は乙から問い合わせがあつた場合は遅滞なく回答するものとする。

３　電気自動車又は関連機器の貸与先に関しては、甲、乙の被災状況と丙、丁及び戊の状況を考慮し、都度、協議により決定する。

４　貸与車両の貸与期間(以下「貸与期間」という。)、充電スタンド及び関連機器の使用許諾期間は、原則として貸与開始日から１週間とし、甲及び乙が延長を希望する場合は、災害時等の状況および避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、甲、乙、丙、丁及び戊間で協議して延長期間を決定する。

(貸与時の残充電)

第４条　丙、丁及び戊は、貸与車両の貸与にあたつては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

２　貸与時点において貸与車両に充電されている電力は、丙、丁及び戊が無償で提供する。

(電気自動車と電力供給関連機器の移動)

第５条　貸与車両と関連機器に関する丙、丁及び戊の営業所(丙、丁及び戊による貸与車両の保管管理場所)等と甲及び乙の避難所等間の移動は、原則、甲及び乙の責任において行うものとする。 ,

２　前項の定めにかかわらず、丙及び丁の営業所(丙及び丁による貸与車両の保管管理場所)等と甲及び乙の避難所等間の移動について、双方の合意があった場合、丙及び丁の営業所(丙及び丁による貸与車両の保管管理場所)等から甲及び乙の指定する避難所等へ貸与車両と関連機器を移動させることができる。ただし、当該移動中に丙又は丁(丙又は丁の従業員を含む)の責に帰すべき事由によらず、事故又は

貸与車両の故障等が発生し、丙又は丁に損害が発生した場合、甲及び乙は、丙又は丁に当該損害を賠償するものとする。

（管理等）

第６条　甲及び乙は、貸与車両と関連機器を善良なる管理者の注意をもつて管理するものとする。なお、管理方法その他の取り扱いは、甲、乙、丙、丁及び戊間での協議により取り決める。

２　甲及び乙は、充電スタンドを丙、丁及び戊より提示される使用条件に従つて使用するものとする。

３　前二項の規定に違反し、甲及び乙の責に帰すべき事由により、貸与車両、充電スタンド又は関連機器に損害を与え、又は滅失したときは、甲及び乙は丙、丁及び戊に対しその損害を賠償するものとする。

（事故等の対応）

第７条　甲及び乙は、貸与期間中、貸与車両に関する事故が発生した場合、直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、丙、丁及び戊に通知した上で、甲及び乙の費用負担と責任において、これをすべて解決するものとする。なお、当該事故に起因して丙、丁及び戊に損害を与えた場合には、甲及び乙は当該損害を賠償する責を負うものとする。

２　甲及び乙は、貸与期間中、貸与車両に故障又は紛失等があった場合、直ちに丙、丁及び戊のうち当該貸与車両を貸与した者に通知するものとし、その対応について当事者間での協議により取り決める。

（返去）

第８条　甲及び乙は、丙、丁及び戊より貸与車両及び関連機器を原状に復した上で(ただし、通常損耗を除く。)、丙、丁及び戊に返去「するものとする。なお、返去「方法については、甲、乙、丙、丁及び戊間で協議し決定する。

（外部給電器の使用上の注意）

第９条　甲及び乙は、貸与車両に外部給電器を接続して使用(医療機器等への使用を含む)する場合、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲、及び乙が損害を被った場合であっても、丙、丁及び戊は一切責任を負わないものとする。

（電気自動車等の情報提供）

第 10 条　丙、丁及び戊は、災害時に給電業務が遂行可能な電気自動車等の情報を、適宜、甲及び乙に提供する。

（自治体の防災力向上の取組）

第 11 条　甲及び乙は、災害時における速やかな電気自動車からの電力供給などの、円滑な災害対応が可能となるように、平常時において必要な防災意識向上のための啓発活動や情報共有等の実施に努めるものとする。

（連絡調整）

第 12 条　本取り決め書及び本取り決め書に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙、丙、丁及び戊があらかじめ第２号様式「連絡調整者名簿」により指定した者が行う。なお、甲、乙、丙、丁及び戊は当該名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

（定期協議）

第 13 条　本取り決め書に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙、丙、丁及び戊は、年１回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

（広報活動）

第 14 条　甲、乙、丙、丁及び戊は、電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

２　甲、乙、丙、丁及び戊が、災害連携に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

（協定期間）

第 15 条　取り決め書の有効期間は、連携協定に定める有効期間と同一とする。

２　前項の定めにかかわらず、連携協定が満了又は当事者間の解約により終了した場合は、当該終了日をもつて、取り決め書も失効するものとする。

（譲渡制限）

第 16 条　甲、乙、丙、丁及び戊は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、取り決め書から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第二者に譲渡もしくは移転し又は担保の用に供しては

ならないものとする。

（協議）

第 17 条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙、丙、丁及び戊が協議して定めるものとする。

本取り決め書の締結を証するため、本書 6 通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊それぞれが記名押印又は署名のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 5 年 3 月 22 日

甲　福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7-2
浪江町
浪江町長　吉田　栄光

乙　福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地
南相馬市
南相馬市長　門馬　和夫

丙　神奈川県横浜市神奈川区宝町 2 番地
日産自動車株式会社
代表執行役社長兼最高経営責任者　内田　誠
（連絡先：神奈川県横浜市西区高島一丁目 1 番 1 号）

丁　神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号
クイーンズタワーC20 階
フォーアールエナジー株式会社
代表取締役社長　堀江　裕

戊 1　福島県福島市北町 2 番 32 号
福島日産自動車株式会社
代表取締役社長　金子　輿志幸

戊 2　福島県福島市荒町 4 番 30 号
日産プリンス福島販売株式会社
代表取締役社長　髙濱　圭裕

31　大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書

南相馬市（以下、「甲」という。）と福島県社会保険労務士会（以下、「乙」という。）は、地震、風水害、原子力災害及びその他の大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）における労働や社会保険等の相談に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、南相馬市内での大規模災害時において、甲が乙に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（相談・支援の内容）

第２条　乙は、その専門的知識を活かし、大規模災害時に被災者の生活基盤を確保し生活の安定を図るため、以下の相談や支援（以下、「相談支援」という。）を行う。

（１）　労働関係の相談支援
　　雇用保険の手続の仕方、離職票の書き方
　　労災保険における給付の手続き相談　など

（２）　健康保険及び年金関係の相談支援
　　健康保険証の再発行などの健康保険に関する相談
　　遺族年金、障害年金の手続の仕方
　　年金手帳の再発行や年金の各種変更手続の仕方　など

（相談支援の依頼）

第３条　大規模災害時、甲が支援等の必要があると判断した時は、乙に対し次の事項について文書等により依頼するものとし、乙は社会保険労務士（以下、「社労士」という。）を相談員として派遣するものとする。なお、緊急の場合は、甲は電話等で依頼することができるものとし、後日速やかに依頼文書を送付するものとする。

（１）　支援等の場所及び当該場所への経路
（２）　必要とする支援の内容
（３）　必要とする人数及び期間
（４）　前各号に掲げるもののほか、必要とする事項

（支援等の実施体制）

第４条　乙は、あらかじめこの協定に基づく支援等を行うための連絡系統等の実施体制を整備し、甲へ通知するものとする。

２　乙は、実施体制に変更が生じた場合は、速やかに甲に通知するものとする。

（報告）

第５条　乙は、第２条に規定する相談支援が終了したときは、相談支援活動の概要（以下の内容）について甲に報告するものとする。

（１）　相談支援を実施した場所、期間
（２）　相談支援活動に従事した人員（名簿）
（３）　相談者数及び相談内容別の件数
（４）　その他必要な事項

（経費の負担）

第６条　支援等の実施にかかる経費は、原則として無料とするものとする。

（損害の負担）

第７条　支援等により生じた損害は、乙が負うものとする。

（災害補償）

第８条　支援等に従事した社労士が、支援等の場所の経路の途中及び支援等従事中に負傷、罹患、又は死亡した時の補償は、当該社労士の責任において行うものとする。

２　乙は、支援等の実施にあたり、乙の会員の災害補償及び第三者に対する損害補償に対応したボランティア保険に加入するよう努めるものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた時は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（連絡窓口）

第 10 条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては南相馬市復興企画部危機管理課、乙においては福島県社会保険労務士会とする。

（適用）

第 11 条　この協定は、平成３０年２月２１日から適用する。

この協定を証するため、本書２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年２月２１日

甲　南相馬市
　　市長　　門馬　和夫

乙　福島県社会保険労務士会
　　会長　　宍戸　宏行

32　災害発生時における南相馬市と南相馬市内郵便局の協力に関する協定

南相馬市(以下「甲」という。)と南相馬市内郵便局(以下「乙」という。南相馬市内郵便局は別紙１のとおり)は、南相馬市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第２条第１号に定める被害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、南相馬市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（１）　甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

（２）　郵便局ネットワークを活用した広報活動

（３）　災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（４）　乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

（５）　避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項（注）

（６）　株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

（７）　前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（注）避難者情報確認シート（避難先届）（別紙２、３のとおり）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

２　乙は、防災に関する相互の連絡調整のため、甲の行う防災訓練の参加に努めるものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第７条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲　南相馬市防災担当部長

乙　日本郵便株式会社　原町郵便局　総務部長

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、２０１５年１１月２０日から２０１６年3月３１日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が署名及び押印の上、各自１通を保有する。

２０１５年１１月２０日

甲　南相馬市原町区本町二丁目２７番地
南相馬市長　　桜井　勝延
乙　南相馬市原町区三島町１丁目３４番地
日本郵便株式会社　南相馬市内郵便局
代表　原町郵便局長　　小南　信治雄

33　相馬地方市町村消防団相互応援協定書

（協定の根拠）

第１条　消防組織法第２１条第２項の規定に基づく相馬地方市町村（以下「協定関係市町村」という。）の消防団相互応援は、本協定の定めるところによる。

（協定の目的）

第２条　本協定は、火災時または非常時に際して 、協定関係市町村の消防力を活用して、災害地における人的及び物的被害を最少限度に防止し、治安維持の安全を期することを目的とする。

（災害防ぎょの応援）

第３条　水、火災、その他非常事態発生等（以下「水、火災等」とい。）の防ぎょのための応援は、次の方法により相互に応援隊を派遣することによって行うものとする。

（１）　応援の要請があったとき。

（２）　消防機関が何等かの方法により、水、火災等の発生を覚知し、防ぎょ応援の必要ありと認めたとき。

２　応援側の市町村長又は消防団長は、受援側の要請及びその他の状況に応じて応援隊を編成する。

（応援隊の指揮）

第４条　応援隊は受援地の最高指揮者の指揮に従うものとする。

２　指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。

（報告）

第５条　応援隊の長は、現場到着及び引き揚げ時ならびに消防行動の状況を受援地の最高指揮者に報告するものとする。

（費用負担）

第６条　応援に要した費用は、次の方法によりそれぞれ負担するものとする。

（１）　応援に際し、発生した事故等により隊員の身体、機械器具又は第三者に与えた身体、建物、施設等の補償については、応援側の負担とする。ただし受援側の指揮下において発生した第三者に与えた損害補償については、受援側の負担とする

（２）　応援隊の出動に対する手当及び被服並びに機械器具等の損料は、応援側の負担とする。

（３）　応援隊に対する食料、機械燃料等の出動後の補給分については、受援側の負担とする。

（協議）

第７条　本協定に規定した以外の事項については、その都度協定関係市町村が協議のうえ決定する。

（協定の有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし期間満了の日の３ヶ月前までに４自治体から何ら申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後この例による。

（協定書）

第９条　協定書は正本４通を作成し、協定関係市町村が各１通ずつ保管する。

平成１８年６月２３日

相馬市長　立谷　秀清
南相馬市長　渡辺　一成
新地町長　加藤　憲郎
飯館村長　菅野　典雄

34　南相馬市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書

南相馬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、南相馬市災害ボランティアセンター（ 以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における効果的なボランティア活動を推進するため、南相馬市地域防災計画にもとづき、南相馬市内に災害が発生した場合に応急救助活動を行うセンターの設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（センターの設置等）

第２条　次の各号のいずれかに該当するときは、乙はセンターを設置するものとする。

(1)　甲がセンター設置の必要があると判断し、乙に要請した場合

(2)　乙がセンター設置の必要があると判断した場合

２　　センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上決定するものとする。

（設置の要請等）

第３条　甲は、前条第１項第１号の規定により乙にセンターの設置を要請するときは、日時、場所その他センターの設置に関し必要な事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合には、口頭、電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

２　乙は、前条第１項第２号の規定によりセンターを設置したときは、文書をもって甲に報告するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合には、口頭、電話等により報告し、後日文書をもって処理するものとする。

（センターの設置場所）

第４条　センターの設置場所は、原町区福祉会館内（南相馬市原町区小川町３２２番地の１）とする。ただし、災害等の状況により上記場所の設置が困難な場合は、甲乙協議によりセンター機能が果たせる場所を選定する。

２　甲は、著しい被害を受けた地域にセンターの分室機能を持つ現地センターを設置する必要があると乙が認めたときは、乙の要請により、その設置場所を確保し、提供するものとする。

（センターの運営）

第５条　乙が設置するセンターは、乙が主体となり、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターその他地域の各種団体等の協力のもとに運営を行うものとする。

（協力の要請）

第６条　乙は、単独ではセンターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（連携及び協力）

第７条　甲及び乙は、ボランティア活動や被災者支援に必要な情報を速やかに共有し、相互に連携・協力しながら、必要な業務を実施するものとする。

２　甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

３　甲は、乙が被災状況等の情報提供を求めた場合は、法令等により開示できないものを除き、情報提供を行うものとする。

４　甲は、必要に応じて南相馬市災害対策本部員会議に乙の職員の出席を求めることができる。

（センターの業務）

第８条　センターは、災害時の応急救助活動として次に掲げる業務を行うものとする 。

(1)　災害ボランティアの受入れに関すること

(2)　災害ボランティアのニーズ調査及びコーディネートに関すること

(3)　災害ボランティア活動の情報発信及び受信に関すること

(4)　災害ボランティア活動保険の加入手続きに関すること

(5)　災害ボランティア活動に必要な移動支援に関すること

(6)　災害ボランティア活動に必要な物品・資機材の調達、貸出、管理、保管に関すること
(7)　関係機関・団体との連絡・調整・仲介に関すること
(8)　災害ボランティア活動にかかる支援募金活動に関すること
(9)　その他災害ボランティア活動に必要な業務

（資機材等の確保）

第９条　甲及び乙は、相互に協力して災害時におけるボランティア活動に必要となる資機材等を確保するものとする。

（費用負担）

第 10 条　センターの設置及び運営に関する費用で、災害救助法その他法令に規定するものは、原則甲が負担し、その他の必要な費用負担は、甲乙協議の上決定するものとする。

２　乙は、前項の費用内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

（請求及び支払）

第 11 条　乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を精査しその費用を乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第 12 条　災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害の補償は、ボランティア活動保険により対応するものとする。

２　前項のボランティア活動保険の加入にかかる費用については、ボランティアの自己負担とする。

（報告）

第 13 条　甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（平常時における体制整備）

第 14 条　乙は、平常時から、第８条各号に規定する業務について備えるとともに、関係機関及び関係団体との間にネットワークを整備しておくものとする。

２　乙は、平常時から研修等を行い防災意識の啓発や災害ボランティアに関わる人材の育成に努めるものとする。

３　乙は、平常時からセンターの設置訓練等を行い、災害時に円滑に設置及び運営ができるよう努めるものとする。

４　甲は、前項に定める乙の活動に関し、必要な範囲で支援を行うものとする。

（個人情報の取扱い）

第 15 条　乙は、本協定にもとづき設置するセンターの運営に関して発生する個人情報の取扱いについては、社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会個人情報保護規程にもとづき、適切に管理するものとする。

（有効期間）

第 16 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、当該期間の満了の日の１か月前までに、甲又は乙から書面による協定の解除等の意思表示がないときは、１年間延期されるものとみなし、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第 17 条　この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自がその１通を保有するものとする。

令和３年７月１２日

甲　南相馬市原町区本町二丁目２７番地
南相馬市長　門馬　和夫

乙　南相馬市原町区小川町３２２番地の１
社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会
会長　西浦　武義

35　災害時等における福島県消防防災ヘリコプターの離着陸場の使用に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、南相馬市内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、福島県消防防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の離着陸場として、相馬地方広域消防本部（以下「甲」という。)が、南相馬市(以下「乙」という。)の市有地を使用するために必要な事項を定めるものとする。

（市有地の使用）

第２条　災害時又は発生のおそれがある場合において、甲が防災ヘリの離着陸場を必要とするとき、乙に対し市有地の使用を要請することができる。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、市有地を防災ヘリの離着陸場として甲に使用させるものとする。

（市有地の所在）

第３条　この協定に基づき使用する市有地の所在は、次のとおりとする。

なお、詳細は、別紙「使用可能範囲」による。

No.	所在及び施設名称	施設所管課及び連絡先
1	原町区桜井町二丁目 166 外 南相馬市野球場（グラウンド）	市民生活部スポーツ推進課 0244-46-2124
2	原町区片倉字畦原 4-1 南相馬市馬事公苑（駐車場）	市民生活部スポーツ推進課 0244-46-2124
3	原町区高見町二丁目 54-1 市立総合病院脳卒中センター(屋上ヘリポート)	総合病院事務課 0244-26-8941
4	鹿島区寺内字迎田 37 外 鹿島生涯学習センター（駐車場）	教育委員会生涯学習課 鹿島生涯学習センター 0244-46-5116
5	小高区蛯沢字藤沼 50-1 小高東部運動場（グラウンド）	市民生活部スポーツ推進課 0244-46-2124

（手続き）

第４条　甲が防災ヘリの離着陸場として市有地を使用する際は、緊急を要する場合を除き、事前にこの施設所管課に連絡するものとする。

（安全管理）

第５条　甲が防災ヘリの離着陸場として市有地を使用する際は、安全の確保に万全を期するものとする。

（事故発生時の対応）

第６条　防災ヘリの離着陸に関連して、万が一、事故や災害(以下「事故等」という。)が発生した場合は、甲は速やかに適切な応急措置を行うとともに、乙その他の関係者に対して事故等が発生した旨を連絡し、必要な措置について乙と協議しなければならない。

２　事故等が発生した場合、甲は乙と協力をして事故等の原因調査にあたるものとする。

（原状回復）

第７条　甲が防災ヘリの離着陸場として市有地を使用した後、乙にこれを返却する際は、原状回復を行うものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙の協議により定める

（協定の期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の１箇月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出が無い場合は、本協定はさらに１年間有効とし、その後もこの例による。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和３年３月 31 日

甲　福島県南相馬市原町区高見町一丁目 272 番地
　　相馬地方広域消防本部
　　消防長　菅野　忠孝

乙　福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地
　　南相馬市長　　門馬　和夫

36　災害時における無人航空機（ドローン）等の運用に関する協定

南相馬市（以下「甲」という。）と、南相馬ロボット産業協議会（以下「乙」という。）とは、災害時の無人航空機（ドローン）等の運用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、南相馬市内で地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲の協力要請に基づき乙が行う無人航空機等による災害情報の収集等の業務に関し、必要な事項を定め、防災・減災対策の推進を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時等において必要があると認める時は、乙に対し以下の事項について協力要請を行うものとし、乙は、可能な範囲で甲の協力要請に応じるものとする。

(1)　災害状況または災害発生のおそれがある地域の状況を把握するために必要な映像や画像等の情報収集及び提供に関すること。

(2)　その他、甲及び乙が必要と認める事項。

２　前項の甲の協力要請は、協力要請書兼活動実施報告書（別記第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（活動に関する協議）

第３条　第２条による甲の協力要請に基づき活動を行うもの（以下「協力者」という。）は、活動に関して甲と協議した上で、甲の指定する現場指揮者の指示に従い、活動を実施するものとする。

（安全の確保等）

第４条　甲は、協力者の構成員に対し、安全の確保に十分に配慮するものとする。

２　協力者は、活動を実施するにあたり、自身の負傷、及び第三者への損害が発生しないよう、安全に十分注意するものとする。

（活動報告）

第５条　協力者は、災害時等における活動を完了した時は、速やかにその実施した活動内容を協力要請書兼活動実施報告書（別記第１号様式）で甲に報告するものとする。

（著作権の帰属）

第６条　撮影した成果品の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 17 条に規定する著作権をいう。）は、甲に帰属する。

２　協力者は、撮影した成果品を、甲の許可なく、インターネット、テレビ放送その他手段により公開してはならない。

（費用の負担）

第７条　協力者が行った活動に対する費用負担については、甲は協力者の活動に対する適正な対価を協力者に支払うものとする。

（損害の負担）

第８条　協力者が活動の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたとき、または使用する機体等に損害が生じたときは、協力者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その損害について協力者が負担するものとする。

ただし、協力者に悪意がないとき、または明らかに協力者の責に帰さない原因により、第三者に損害を及ぼしたとき、及び使用する機体等に損害が生じたときの負担は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（平常時の準備）

第９条　乙は、平常時から乙の構成員の無人航空機の活用技術維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

（訓練への参加）

第 10 条　乙は、この協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。

2　乙は、甲及び甲が設ける消防機関の無人航空機（ドローン）の操作技術向上のために、訓練等において技術的な指導を行うものとする。
3　訓練等に参加する際に発生する費用は、乙の負担とする。
ただし、事故等により損害が発生した場合の費用は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。
（法令の遵守）
第 11 条　協力者は、活動を実施するにあたり、航空法その他関連する法令を遵守しなければならない。
（秘密の保持）
第 12 条　協力者は、活動の実施に当たり業務上知り得た情報を漏らしてはならない。活動完了後もまた同様とする。
（協定期間）
第 13 条　この協定の期間は、締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲乙いずれからも文書による特段の申し出がない場合には、引き続き１　年間効力が延長されるものとし、以後も同様とする。
（その他）
第 14 条　この協定に定めのない事項、または、疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙が署名のうえ、各１通を保有する。

令和３年４月 28 日

甲　南相馬市原町区本町二丁目２７番地
南相馬市長　門馬　和夫
乙　南相馬市原町区本町一丁目１１１番地
南相馬ロボット産業協議会
会長　　五十嵐　伸一

37　地震等大規模災害に関する基本覚書

南相馬市以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社水戸支社（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害（以下「災害等」という。）の発生時の対応について、次のとおり基本事項を定め覚書を交換する。

1　目的

この覚書は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災を教訓とし、災害等の発生に協力して市民及び鉄道利用者等に安全な環境を提供することで「安全で安心できるまちづくり」に資することを目的とし、協力内容や役割分担等必要な事項を定め、円滑な災害対策を実施するものとする。

2　連絡体制の確立

甲及び乙は、災害等の発生に備え、緊急時連絡体制を確立するものとする。

3　情報の交換

甲及び乙は、災害等が発生又はその恐れがあると判断したときは、緊急時連絡体制に基づき速やかに情報の交換を行うものとする。新たに災害等の緊急情報を取得した場合も、緊急時連絡体制に基づき速やかに情報の交換を行うものとする。

4　避難場所等の指定及び役割の明確化

甲及び乙は、災害等の発生に備え、市民及び鉄道利用者等のための一時避難場所及び指定避難所を指定するとともに、甲及び乙は誘導時のそれぞれの役割を明確にするものとする。

5　帰宅困難者の帰宅に対する相互協力

甲及び乙は、市民及び鉄道利用者等の早期帰宅に向けて、相互に協力するものとする。

6　津波に対する相互協力

甲及び乙は、津波に備え、避難経路及び安全な避難場所を指定し、迅速な避難誘導ができるよう相互に協力するものとする。

7　早期復旧

乙は、災害等の影響で列車の運行が出来なくなった場合において、通勤及び通学等の鉄道利用者のために早期復旧に努めることとする。

なお、甲は乙から早期復旧に向けて協力要請があった場合は、出来る限り協力するものとする。

8　訓練の実施

甲及び乙は、災害等の発生に備え、適宜訓練を行うものとする。

9　確認書の締結

甲及び乙は、上記項目を具体化するために、詳細について別途「地震等大規模災害に関する確認書」を交換するものとする。

10　その他

本覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、別途、甲及び乙で協議し定めるものとする。

以上、覚書の証として本書２通を作成し、各々記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

平成 24 年８月９日

甲　福島県南相馬市原町区本町二丁目 27
南相馬市長　桜井　勝延

乙　茨城県水戸市三の丸１丁目４番４７号
東日本旅客鉄道株式会社
執行役員　水戸支社長　小池　邦彦